

課題別指針
市 民 参 加

2017 年 3 月

独立行政法人国際協力機構

国内事業部

序 文

2015年2月に閣議決定された開発協力大綱において、「現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である」と謳われているとおり、JICAと地方自治体やNGO／市民社会組織（CSO）、民間企業等が連携し、日本の有する優れた技術やノウハウを活かした国際協力を行うことが期待されています。また、国際社会が取り組むべき共通目標として掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」達成に向けては、多様なアクターとのパートナーシップに基づき、開発途上国のニーズにきめ細かく対応することが重要です。さらに今後継続して様々なパートナーとの連携を推進していく上でも、国内における世界の課題と国際協力に関する理解・参加への促進が重要と考えます。

係る状況を踏まえ、2008年に策定された「課題別指針（市民参加）」をこのたび改訂しました。今回の改訂においては、JICA市民参加協力事業の目的に「日本の地域社会への還元」という新たな項目を加えました。これを踏まえ、開発途上国の開発課題に貢献するだけでなく、現地での活動を通じて培われた経験や知見を、日本国内の地域社会における取り組みに活かすことで、日本社会の地域活性化にも資する双方向の事業を実施すべく、各アクターとの連携を更に強化していきます。

本指針が JICA 関係者間で市民参加に関する基本的な情報や知識の共有を図ることに資すると共に、事業計画の企画・立案及び実施の際の参考資料として活用されることを期待するとともに、JICAナレッジサイト等を通じて外部に公開することにより、広く一般の方々にもこれら JICA の市民参加に対する基本的な考え方を知っていただきたいと考えています。

JICA 国内事業部担当理事

加藤 宏

課題別指針 目次

序文

目次

要約

第1章 市民参加による国際協力の概況	1
1-1 市民参加の概況及び定義	1
1-2 国際的な動向	2
(1) グローバル社会における市民社会の台頭	
(2) 援助効果の向上にむけたCSOの取り組み	
(3) ポスト2015開発アジェンダ策定プロセスにおけるCSOの対応	
1-3 日本国内における動向	4
(1) 日本における市民参加の動向と促進された要因	
(2) 国際協力の主な担い手とその動向	
(3) わが国の国際協力への支持・理解層の動向	
第2章 市民参加に対するJICAのアプローチ	22
2-1 JICAの市民参加の理念、意義	22
(1) 理念「国際協力を日本の文化に」	
(2) 意義	
2-2 課題体系図	25
2-2-1 課題体系全体図と戦略目標	25
2-2-2 戦略目標と中間目標の関係	26
2-2-3 中間目標におけるJICA市民参加協力事業の位置づけ	27
2-3 市民参加に対する効果的アプローチ	28
2-3-1 戦略目標	28
(1) 多様なアプローチによる開発への貢献	
(2) 日本の地域社会への還元	
(3) 国際協力への理解・参加促進	
2-3-2 戦略目標達成のための地域連携の推進	31
2-4 JICAの市民参加の範囲、果たすべき役割、長期的展望	32
2-4-1 JICAの市民参加の範囲、果たすべき役割	32
(1) JICAの市民参加の範囲	
(2) JICAの果たすべき役割	
2-4-2 長期的展望	34

2-5	アクター別アプローチ	35
2-5-1	アクター分析と連携の方向性	35
2-5-2	地域での国際協力の担い手との連携	42
第3章 JICAの市民参加協力の各事業の実施方針と今後の方向性		44
3-1	主な協力プログラムと実施方針	44
3-1-1	開発教育支援事業	44
3-1-2	ボランティア事業	47
3-1-3	草の根技術協力事業	49
3-1-4	NGO等活動支援事業	52
3-1-5	市民の理解促進・参加支援事業	54
3-1-5-1	拠点型の地球ひろば機能	54
3-1-5-2	拠点外で実施する理解促進・参加支援	56
3-1-6	その他	56
3-1-6-1	研修事業	56
3-1-6-2	民間連携	57
3-1-6-3	世界の人びとのためのJICA基金	58
3-1-6-4	専門家養成確保事業	59
3-1-6-5	広報	60
3-2	実施上の留意事項	61
	(1) 連携にあたっての基盤	
	(2) 連携事業のアプローチ	
	(3) 相互対話の姿勢と柔軟な思考	
	(4) 公金事業への理解	
	(5) 自立発展性	
3-3	今後の検討課題	62
	(1) 市民参加協力事業と他事業（技術協力プロジェクト、研修など）との補完	
	(2) 新たな国際協力への参加者・団体等の開拓	
	(3) 地域との連携強化	
	(4) 戦略的アプローチ	
	(5) SDGs達成に向けてのNGO/CSOとの協働	
別添	課題別指針作成メンバー（2014年5月～2016年3月）	64
附属資料		

課題別指針「市民参加」要約

市民参加の理念、意義

(1) 理念：「国際協力を日本の文化に」

私たちの暮らしが海外との相互依存の上に成り立っているとの認識に基づき、日本の文化である「他者に対する共感や助け合いの伝統」を、身近な人々のみならず広く世界まで広げていくことにより、国際協力が当たり前で身近に感じられる社会を目指していく。また、グローバルな視点やグローバルな課題への対応力を持つ市民が増えることで、日本の地域社会がさらに豊かになっていくことも期待される。

JICA は様々なアクターと協働して、開発途上国の現状を広く国内で伝え、国際協力に対する市民の理解・支持を得るとともに、市民の発意による国際協力活動が開発途上国の人々に届くプロセスを支援していくことにより、理念の実現を目指す。

(2) 意義

市民参加は①きめ細やかな国際協力の実現、②日本社会の地域活性化への貢献、③国際協力への支持拡大、及び国際協力の担い手・グローバル人材の育成の3つの意義の下、開発への貢献はもちろん、開発途上国にて得られた経験、知見を日本国内にフィードバックすることにより、開発途上国と日本の間を循環する双方向の事業として、**開発途上国も日本も元気にすること**を目指して行く。

また、市民参加はSDGsの達成に向けて、非常に大きな役割を担っている。「誰も取り残さない」等のSDGsの理念の実現には様々なアクターによる参画、貢献が必要不可欠であり、その役割を最も果たしうるのが市民参加である。各アクターが主体的にSDGsに取り組み、さらにアクター間で連携を深めることにより、SDGs達成に向けた相乗効果が期待できる。

JICAの戦略目標、課題体系全体図、果たすべき役割

(1) 戦略目標（3本柱）と土台作り

市民参加では、戦略目標として①「多様なアプローチによる開発への貢献」、②「日本の地域社会への還元」、③「国際協力への理解・参加促進」の3つを掲げる。また、本戦略目標を達成するためには、市民参加は地域の人々や様々なアクターの参加が不可欠であるため、土台作りとして④「地域連携の推進」の視点が欠かせない。

① 多様なアプローチによる開発への貢献

様々なアクターとの連携を強化することにより、開発途上国のニーズにきめ細かく対応していく。そのために、**市民参加協力事業を拡充し、多様なアプローチを提供するとともに、市民参加協力事業の成功モデルを技術協力プロジェクト**

クト等でも活用する。

② 日本の地域社会への還元

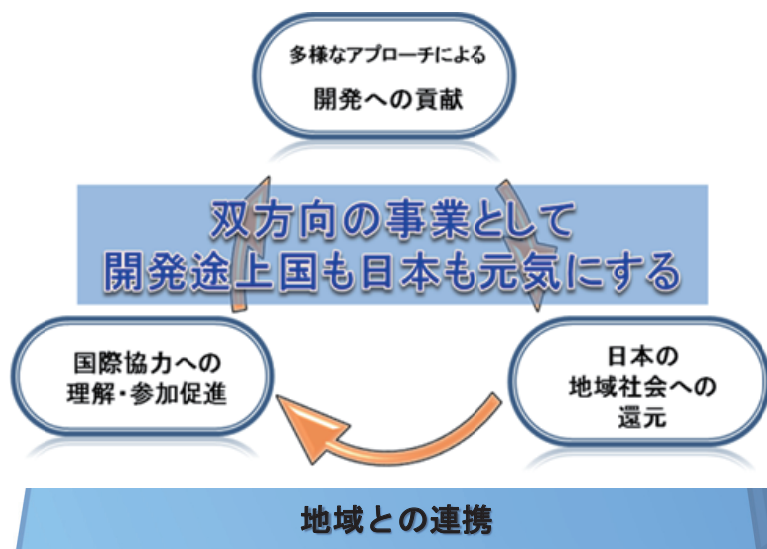
開発途上国での活動を通じて培われた経験や知見を日本国内の地域社会における取り組みに活かし、「地域活性化」、「グローバル人材育成」、「多文化共生」等の国内の重要な課題対応にも貢献する。

③ 国際協力への理解・参加促進

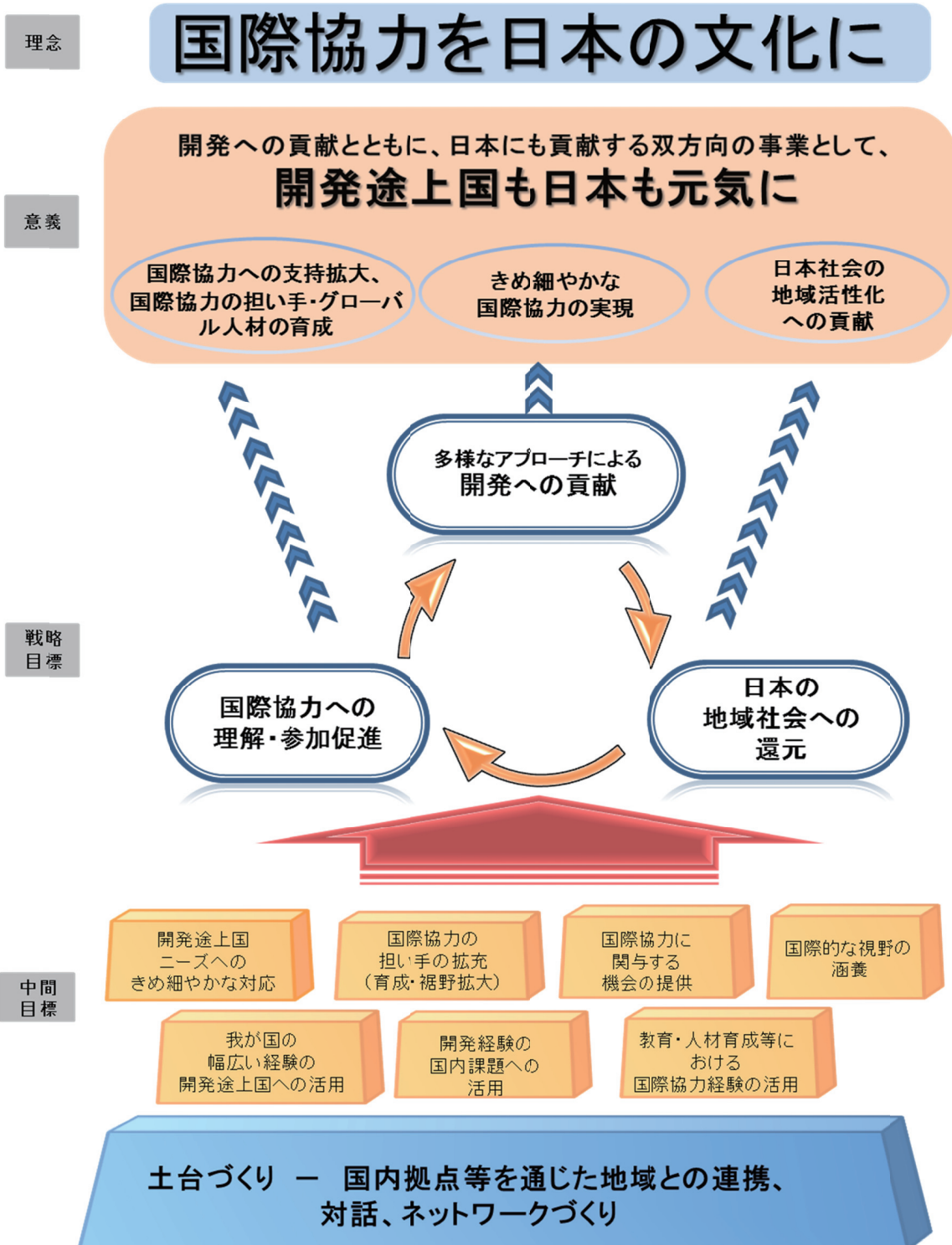
市民の理解・支持拡大を図るため、国際協力活動の成果の発信や、各種事業広報等、様々なアプローチを実施すると共に、昨今、日本国内でニーズや関心の高い、グローバル人材育成にも JICA 事業を活用した取り組みを行っていく。

④ 地域連携の推進

地域における連携を効果的に進めるために、地方自治体、大学・研究機関、NGO／市民社会組織（CSO）、企業のCSR活動など数多くのパートナーから戦略的に連携相手や窓口部署を開拓・選択し、人的ネットワークを強化する。



(2) 課題体系全体図



(3) JICAの果たすべき役割

市民の国際協力への関心や理解を高め、共感や支持を得るとともに、国際協力への参加を促進するために、JICAは、以下2つの「結節点」としての役割を果たす。

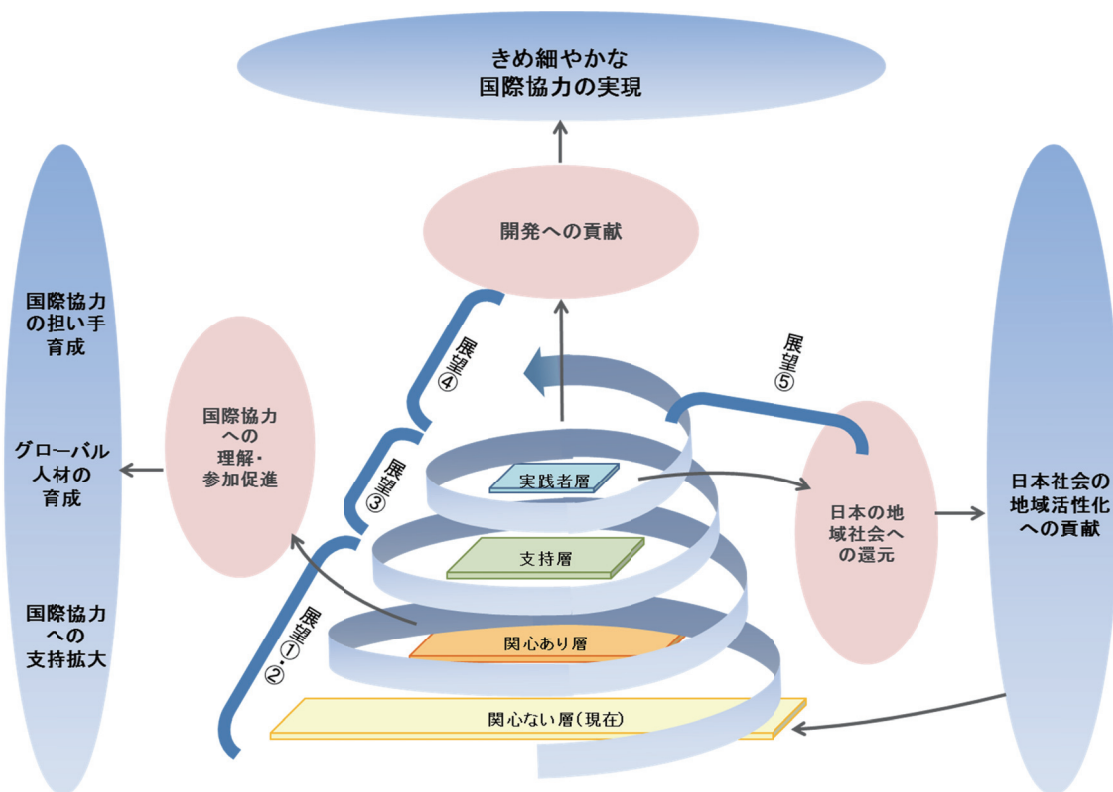
- ・日本と開発途上国を結ぶ「結節点」
- ・日本国内の様々なアクターを結ぶ「結節点」

長期的展望、効果的なアプローチ

(1) 長期的展望

- 展望① 地球的規模の課題に対する市民の理解や共感が深まり、国際協力に関心をもつ市民が増加する。
- 展望② 日本国内において国際協力活動を支援する土壌が醸成される。
- 展望③ 市民による国際協力活動が活発化し、日本の協カリソースが多様化し、拡大する。
- 展望④ 様々なアクターとの連携を通じ、幅広いニーズに応える多様なアプローチが実現する。
- 展望⑤ 開発途上国での国際協力活動の知見が、日本の地域社会に還元される。

<市民参加の長期的展望>



(2) 効果的なアプローチ

「地域との連携」は市民参加を推進する土台となる部分である。アクター別に戦略的なアプローチをとることにより、地域のアクターが有する強みや持ち味を国際協力を効果的に活用していく。

<主なアクターとその目指すべき方向性>

	JICA として目指す連携の方向性
地方自治体	① 地方自治体の有する行政ノウハウ、技術、リソースを開発に活かす
	② 地方自治体の国際協力活動と、海外展開の促進を支援し、ひいては地域の課題解決に貢献する
	③ 地方自治体との国際協力に関する関係強化
教育機関 (大学を除く)	① 教育行政を通じた教員へのアプローチ、学校現場における開発教育の位置づけを明確にする
	② 教員の開発教育／国際理解教育に対する理解促進、および教育現場への支援を行う
	③ 児童・生徒への直接的な働きかけを効果的に実施する
大学	① 大学の有する専門的知見、人脈、教育機能、社会への発信機能を開発に活かす
	② 大学の国際協力活動を推進する
	③ 大学との国際協力に関する関係強化
	④ 大学を通じた地域の国際化や地域活性化の推進
NGO／市民 社会組織 (CSO)	① NGO／CSO の有する独自性、自発性、現地での強み、アプローチの多様性を開発に活かした事業を実施する（連携）
	② NGO／CSO の現状と課題に即した組織マネジメントや事業実施能力向上等に係る支援を行う（支援）
	③ NGO／CSO との対話・協議を通じた制度改善等を行う（対話）
民間企業	① 企業の技術、ノウハウ、資金、リソースを開発に活かす
	② 企業と他のアクターとの連携推進による開発途上国での協力を促進する
	③ 企業の社会貢献活動（CSR 等）を支援する
市民全般	① 市民の国際協力活動への理解を促進する
	② 市民に国際協力活動への参加機会を提供し、参加を促進する

課題別指針

市 民 参 加

第1章 市民参加による国際協力の概況

JICAの市民参加による国際協力を取り巻く環境を理解するために、関連アクターによる国際協力に関係する国際的潮流、日本国内の動向、各関連アクターを取り巻く環境の変化や役割、わが国の国際協力への支持・理解層の動向について以下に述べる。

1-1 市民参加の概況及び定義

グローバル化が進む現代の国際社会では、世界各地のあらゆるリスクが、わが国を含む世界の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。新興国・開発途上国との相互依存関係が深化し、これらの国々と日本の市民との接点が増えてきており、開発途上国を含む諸外国や国際協力に対する関心も高まっている。

そのような中、世界が抱える開発課題は、グローバル化の進展とも相まって、多様化・複雑化してきている。これら開発課題に対応し、開発途上国の持続的成長に貢献するためには、従来の政府間協力だけでなく、地方自治体、NGO／市民社会組織（CSO）（Civil Society Organization。以下「CSO」という。）、大学、民間企業¹や市民をはじめとする多様なアクターが国際協力に参画し役割を担うことが、ますます重要となってきた。

JICAは日本の市民と開発途上国の人々の架け橋となることを使命とし、2003年の独立行政法人化を機に、「市民参加」を新たな主要業務の一つと位置づけ、以下の定義に基づき、日本の市民の発意に基づく国際協力活動の推進に取り組んでいる。

【JICAの市民参加の定義】

開発途上国と日本をつなぐ架け橋として、日本の市民による国際協力活動²をJICAが促進・支援し、また協働して事業を行うこと。

本指針は、国際協力に取り組む市民の動向を踏まえ、JICAの行う「市民参加」の考え方を整理し、今後取り組むべき方針についてまとめたものである。

¹ 本指針において民間企業も市民参加の主なアクターとして取り上げているが、「民間連携」自体の方針と事業の見直しは別途検討していることから、ここでは詳しく扱わない。

² ここでの「国際協力活動」とは、開発途上国の人々が抱える課題の解決を目指して行われる国際協力活動や国際協力を支える様々な活動を指す（海外で行われるものと国内で行われるもの、ODA事業の一環として行われるものと市民自らによる活動のいずれをも含む）。

なお、本指針においては、「市民」及び「NGO／CSO」を以下と定義する。

【市民】

国際協力機構法第十三条第一項第四号の以下に基づくものとする。

「国民等の協力活動」の主体である、国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、その他民間の団体等、地方公共団体、大学。

【NGO／CSO】

社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、その他民間団体（任意団体含む）等、営利を目的とせず、政府から独立して自発的に市民活動を行う団体を指す。

1-2 国際的な動向

（1）グローバル社会における市民社会の台頭

1990年代頃から、グローバル化が進む中、複雑化する開発課題に対応するには、政府のみならず市民の参加が必要であるとの共通認識が進んだ。受け手側の開発途上国内での関係者の多様化が進む中、先進国側にも多様な開発の担い手が必要であるとの認識が生まれ、1992年の国連環境開発会議³（通称：地球サミット。ブラジル・リオデジャネイロで開催）には、各国の政府のみならずNGO／CSOが参画した。同会議は、その後の国際政治・経済（2002年国連持続可能な開発会議⁴など）における市民社会の存在感を示すきっかけとなり、これまでの担い手の中心であった政府・民間企業に加えて、NGO／CSOや地方自治体の果たす役割が重要視されるようになった。また2000年には、国連は開発途上国の諸問題の解決には民間企業の協力が不可欠として「グローバルコンパクト」⁵を提唱し、国際開発協力を行う上で民間企業を重要なパートナーとして捉え、民間企業との連携を強化するなど様々なアクターが国際協力に関わる動きが広がっている。

（2）援助効果の向上にむけたCSOの取り組み

2000年に国連ミレニアム開発目標（MDGs）（Millennium Development Goals。以下「MDGs」という。）が設定された以降は、同目標を達成するために、援助の質の向上と量（開発資金）の確保に向けた国際的な風潮が高まった。

援助効果の向上にかかる被援助国とドナーコミュニティ間の対話は、2003年2月にローマにおいて開催された「調和化のためのハイレベルフォーラム（以

³ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/unced1992.html>)

⁴ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/rio_p20/gaiyo.html)

⁵ グローバル・コンパクト（2000年）は、企業に責任ある企業市民として向上することを求め、参加各企業に対して、それぞれの影響力の及ぶ範囲内で、人権、労働基準、環境、腐敗防止につき国際的に認められた規範（10原則）を支持・実践するよう要請するイニシアティブ。世界全体で6,265社、日本では73社・グループが参加。

下「HLF」という。)」を皮切りに、その後の第2回パリ HLF (2005年)、第3回アクラ HLF (2008年)、第4回釜山 HLF (2011年)でも継続して行われた。これら一連の国際会議は OECD/DAC 主導で開催された。当初は被援助国政府とドナー国政府/援助機関の、双方が取り組むべき援助手続きの調和化などの議論が主に展開された。

第3回アクラでのフォーラムのあと、市民社会も並行して自らの活動に関する開発効果に関する議論を取りまとめて、援助の質の向上の議論に主体的に参画すべきであるとの動きが活発化した。2009年に CSO の国際的なネットワークである Open Forum for CSO Development Effectiveness (以下「オープンフォーラム」という。)が設置され、釜山 HLF に向けて各種提言を取りまとめることになった。

オープンフォーラムは各国の CSO に呼びかけ、各国でのナショナルコンサルテーションと地域会合を開催し、2009年9月には、第1回世界大会で8つの指針から構成される「イスタンブール原則」⁶を取りまとめた。2010年の第2回世界大会では、イスタンブール原則をより詳細に CSO の活動に反映させるためのガイダンス・ペーパーである「シムリアップ合意」⁷を取りまとめた。

2011年の釜山 HLF には多くの CSO が出席し、同フォーラムの成果文書である「効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ」⁸には、CSO のイニシアティブにより、以下の文言が入ることとなった。

- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を目的とした努力を加速化する。
- 人権に基づくアプローチを促進し、実施を監視する上での市民社会の重要な役割を認識し、CSO の開発への貢献が最大化される政策環境に着目する。
- イスタンブール原則などに主導される説明責任と開発効果への貢献強化を奨励する。

(3) ポスト 2015 開発アジェンダ策定プロセスにおける CSO の対応

2012年6月にリオで開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書である「The future we want」において、2015年度を目標年度とする MDGs の後続となる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。)の作成が合意された。

その後、この内容を検討する政府間交渉プロセスが立ち上げられ、オープンワーキンググループを設置することが合意された⁹。

⁶ Open Forum for CSO Development Effectiveness

HP (http://cso-effectiveness.org/istanbul-principles_067?lang=en)。①人権と社会正義を尊重し、推進する。②女性と少女の人権を推進し、ジェンダーの平等と公平性を実現する。③人々のエンパワーメント、民主的オーナーシップと参加に焦点を当てる。④環境の持続性を推進する。⑤透明性とアカウンタビリティを順守する。⑥公平なパートナーシップと団結を模索する⑦知識を創出、共有し、相互学習に関与する。⑧プラスの持続的変化の実現に寄与する。

⁷ Open Forum for Development Effectiveness フレームワーク

(http://cso-effectiveness.org/IMG/pdf/final_framework_for_cso_dev_eff_07_2011-3.pdf)

⁸ OECD4th ハイレベルフォーラム報告書 (<http://www.oecd.org/dac/effectiveness/49650173.pdf>)

⁹ OWG HP (<https://sustainabledevelopment.un.org/focussdgs.html>)

SDGs は、ポスト 2015 開発アジェンダとして統合されることが想定され、その具体的なゴール・ターゲットの議論がオープンワーキンググループにおいて展開された。オープンワーキンググループは 2013 年 3 月から 2014 年 7 月にかけて 13 回開催され、各国代表に加え、CSO の代表も議論に参画するとともに、CSO が多くのサイドイベントを開催するなどアドボカシー活動を活発に行った。

2014 年 8 月にオープンワーキンググループは報告書「Open Working Group proposal for Sustainable Development Goals」¹⁰をとりまとめ、国連に提出され、同報告書は、2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (Transforming Our World: 2030 Agenda for Sustainable Development)」¹¹の土台となった。また、児童や女性支援を中心に活動を展開している CSO などが協働して提言書¹²を取りまとめて提出するなどした結果、児童や女性に対するあらゆる形態による虐待を根絶することがターゲットに入れられ、また文言が強化されたこと等を例とし、主に、人権擁護を後押しするなどの成果につながっている。

2030 アジェンダの一部を構成する SDGs は、2030 年までを目標とし「誰一人取り残さない」を基本理念として 5 つの P (People、Planet、Prosperity、Peace、Partnership) を指針とするものであり、社会・環境・経済の 3 側面のバランスを重視した開発目標である。SDGs は、日本等の先進国含む全ての国に適用される普遍性を最大の特徴とし、17 ゴール、169 ターゲット、230 指標で構成されるものであり、MDGs での課題 (保健、教育等) を引き継ぎつつも、新たに顕在化した課題 (環境、格差是正等) もゴールに含まれている。SDGs のゴール 17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」では、MDGs の先進国から開発途上国へという構図ではなく、民間企業、CSO、地方自治体、研究機関等のマルチステークホルダー・パートナーと連携強化を図った上でのゴール等への取組の重要性が掲げられている。

上記のとおり、近年 CSO は開発援助の担い手としての地位を確立すると同時に、国際的な開発援助の枠組みを議論する場においても、その存在感を大きく示すに至っている。

1-3 日本国内における動向

(1) 日本における市民参加の動向と促進された要因

1) 日本社会での動き

1995 年に発生した阪神・淡路大震災は、救援・支援・復興過程における非営

¹⁰ OWG 報告書 (<https://sustainabledevelopment.un.org/index.php?page=view&type=400&nr=1579&menu=1300>)

¹¹ 外務省 HP「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択する国連サミット (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001387.html)

¹² 提言書

(http://resourcecentre.savethechildren.se/sites/default/files/documents/a_world_without_violence_against_children_brief.pdf)

市の市民団体の存在と活躍を社会的に知らしめ、多くの人々の関心と参加を得るに至った。同震災を契機に市民団体を法的に支援する重要性の認識が高まり、1998年3月議員立法により特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）が成立（2012年に改正）するに至ったことから、1995年は日本における「ボランティア元年」とも位置づけられている。その結果、国際協力・交流分野においても地域や分野などを基盤として、より自発的に国際協力・交流を行うことを通じた社会貢献を目指す個人や NGO/CSO が増加した。未曾有の災害である 2011 年の東日本大震災では、国内外のこれまでの経験・知見を活かした支援活動を NGO/CSO や市民が行政や企業、国内外のネットワークなどとも連携しながら取り組んできている。

日本国内の NGO/CSO においても SDGs への感度は高く、各 NGO/CSO が SDGs への取組方針を打ち出すだけでなく、SDGs の観点を踏まえた民間企業の CSR 分野のコンサルティングを実施する等の SDGs を共通言語とした取組が実施されている。

2) 援助政策上の動き

従来政府ベースで取り組んできた政府開発援助に対し、1979年のインドシナ難民問題などを契機に設立された国際協力 NGO は一線を画して開発課題に取り組んでいた。一方、開発途上国の草の根レベルでの貧困層支援などに多くの知見と専門性を持つ、非政府の開発アクターとの連携、国内での ODA に対する信頼と支持の確保が政府において強く認識されることになり¹³、第二次 ODA 懇談会（2002年3月）では、日本の国際貢献の柱として ODA への市民の参加機会作りを含めた ODA 改革が提言された。翌 2003年8月に閣議決定を経て改定された日本の援助政策の根幹である「政府開発援助（ODA）大綱」では、「NGO 等の援助関係者との連携」や「国民各層の広範な参加」、「開発教育」、「情報公開と広報」の諸点が盛り込まれるに至った。これらの点は、2015年2月に従来の ODA 大綱を改定して閣議決定された開発協力大綱において、より一層重視されている¹⁴。

また、日本の SDGs 達成に向けた実施指針の検討を行う、持続可能な開発目標推進円卓会議の構成員には、民間セクター、国際機関等に加え、NGO/CSO の代表者も含まれており、実施指針の策定は、実施原則である包摂性や参画型等の視点において NGO/CSO の考えが盛り込まれ策定された。

各層の広範な参加による国際協力は、この間 NGO/CSO との連携の動きの他にも、地方自治体による国際交流・協力への参画¹⁵や、地方自治体や中小企業を含めた企業による国際展開の政策重視¹⁶の動きとも重なり、大学・教育機関との連携も含めて国内各アクターとの連携による国際協力の推進は大きく進んで

¹³ 1998年1月 ODA 改革懇談会、1999年8月中期 ODA 政策、1999年 ODA 大綱策定等

¹⁴ 「連携の強化（市民社会との連携など）」、「情報公開、国民及び国際社会の理解促進」、「開発教育の推進」、「開発協力人材・知的基盤の強化」などの諸点が盛り込まれている。

¹⁵ 1989年 地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、1995年 自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針

¹⁶ 2010年 新成長戦略、2012年 中小企業海外展開支援大綱、2013年日本再興戦略

いる。これらの連携に際し、国内の地域活性化の視点やグローバル人材育成の重要性なども合わせてその重要性が議論されている。

3) JICA における動向

JICA 事業における市民参加の歴史は長く、1965 年の青年海外協力隊事業の開始に遡る。また、1990 年代後半には、NGO/CSO との対話と連携促進を目的とした NGO-JICA 協議会¹⁷（1998 年度開始）や NGO/CSO からの提案された事業を JICA と協働で実施する開発パートナー事業（1999 年度開始）、NGO-JICA 相互研修（1998 年度開始）、結節点としての国内拠点の設置に加えて、JICA の各県の窓口としての国際協力推進員¹⁸の配置（1996 年度開始）など、NGO/CSO との連携強化のための様々な取り組みが開始されてきた。

2002 年に市民参加協力事業が JICA 事業の一部として制度化され、それを基に、独立行政法人化を機に策定された国際協力機構法¹⁹においても明文化された。また同年に、草の根技術協力事業が開始²⁰されて以降、JICA の市民参加協力事業はこれまで着実に拡大してきた²¹。

その後も 2006 年に開設した地球ひろば²²をはじめとする国内拠点の窓口機能の強化により、市民や各アクターと JICA の接点は増加しており、市民や各アクターの要望も踏まえながら、ODA 事業へ市民が参加できるメニューを充実させ、国内拠点を中心に市民参加協力事業に取り組んでいる。

また、2008 年には、国際協力への市民の取り組みの現状や動向、またアプローチを整理し、JICA 事業による協力の方向性や留意点を示すため、課題別指針「市民参加」を作成した。2008 年以降に策定されたさまざまな戦略（新成長戦略・日本再興戦略・地方創生戦略など）や開発協力大綱を踏まえ、市民参加に係る事業がますます拡大し、NGO/CSO や地方自治体との連携が深化するなど、四囲の状況が変化している。これらを踏まえ、このたび、課題別指針「市民参加」を改訂することとなった。

¹⁷ (http://www.jica.go.jp/partner/ngo_meeting/)

¹⁸ (<http://www.jica.go.jp/about/structure/suishin/>)

¹⁹ 独立行政法人国際協力機構法第 13 条第 4 号 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0136.html>)

²⁰ 日本の NGO/CSO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体との連携を一層推進するために、「開発福祉支援事業」、「開発パートナー事業」及び「小規模開発パートナー事業」の NGO/CSO との連携事業、「国民参加型専門家」及び「地域提案型研修」の地方自治体との連携事業を整理・再編して 2002 年度に設置。

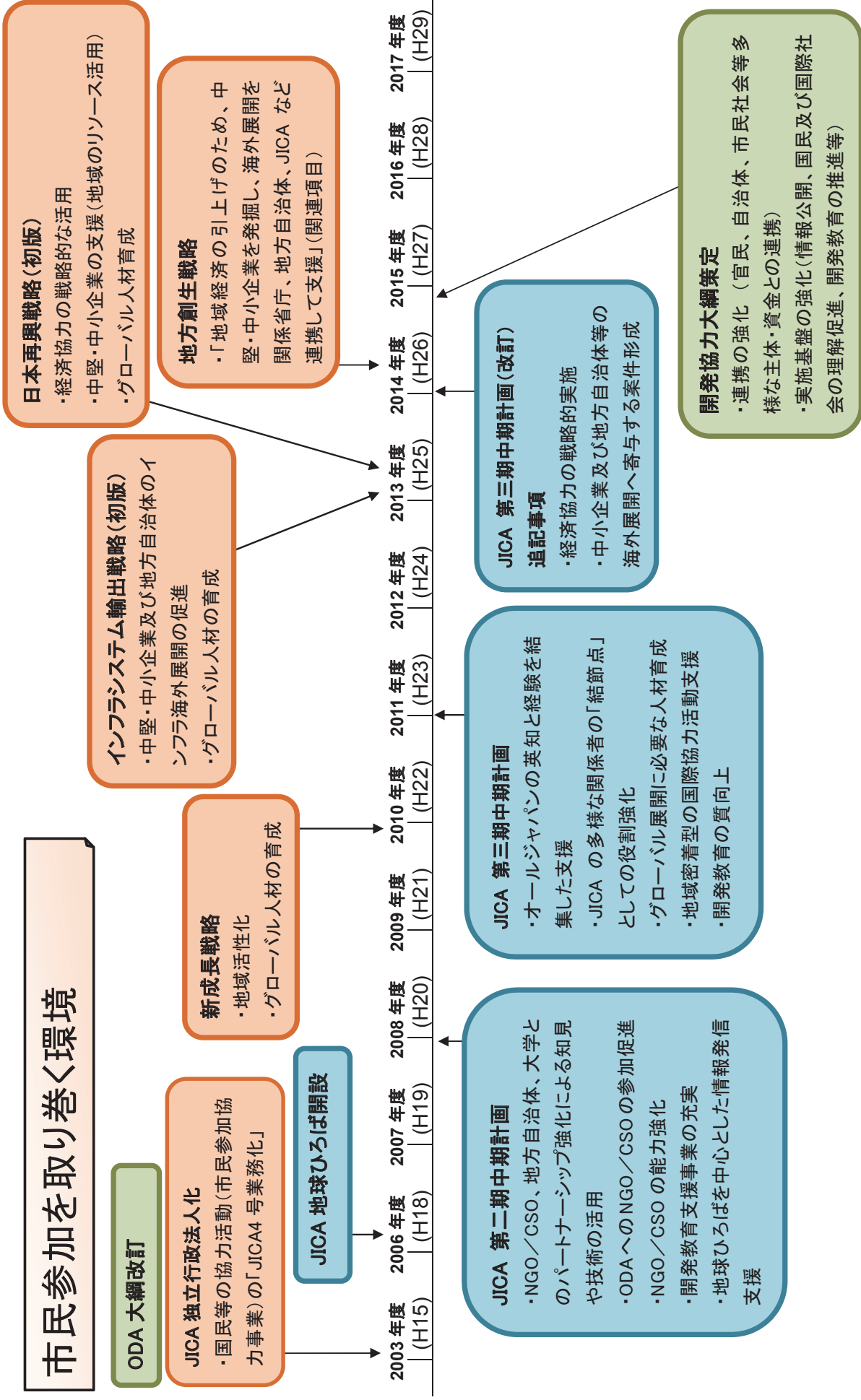
(<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/>)

²¹ 同年には、一部の在外事務所に NGO-JICA ジャパンデスクも設置（2016 年度時点 20 か国）。

(http://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/index.html)

²² 2009 年なごや地球ひろば開設。(<http://www.jica.go.jp/hiroba/>)

市民参加を取り巻く環境



(2) 国際協力の主な担い手とその動向

地方自治体

① 国内の現状

1980年代前半までは、地方自治体の国際化施策としては姉妹都市交流が中心であったが、80年代後半には日系人や外国人の来日も増え、地域の国際化が共通課題と認識され、国際交流に重点が置かれるようになった。90年代になるとグローバル化の進展とともに地方自治体による国際貢献／国際協力、また経済交流に焦点があたるようになった。一方で日系人や研修・技能実習生と在留外国人の増加に伴い、2000年代にかけて多文化共生が重要なテーマになってきた。2010年前後になると少子高齢化などを背景に今後の国内需要の減少に対する危機感などから地方自治体も含めた官民一体となった海外展開の動きが増大している。

そのような中、90年代より、地方自治体内に国際交流課、国際課等の行政部門が設置され、また各地域に国際交流・協力団体の中核として国際交流協会等が設立された。一方で、その地域の産業支援を担っている部署（商工労働部等）についても、後述する企業の海外展開などを地方自治体が支援するため、国際協力への関わりが深まっている。近年では、地方自治体の国際展開の動きとあいまって従来の国際課等で対応できないテーマを施策として部署横断的に取り上げるような地方自治体、新たな部局・体制を構築し、取り組む地方自治体も現れてきている。

開発途上国と日本の地方自治体間の姉妹都市提携は年々増えつつあり²³、従来の移住などの事業を土台とした関係に加え、近年の特徴としては、東アジア、アセアンを中心とした経済的な連携を重視した提携が増える傾向にある。

② 国内の政策上の位置付け

わが国の地方自治体の国際協力は、旧自治省（現総務省）が、「国際交流」を柱に1987年に「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」²⁴、1989年に「地域国際協力推進大綱の策定に関する指針」²⁵、1995年には「国際協力」を柱に「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」²⁶を策定し、地域の国際化を推進してきた。そのような中、1996年には、助成金事業として一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）が自治体国際協力推進事業を開始し、地方自治体における国際協力事業の支援を行ってきた。また多文化共生については、2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生の推進が地方自治体の課題としてとらえられるようになってきた。

一方で、活力ある日本の復活に向けた成長戦略として「日本再興戦略」（2013

²³ 2014年3月31日現在、姉妹都市を提携している自治体数は860、提携の件数は1,661件である。

²⁴ (http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b8.pdf)

²⁵ (http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b1.pdf)

²⁶ (http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b2.pdf)

年)が策定されたが、その中では、日本の企業や地方自治体によるインフラなどの輸出を拡大するため、ODAの戦略的活用に言及されている(「インフラシステム輸出戦略」の着実な実施)。急速な都市化と経済成長が進む新興国に対する「インフラシステム輸出戦略」では、新興国の拡大する市場を取り込み、経済成長を促進するとともに、環境、防災などの地球規模の課題解決に貢献し、相手国の人々のライフスタイルを豊かにするとともに、わが国のソフトパワーの強化及び外交的地位の向上にも貢献する施策を地方自治体を含めて官民一体となり推し進めることとしている。また政府は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2014年)を策定し、わが国の人口減少や地域経済縮小の負のスパイラルに歯止めをかけるべく、地域活性化を目指しており、地域経済の引上げのため、中堅・中小企業を発掘し、それらの海外展開を関係省庁、地方自治体、JICAなど連携して支援する重要性についても言及している。

③ 国際協力におけるアクターの役割・位置付け

現在、多くの開発途上国において、都市化が進展しており、世界の人口50万人以上の都市は、962都市(2010年)から1418都市(2025年)に増加見込みである²⁷。新興国・開発途上国では、急速な経済発展・都市化が進む中で水、エネルギー、廃棄物処理、都市交通、公害対策等の課題が増大している。一方で、それら課題への対応を含めて地域発展の担い手として地方政府が果たすべき役割は地方分権化の進展に伴い増加し、地方政府の行政組織の機能強化が課題となっている。

かかる状況において、地方自治体としての各種課題対応への豊富な経験、地域住民向け公共サービスにかかる包括的なノウハウ、地方自治体の国際的なネットワークなどわが国の地方自治体の事業運営の過程で培った経験、技術及びノウハウを活かした国際協力が強く求められている。これら協力を通して、地元企業や地方自治体自身の海外展開促進、職員の国際的視野の涵養などの人材育成及び若い世代への技術の継承、国際貢献が図られることから、近年、積極的に取り組む地方自治体も増加傾向にある。

これら協力に際しては、防災や復興、過疎化、高齢化といったわが国と開発途上国共通のテーマに開発途上国と連携して事業を実施し、双方向に学びや教訓が得られる事業も見られ、国際協力の幅が広がりつつある。

教育機関(大学を除く)²⁸

① 国内の現状

わが国における開発教育は1970年代に始まったと言われているが、旧文部省(現文部科学省)は当初ユネスコとの関連から国際理解教育を推進してきた。1974年の中央教育審議会の答申では、相互依存関係や人類共通の課題の認識を

²⁷ 国連“World Urbanization Prospects: The 2011 Revision”

²⁸ ここでは教育機関を「国際協力」の担い手として扱うのではなく、「開発教育」の担い手として記載をする。

強調するユネスコ概念とは異なるわが国の国際理解教育として、帰国子女教育、海外子女教育、外国語教育をその中核と位置付けた。1980年代にも「国際化に対応した教育」が提唱され1989年に改訂された学習指導要領に反映されたものの、内容はそれまでの路線を踏襲し、開発教育に関連した内容はあまり含まれなかった。しかし、1990年頃から日本に在住する外国人・外国児童が増加し、彼らをコミュニティや学級に受け入れるために「異文化理解」「国際理解」「人権の尊重」などの教育の必要性が増した。1996年の中央教育審議会の答申では国際理解教育を教科横断的に推進すべきものとして言及され、2002年度（小・中学校）、2003年度（高等学校）の学習指導要領改訂で「総合的な学習の時間」が導入され、その実践の1分野として「国際理解」が例示されたことにより、開発教育を学校で実践する機会が格段に増加した。2005年以後は「持続可能な発展のための教育」や「グローバル人材の育成」の必要性が謳われ、自分たちを取り巻くグローバル化した社会の諸課題に問題意識を持ち、主体的に課題解決に取り組み、日本国内外で活躍できる人材の育成が期待されるようになった。このような状況を踏まえ、教育機関が国際理解教育／開発教育に取り組むようになってきている。さらに、2020年度（小学校）、2021年度（中学校）、2022年度（高等学校）の学習指導要領の改訂において、グローバル化する国際社会に主体的に生きるための資質・能力の重要性が謳われたことから、2020年のオリンピックとあわせ、今後さらに教育現場での取り組みが活発になるものと予想される。

② 国内の政策上の位置づけ

2002年度（小・中学校）、2003年度（高等学校）の学習指導要領の改訂により、子供たちが自ら学び・考える力を身に付けるなどの生きる力を育むことを目的に、体験的な学習や課題解決的な学習を行うための「総合的な学習の時間」が導入され、この中で異文化理解や開発教育の内容も取り上げられるようになった²⁹。また、2002年の国連総会における「国連持続可能な発展のための教育（Education for Sustainable Development。以下「ESD」という。）の10年」（2005-2014年）の決議を受け、日本ではユネスコスクール（2006年には20校であったものが2016年10月現在929校）³⁰においてその推進を行ってきたが、このESDの主な分野の一つに国際理解が含まれている。また、2011年度小学校、2012年度中学校、2013年度高等学校で実施された学習指導要領においても「持続可能な社会の構築の観点」が盛り込まれ、ユネスコスクールにとどまらず、どの学校でもESDの一つである国際理解教育を取り上げる可能性が増加した。

さらに、グローバル人材育成の議論や施策は従来大学が中心であったが、2014年度からはスーパーグローバルハイスクール（以下「SGH」という。）の施策な

²⁹ その後の学習指導要領改訂（2008, 2009年）で総合的な学習の時間の時間数は一部削減された。

³⁰ ユネスコスクール公式ウェブサイト (<http://www.unesco-school.mext.go.jp/>) 参照。

ど、初等中等教育にも広がりを見せるようになってきている。SGHが取り扱うテーマには、開発教育が取り扱ってきたような地球的規模の課題に関するものも多数含まれている。³¹

③ 国際協力におけるアクターの役割、位置づけ

国際協力・開発教育の視点から見た教育機関の一番の強みは、児童・生徒に対する広範で継続的な教育の場を有することである。学校現場が国際理解教育／開発教育に取り組むことで、若年層に対して、継続性を担保しながら国際社会の現状や課題、日本と開発途上国との関係、国際協力の重要性について理解を深めてもらうことができる。また、それらの理解を深め、主体的に考え行動する能力を向上させ、さらに国際協力活動に関わる（参加する）きっかけがあれば、将来的には国際協力の支持層や実践者層となっていく可能性も期待できる。

学校現場が国際理解教育／開発教育に取り組むためには、個々の学校や教員のみならず、学校、教員の指導及び育成にあたる教育行政が果たす役割が大きい。さらに、教育機関において将来的な「国際協力」の担い手育成につなげるためには、JICAが単独で児童・生徒、学生、教員等にアプローチするだけでなく、教育機関と「国際協力」の担い手である NGO／CSO との連携を促進することも重要である。

大学

① 国内の現状

日本の大学進学者の大半を占める 18 歳人口は 1992 年をピークに減少傾向である。また意識の「内向き志向」が進んでいるといわれており、日本から海外への留学生数も 2004 年度をピークに減少傾向である。

一方、経済がグローバル化し、日本企業の海外展開が活発化し、高度な知識や技能を持ったグローバル人材、日本における外国人留学生に対するニーズが高まっている。現在、大学の教育・研究の質的向上、専門人材・グローバル人材の育成、国際化、大学入試改革、地域社会の課題への取り組みや社会人への開放が大学の喫緊の課題となっている³²。

② 国内の政策上の位置づけ

「教育再生実行会議」³³においては、「グローバル化に対応した教育環境づくりを進める」として、国際連携拡大のため制度財政面での環境整備、スーパーグローバル大学³⁴の支援、外国人留学生 30 万人計画が挙げられている。一方、

³¹ スーパーグローバルハイスクール公式ウェブサイト (<http://www.unesco-school.mext.go.jp/>) 参照。

³² 2013 年度大学白書、国立大学法人国際協力関係センター長等会議資料等

³³ 21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の 1 つとして教育改革を推進するために開催している実行会議 (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/>)

³⁴ 文部科学省の政策で、国際化と大学改革を断行する大学を重点支援するもの
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/1360288.htm

グローバル化に対応する人材力の強化については、「日本再興戦略」「経済財政運営と改革の基本方針」「第二期教育振興基本計画」³⁵などにおいて取り上げられている。

③ 国際協力におけるアクターの役割、位置づけ

国際協力において、2013年度の開発途上国に対する技術協力実績（約束額ベース）のうち、教育分野の占める割合は約10.83%³⁶。また日本の教育分野に対する協力の中で「高等教育・上級技術／経営訓練」が占める割合は支出総額ベースで52.6%³⁷であり、大学の果たす役割は大きい。

国際協力における大学の役割は、以下のとおり³⁸であり、これらの役割を踏まえ、援助の理論整理、実践、市民への教育還元というサイクル全般への広い知的な協力が期待される。

- 開発途上国の開発に貢献する役割
学術的な研究成果や専門的知見を、大学独自の人脈を活用して機動的に事業展開し、日本と開発途上国双方の協力で新たな知見を生み出すこと。
- 国際協力を担う人材を育成する役割
大学生が就職先として開発業界に進んだり、大学職員が国際協力プロジェクトに参加したり、JICA ボランティアが帰国後大学で学びなおしてスキルアップするなど、国際協力分野が求める高い知見を持った人材を輩出できる教育機能を有すること。
- わが国の援助哲学や理論を整理し、発信する役割
近年、国際協力を研究する学科、大学院等が増えてきている。上述の「開発途上国の開発に貢献する役割」で得た経験などを整理し、大学生・社会人・地域住民等に直接教育、還元したり、国際社会に発信すること。
- 地域の国際化や地域活性化を推進する役割
2013年度より、文部科学省は大学を活用した地域活性化を目指して、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」³⁹が行われている。当該事業を含め、大学は各地域の知の拠点と位置付けられ、国際協力・交流を含めた地域の活性化や人材育成の中核的な役割を担っている。

NGO／CSO

① 国内の現状

わが国の国際協力NGOは、1979年のインドシナ難民の大量流出問題を契機に

³⁵ 文部科学省 HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/detail/1336379.htm)

³⁶ 2014年度版政府開発援助（ODA）白書より。844百万ドルのうち、教育分野は308百万ドル

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/14_hakusho_pdf/index.html)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/14_hakusho_pdf/pdfs/14_hakusho_0302.pdf)

³⁷ 2015.3.6 国立大学法人国際協力関係センター長等会議資料「「国際協力に係る最近の動向及び大学等の課題」

³⁸ 2011年7月9日山口大学第5回国際シンポジウム資料「「知の国際化、知の共有」と大学の役割（文部科学省大臣官房国際課国際協力政策室）資料より抜粋

³⁹ 文部科学省 HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/)

相次いで設立され、現在では約500団体⁴⁰が、開発途上国での事業実施や政策提言・開発教育など様々な活動を行っている。日本国内においては、1995年に発生した阪神・淡路大震災以降、日本国内における国際協力NGOの機動力や地域密着型の対応能力に対する期待や評価が高まり、2011年の東日本大震災への緊急支援や復興・復旧支援活動においても、開発途上国での活動で培われた課題解決能力や参加型開発などの専門性を活かした事業が行われている。一方、主に日本国内で保健・医療や福祉、教育、農漁村地域の振興やまちづくりなどといった分野での市民活動も活発化している。近年では、開発途上国と日本社会が共通して抱える少子高齢化や過疎化といった分野で、これまで日本国内で主に活動を展開してきたNGO／CSOが開発途上国での活動を開始する事例も見られる。

② 国内の政策上の位置付け

近年、多様化する開発途上国ニーズにきめ細かく対応するため、市民社会との連携の重要性が高まっている。中でも、NGO／市民社会組織（CSO）との連携の重要性は、2003年8月の閣議決定を経て改定された日本の援助政策の根幹である「政府開発援助（ODA）大綱」において初めて盛り込まれ、2015年2月に従来のODA大綱を改定して閣議決定された「開発協力大綱」においても、「Ⅲ実施（2）実施体制」の一項として、「（オ）市民社会との連携」が掲げられた。これらを背景として、外務省・NGO定期協議会や外務省・NGO合同評価、NGO-JICA協議会など、NGO／CSOとODAの対話も積極的に行われている。

③ 国際協力におけるアクターの役割・位置付け

国内外における日本のNGO／CSOのプレゼンスが向上する一方で、依然として組織基盤が十分に整っていない団体が多い。ODAにおけるNGO／CSOとの連携が重要であるとは言え、NGO／CSOが組織として自立性を保ち、独自の活動を展開するためには、寄付収入などの自己財源を有することが重要であり⁴¹、支援者の拡大は引き続き課題の一つとなっている。これらを解決し、市民から信頼される組織として発展するため、アカウンタビリティ・セルフチェック（ASC）⁴²に代表される組織の健全性や信頼性を高める活動を取り入れるNGO／CSOも増加している。また、NGO／CSO全体の底上げのため、事業の質向上に向けた

⁴⁰ 「NGO データブック 2011（外務省・特定非営利活動法人国際協力NGOセンター）」から引用。（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）のウェブサイト上の「国際協力NGOダイレクトリー」に掲載されている300余の団体を基に推計。（<http://www.janic.org/directory/>）

⁴¹ 日本のNGO／CSO全体の寄付収入は165億（2009年）に留まっている。（NGO データブック 2011（外務省、特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC））

⁴² ASC（アカウンタビリティ・セルフチェック）：日本の国際協力NGOが、活動の計画や成果について公表し、市民から信頼される組織として発展することを目的に策定された自己診断ツール。（<http://www.janic.org/more/accountability/selfcheck/>）

「国際基準（スフィア⁴³、HAP⁴⁴、イスタンブール原則⁴⁵）」などを策定する動きが、近年活発になってきている。

NGO／CSOの強みとしては、開発途上国における地域密着型の現場対応力の高さや特に社会開発分野における開発ニーズの発掘力、参加型開発手法を活用した開発途上国住民のエンパワーメント力などが挙げられる。また、貧困・平和・人権・環境などの地球規模の課題の解決に向けた多様な開発アクターとの対話の場においても、政府や市民社会による国際協力活動の連携のあり方や効果の検証・研究、政策提言を通じた、公平・公正な開発の実現という観点においても貢献している。また近年は、地方自治体や企業等の海外進出・事業展開においても、NGO／CSOの有する開発途上国での草の根レベルのネットワークという強みを活かし、地方自治体や企業等の連携のパートナーとして位置付けられる事例も増加している。

さらに近年、開発途上国の現地NGO／CSOも力を付けてきており、開発途上国の市民団体が自身の社会が抱える課題解決に取り組む事例も多くみられる。これに伴い、日本を含む先進国のNGO／CSOも、現地NGO／CSO、地域住民のオーナーシップを尊重し、彼ら自身の活動を後方支援することも重要になってきている。

企業

① 国内の現状

日本では2000年代から、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility。以下「CSR」という。)として法令遵守・労務・環境面配慮といった活動を開始してきた。その延長線として、国内外の取引先企業にも同様の行動規範の遵守を求めるサプライチェーンマネジメントや原材料調達や生産現場である開発途上国での保健医療、教育、生計向上等の開発協力や環境保全を行う、より積極的なCSR活動が展開され、開発途上国との接点を見出してきた。また、社会貢献活動の一環としてだけでなく、新たな市場の獲得(又は将来の獲得への布石)として開発途上国の人々(貧困層を含め、40億人とも言われる)を対象としたビジネス(BOP(Base of the Pyramid)ビジネス)でも、開発途上国との接点が見られるようになってきた。

一方で、国内の環境に目を向けると、日本企業は経済・社会構造の変化による人口減少、少子高齢化、情報技術の発達、就業構造の変化等の様々な外部環境の課題に直面している。その中で、日本の輸出額、対外直接投資額は、いず

⁴³ スフィア(Sphere)：人道支援における活動の質向上を目的とした事業実施レベルの行動指針。緊急・復旧期から平常時の防災計画まで活用できる。(<http://www.janic.org/more/accountability/development/sphere/>)

⁴⁴ HAP(Humanitarian Accountability Partnership)：援助団体の事業計画・管理レベルの組織としての責務に関する国際基準。緊急・復旧・復興期から中長期にわたる支援で活用できる。
(http://www.janic.org/more/accountability/development/hap/hap_-_hap.php)

⁴⁵ イスタンブール原則：政府開発援助の質に関する政策提言を行う市民社会組織(CSO)により、市民社会セクターによる開発の効果についても質を高めるべく8つの原則やCSOの普遍的価値や指針につき定めたもの。
(http://www.janic.org/more/accountability/development/cso/cso_1.php)

れも増加傾向にある⁴⁶。また、海外に現地法人を有する日本企業⁴⁷は、10年前の16%から20%まで増加し、1社当たりの海外子会社保有社数⁴⁸は5.7社から7.4社まで増加している。日本国内の名目GDPが1990年以降横ばいの中、日本企業が良質で安価な労働力や新興国を始めとする旺盛な海外需要を取り込むべく、積極的に海外展開（輸出、直接投資）を進めている。

② 国内の政策上の位置づけ

日本政府は、企業の海外展開支援、地域産業の競争力強化等を目的として中小企業海外展開支援大綱⁴⁹（2012年3月9日改訂）、日本再興戦略-JAPAN is BACK-（2013年6月14日閣議決定）、インフラシステム輸出戦略（（2014年6月3日改訂）経協インフラ戦略会議）、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2014年12月27日閣議決定）などの政策を推進している。

③ 国際協力におけるアクターの役割・位置づけ

現在、国際社会では多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、NGO／CSOを始めとする様々なアクターがグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。以下図1のとおり、開発途上国への資金フローにおける民間資金の占める割合はODAよりも大きくなっており、民間企業の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっている。このような状況を受けて、開発協力大綱においても、「非ODA資金との連携強化の必要性」が掲げられ、様々なアクターの力を結集して、開発課題に対処する必要性が謳われている。

⁴⁶ 中小企業白書（2014年版）（http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/PDF/h26_pdf_mokuji.html）

⁴⁷ 従業員50人以上かつ資本金または出資金3000万円以上の会社が対象。現地法人とは、子会社（50%超の議決権を所有する会社）および関連会社（20%以上50%以下の議決権を保有する会社）をいう。

⁴⁸ 海外の1企業当たりの子会社保有社数＝海外子会社数／海外に子会社を保有する企業数。データ：経済産業省「企業活動基本調査」（2004年度、2014年度）。

⁴⁹（<http://www.meti.go.jp/press/2011/03/20120312003/20120312003.html>）

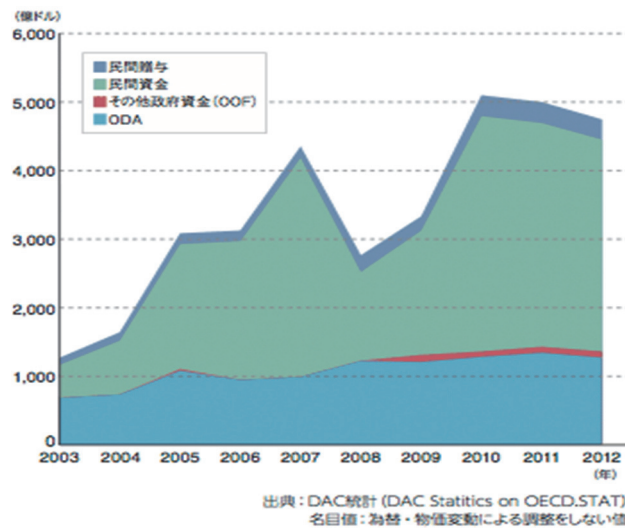


図1 開発途上国への資金フロー（名目値）

企業は、開発途上国の開発課題の解決において、資金面及び製品・技術面で重要な役割を担っている。開発協力大綱に掲げられているとおり、日本政府はODAにおいて企業のリソースを活用した開発途上国の開発課題への貢献、地域経済の活性化等を進めている。企業は、従来から国際協力における開発の担い手として、有償資金協力、無償資金協力、技術協力などに参画しているが、近年は、民間連携事業や中小企業海外展開支援事業などの提案型事業において、企業が主体となって実施する新規市場開拓、開発途上国の開発課題の解決を目的としたJICAとの連携事業に参画する事例も増えている。さらに、NGO/CSOや地方自治体等が開発途上国において実施する事業において、企業が資金や技術などのリソースを提供し協力する形態も生まれ、企業が市民参加における主たるアクターであるNGO/CSOや地方自治体等が実施する事業を後押しし、開発課題の解決や日本国内の地域活性化の一躍を担っている例も増加している。

コ ラ ム

【企業としての開発途上国開発課題に関わる動き】

・企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility。以下「CSR」という。）1982年のジョンソン・エンド・ジョンソンのタイレノール事件（鎮痛剤への毒物混入）⁵⁰、1995年のシェルによる北海油田の石油採掘用大型施設「ブレント・スパー」の処分に関する事件⁵¹、1997年のナイキが委託する東南アジアの工場での児童労働⁵²などにより企業の行動が社会や環境に与える影響に対して関心が高まる契機となった。これに対し、2000年に人権・労働・環境・腐敗防止に

⁵⁰Tylenol 社 HP (<http://tylenol.jp/story02.html>)

⁵¹長坂寿久「企業の社会的責任」／「社会責任投資」とNGO/CSO (<http://www.iti.or.jp/kikan53/53nagasaka.pdf>)

⁵²東洋経済 ONLINE (<http://toyokeizai.net/articles/-/35708?page=3>) 2014.04.21

関する指針である国連グローバルコンパクト（UNGC）が定められ、2010年には組織の社会的責任の国際規格であるISO26000が発行されている。2015年には、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を考慮した企業の事業戦略を促進すべく「SDGs コンパス」⁵³が作成された。

・日本におけるCSRの歴史

日本では、近江商人の精神である「三方よし」（売り手よし、買い手よし、世間よし）という商道徳が日本的CSRの象徴とされている。特に2003年は日本のCSR元年とされており、リコー、帝人、ソニーなどの大手企業が相次いでCSR専任部署を設立した。日本経済団体連合会が作成した「企業行動憲章実行の手引き（第6版）」⁵⁴においては、「持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任（SR: Social Responsibility）を認識し、その責任を果たすべきであるとの考え方が国際的に広まっている。」ことに言及されている。また、企業は、所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくはならない存在であるとともに、社会や環境に与える影響が大きいことを認識し、「企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）」を率先して果たす必要があるとしている⁵⁵。

・企業とNGO/CSO、地方自治体との連携

CSRの実践においては企業のリソースだけでは対応できないため、NGO/CSOや地方自治体と連携するケースが増えている。主な連携の形態としては、寄附や助成金、資金および人的リソースと場所の提供、各種キャンペーンへの参加や協力、社員教育、CSR調達コンサルティング、ステークホルダーダイアログへの参加、原材料調達に関するアドバイス、企業とNGO/CSOの戦略的パートナーシップに携わるコーズマーケティングなどがある⁵⁶。

・BOP（Base of the Pyramid）ビジネス

企業のCSRとは別に企業が新市場を開拓し、その結果として低所得層の底上げや開発課題の解決に寄与するBOPビジネスも注目を集めている。BOPビジネスは、開発途上国における以下表にあるBOP層（一人当たり年間所得が2002年購買力平価で3,000ドル以下の階層であり、全世界人口の約7割である約40億人が属するとされる）を対象（消費者、生産者、販売者のいずれか、またはその組み合わせ）とした持続可能なビジネスであり、現地における様々な社会

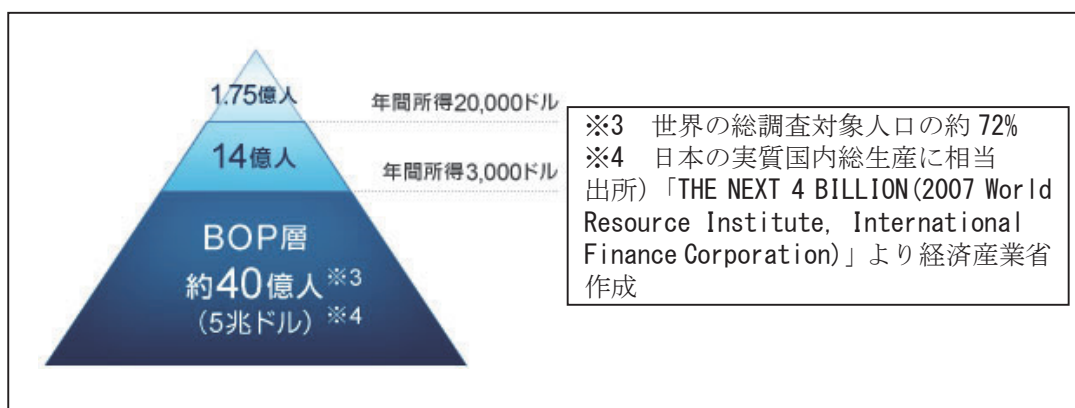
⁵³ 「SDGs コンパス SDGs の企業行動指針—SDGs を企業はどう活用するか—」
(http://ungcin.org/gc/pdf/SDG_COMPASS_Jpn_0302_30P.pdf)

⁵⁴ 企業行動憲章実行の手引き（第6版）
(http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2014/002/doc/140128_shiryou2-1.pdf)

⁵⁵ 経団連「企業行動憲章」2010、経済同友会(<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>)

⁵⁶ JANIC 地球規模の課題解決に向けた企業とNGO/CSOの連携ガイドライン Ver. 3
(http://www.janic.org/ngo_network/PartnershipGuideline.ver3.pdf)

的課題（水、生活必需品・サービスの提供、貧困削減等）の解決に資することが期待される、新たなビジネスモデルとして定義されている⁵⁷。



・ソーシャル・ビジネス（社会的企業）

日本の地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光などに至るまで、多種多様な社会課題が顕在化している。これらの地域社会の課題解決に向けて、ソーシャル・ビジネスとして住民、NGO/CSO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むビジネスモデルも増えている。

（3）わが国の国際協力への支持・理解層の動向

内閣府が2014年度に実施した「外交に関する世論調査」⁵⁸によれば（図2参照）、ODAへの支持率は回復基調にある。「先進国は開発途上国に対して資金協力や技術協力などの開発協力を行っているが、いろいろな面から考えて、日本のこれからの開発協力についてどのように考えるか」という問いについて、「積極的に進めるべきだ」と答えた者の割合が30.7%、「現在程度でよい」と答えた者の割合が49.7%、「なるべく少なくすべきだ」と答えた者の割合が11.9%、「やめるべきだ」と答えた者の割合が2.2%であった。これは、過去調査（平成23年度）の同様の質問に対する回答結果（「積極的に進めるべきだ」（27.4%）、「なるべく少なくすべきだ」（17.8%）・「やめるべきだ」（2.6%））に比して高い（詳細は図2参照）。⁵⁹

また「積極的に進めるべきだ」、「現在程度でよい」、「なるべく少なくすべきだ」と回答した者に対する、「どのような観点から開発協力を実施すべきだと思

⁵⁷ BOPビジネス支援センター(<http://www.bop.go.jp/bop>)

⁵⁸ 昭和50年度より毎年10月に全国の市区町村に居住する満20歳以上の日本国籍を有する者3,000人を対象に実施。ただし開発協力に関しては毎回微妙に質問内容が異なっており、直近の平成25年度版では「これからの開発協力についてどのように考えるか」という問いがないほか、平成24年度版には、そもそも開発協力に関する問いがなされていない。

⁵⁹ 性別に見ると、「積極的に進めるべきだ」、「現在程度でよい」と答えた者の割合はともに男性で高くなっている。また年齢別にみると、「積極的に進めるべきだ」と答えた者の割合は50歳代で、「なるべく少なくすべきだ」、「やめるべきだ」と答えたものの割合は、60歳代、70歳代以上で、それぞれ高くなっている。

うか」いう問いについては、「エネルギー資源などの安定供給の確保に資するから」(47.6%)、「国際社会での日本への信頼を高める必要があるから」(44.1%)、「東日本大震災に際して得られた各国からの支援に答えるためにも引き続き協力すべきだから」(39.6%)などの回答が多く見られた(詳細は表1参照)。

JICAにおいては、2013年度から定常的な広報効果のモニタリング及び全国市民の国際協力に対する意向の変化を測定し、毎年度の計画策定などに活用することを目的とした広報効果測定調査⁶⁰を実施している。本調査によれば、JICAの名称認知度は73.4%と高い。各事業の認知度に関しては、表2の通りであるが、性別にみると男性の方が相対的に高く、年齢が上がるほど高くなる傾向があり、さらに、事業認知度が高いほどODA支持レベルが上昇するという正の相関関係が見られた。より広く正しい情報を提供することにより、JICA事業及びODAに対する理解促進及び支持の拡大に繋がることを期待できる。

一方で、現状、開発途上国への関心は、男性60代、女性40代で高く、男性20代、40代で低い結果であった。国際協力に関する一般知識は、男性20代、40代、女性20代、30代で低い傾向が見られた。特に20代については開発途上国への興味も薄いため、これらの層に対しては、通常の広報活動のみならず、開発教育支援事業でのアプローチも含めた開発途上国一般に関する理解促進、関心喚起とともに、国際協力への理解促進を図ることが必要である。

以上より、ODA、JICA事業への理解促進・参加促進に向けて、ターゲット毎に適した情報提供を工夫しながら取り組んでいくことが重要である。これにより、市民にとってJICAという組織及びODA事業内容を伝える機会にもなり、またこれら取り組みに際しては、国際協力への理解促進・参加促進のきっかけともなる市民参加協力事業が担う役割は大きい。

⁶⁰ インターネット上のアンケート調査。2013年度以前は、「広報効果測定調査」(毎年度2回)及び「国際協力及びJICAの認知度にかかる全国市民アンケート調査」(4年に1回)として実施していたもの。

図2 内閣府「外交に関する世論調査（2014年度）」

今後の開発協力のあり方について

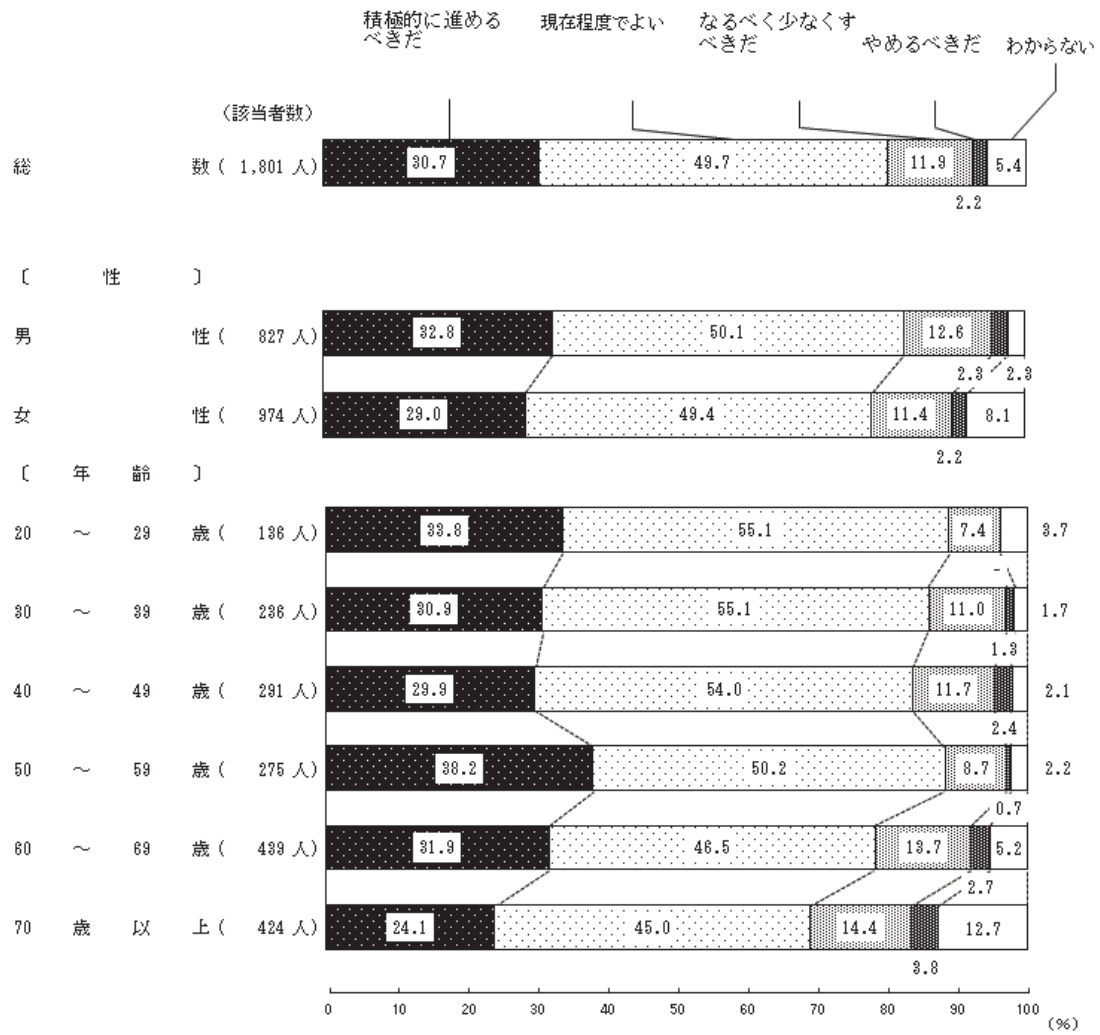


表1 内閣府「外交に関する世論調査（2014年度）」

開発協力を実施すべき観点

エネルギー資源などの安定供給の確保に資するから	47.5%
国際社会での日本への信頼を高める必要があるから	44.1%
東日本大震災に際して得られた各国からの支援に答えるためにも引き続き協力すべきだから	39.6%
先進国として開発途上国を助けるのは人道上の義務または国際的責任だから	39.3%
開発協力は日本の戦略的な外交政策を進める上での重要な手段だから	38.5%
中小企業を含む日本企業や地方自治体の海外展開など、日本の経済に役立つから	36.6%

表2 JICA「広報効果測定調査（2013年度）」

事業ごとの認知度

海外移住者・日系人支援	59.9%
円借款	77.5%
NGO 連携	79.5%
専門家派遣	89.3%
青年海外協力隊派遣	87.3%
無償資金協力	74.4%
BOP ビジネス支援	72.5%
シニア海外ボランティア派遣	76.7%
研修員受入	85.9%
国際緊急援助隊派遣	77.6%

第2章 市民参加に対する JICA のアプローチ

本章では、JICA の市民参加の理念や意義を明らかにし、それらと戦略目標、中間目標との関係を課題体系図により示しながら説明する。さらに JICA の市民参加の範囲や JICA が果たすべき役割を示し、市民参加の主なアクターに対するアプローチを述べる。

2-1 JICA の市民参加の理念、意義

(1) 理念：「国際協力を日本の文化に」

急速にグローバル化が進む中、私たちの暮らしが海外との相互依存の上に成り立っているとの認識に基づき、日本の文化である「他者に対する共感や助け合いの伝統」を、身近な人々のみならず広く世界まで広げていくことにより、国際協力が当たり前で身近に感じられる社会を目指していく。こうした共感や助け合いの心を育むとともに、グローバルな視点やグローバルな課題への対応力を持つ市民が増えることで、日本の地域社会がさらに豊かになっていくことも期待される。

JICA 単独の取り組みによりこの理念を実現することは困難であり、NGO/CSO、地方自治体、大学、教育機関、民間企業等の多様なアクターと協働して開発途上国の現状を広く国内で伝え、市民の理解・支持を得るとともに、これら市民の発意による国際協力活動が開発途上国の人々に届くプロセスを支援していく。

(2) 意義

JICA が市民参加を実施する意義として、①きめ細やかな国際協力の実現、②日本社会の地域活性化への貢献、③国際協力の支持拡大及び国際協力の担い手・グローバル人材の育成、の3つを掲げることができる。

JICA の市民参加協力事業は、開発途上国の開発への貢献はもちろんのこと、開発途上国における開発を通じて得られた経験、知見を日本国内にフィードバックすることにより、国際協力の担い手・グローバル人材の育成や地域活性化にも資する開発途上国と日本の間を循環する双方向の事業である。事業実施を通じて開発途上国も日本も元気にすることを目指していく。

また、市民参加は SDGs の達成に向けて、非常に大きな役割を担っている。「誰も取り残さない」等の SDGs の理念の実現には様々なアクターによる参画、貢献が必要不可欠であり、その役割を最も果たしうるのが市民参加である。各アクターが主体的に SDGs に取り組み、さらにアクター間で連携を深めること

により、SDGs 達成に向けた相乗効果が期待できる。

① きめ細やかな国際協力の実現

市民参加による事業の特長は、現地コミュニティに直接届くきめ細やかな協力、JICAの重点分野には該当しないがニーズのある分野課題への協力、相手国政府の要請に基づく事業では対応が困難な課題にJICA事業として取り組めることなど、他事業では対応が難しい開発途上国の課題解決への貢献が可能となる。日本国内の多様なアクターが参加することにより、各アクターのそれぞれの強み（知識、技術、ノウハウ、人材、ネットワーク）や持ち味（視点、立場、アイデア）を開発途上国の多様なニーズに対応すべく活用したり、NGO／CSOの革新的な手法をODA事業として実践することができる。また、開発途上国の地域住民の目線で活動を展開することにより、住民やコミュニティとの信頼関係を基盤とした国際協力の実現にもつながることから、JICA事業全体として質の高い援助が実現する。

② 日本社会の地域活性化への貢献

開発途上国への国際協力で培われた知見や経験の日本の地域社会への還元は、市民参加では欠かせない視点である。開発途上国の開発課題に取り組んだ経験は、逆に日本の地域社会が持つ課題への対応にも役立つ可能性がある。例えば、帰国した JICA ボランティアが地域のグローバル人材として、村おこしや町おこしなどの地域の活性化に貢献する事例もある。国際協力を通じて得られた日本の地域社会と開発途上国とのネットワークや協働関係は、今後、開発途上国の社会・経済の発展に伴い、ともに成長していく強力なパートナーシップへと発展しうるものである。

なお、地域活性化については、閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受けて各地方自治体が策定する地方版総合戦略の策定段階から JICA 事業の活用可能性を提案することや、地域の市民社会組織に対するアドバイス機能をもつネットワーク型 NGO への支援強化、草の根技術協力事業の制度改革（小規模 NGO 向け制度の新設など）による連携層の多様化、地域活性化に資する草の根技術協力案件の形成・実施を慫慂していく方針である。

また、地域再生・活性化のための拠点となる大学の資源（リソース）を活用し、地域の課題と開発途上国の課題に資するような事業提案をより重点的に支援していくことや、これら事業を担う人材の育成も重要である。JICA が日本国内の様々なアクターと連携することにより、相乗効果が生まれ、開発途上国も日本も元気にすることが期待できる。

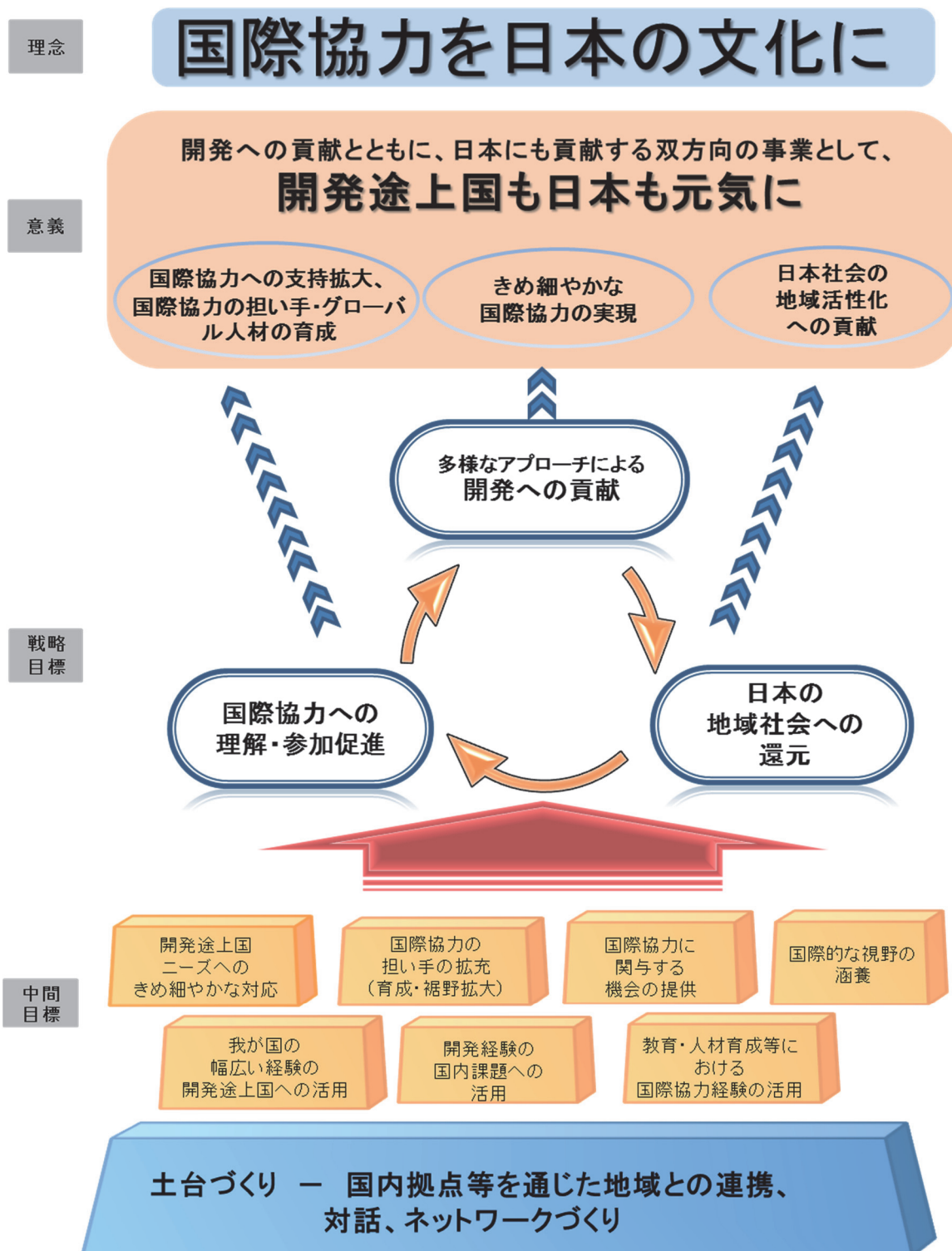
③ 国際協力への支持拡大、及び国際協力の担い手・グローバル人材の育成

日本が国際協力を継続・拡充していくためには、日本の市民による国際協力への支持が不可欠である。市民参加を通じ開発課題や国際協力への理解を促進することは国際協力への支持につながり、また理解に加え国際協力への参加の促進を図ることは、支持の拡大及び国際協力の担い手の拡充にもつながる。

さらにグローバル化が進む現在では、国際的な視点から物事を捉え、グローバルな課題に対応できる人材、いわゆるグローバル人材の育成が大きな課題となっている。グローバル人材の定義や育成に必要となるものは多様だが、JICAが有するリソースは、広く市民に対して、とりわけ次世代を担う若年層に対して開発課題や国際協力についての関心や理解を向上させることに活用できる。ひいては、世界を舞台に活躍する人材はもとより、日本の地域社会においてグローバルな視野を持った人材の育成に貢献することにより、開発途上国も日本も元気にする事業を展開できるようになる。

2-2 課題体系図

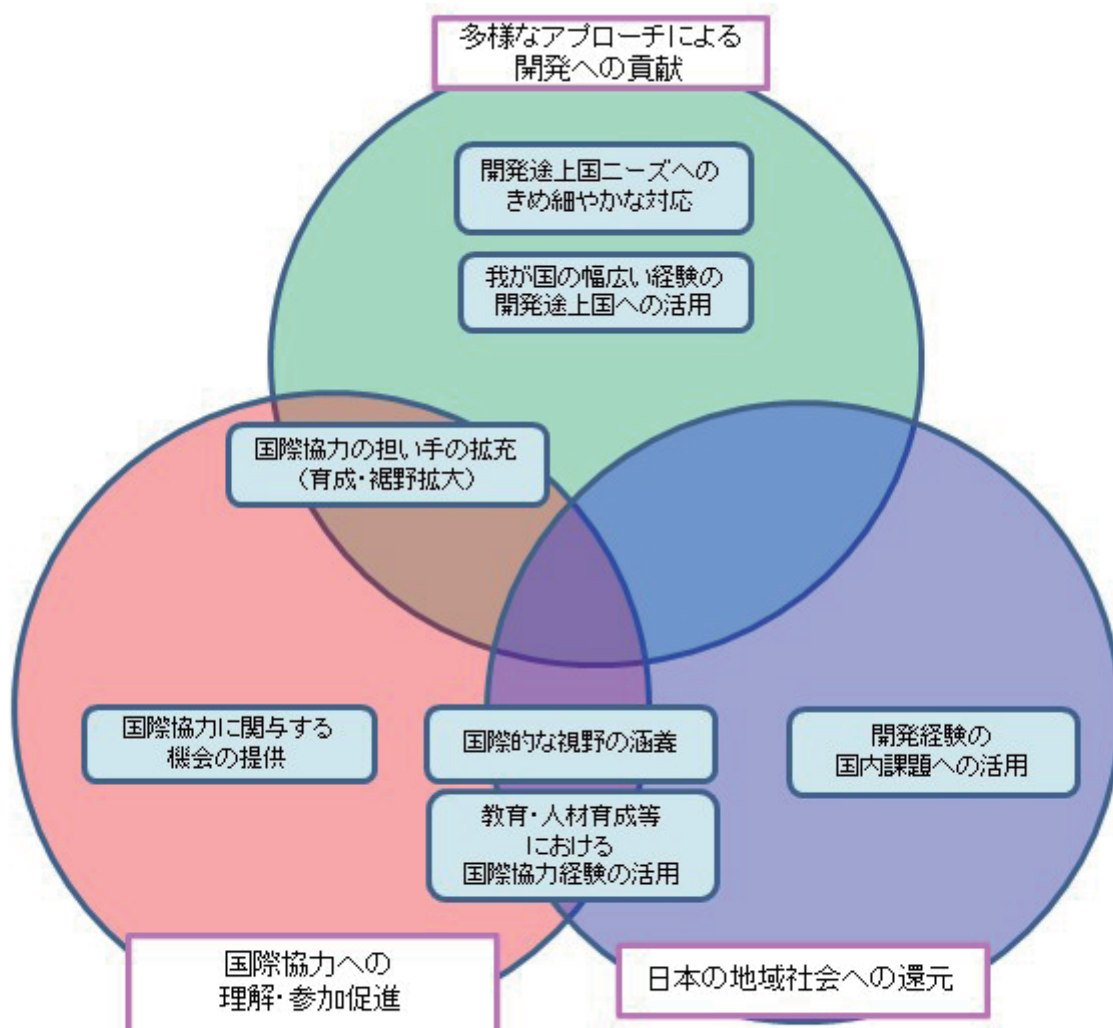
2-2-1 課題体系全体図と戦略目標



2-2-2 戦略目標と中間目標の関係

市民参加では戦略目標として①多様なアプローチによる開発への貢献、②日本の地域社会への還元、③国際協力への理解・参加促進の3つを定め、それら戦略目標を達成するため、実現すべき目標として7つの中間目標を掲げた。7つの中間目標が、3つの戦略目標とどのように繋がっているかを示したのが、次の図表である。

	開発途上国ニーズへのきめ細やかな対応	我が国の幅広い経験の開発途上国への活用	国際協力の担い手の拡充(育成・裾野拡大)	開発経験の国内課題への活用	教育・人材育成等における国際協力経験の活用	国際協力に関与する機会の提供	国際的な視野の涵養
多様なアプローチによる開発への貢献	●	●	●				
日本の地域社会への還元				●	●		●
国際協力への参加・理解促進			●		●	●	●



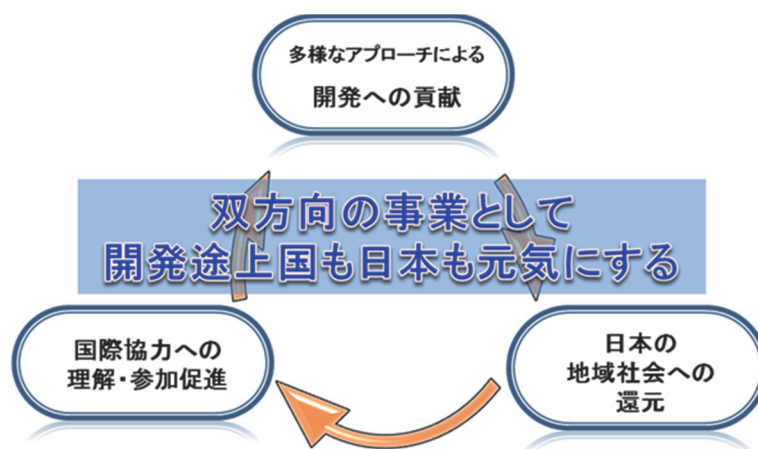
2-2-3 中間目標における JICA 市民参加協力事業の位置づけ

	開発途上国 ニーズへの きめ細やかな対応	我が国の 幅広い経験の 開発途上国への活用	国際協力の 担い手の拡充 (育成・裾野拡大)	開発経験の 国内課題への活用	教育・人材育成等 における 国際協力経験の活用	国際協力に 関与する 機会の提供	国際的な視野の 涵養
開発教育支援事業			●		●	●	●
JICAボランティア事業	●	●	●	●	●	●	●
草の根技術協力事業	●	●	●	●		●	
NGO 等活動支援事業			●			●	
市民の理解促進・ 参加支援事業			●		●	●	●

2-3 市民参加に対する効果的アプローチ

2-3-1 戦略目標

JICAの市民参加では、戦略目標として①多様なアプローチによる開発への貢献、②日本の地域社会への還元、③国際協力への理解・参加の促進、の3つを掲げる。これら3つの戦略目標は、それぞれが独立しているのではなく相互に関係しあっている。また関わり方の段階に応じて対応すべき事項でもある。このことを理解し取り組むことが、効果的に事業を展開していくために重要である。



(1) 多様なアプローチによる開発への貢献

市民参加においても「開発への貢献」は第一義の目標である。戦略目標「多様なアプローチによる開発への貢献」は、7つの中間目標のうち主に次の3つの中間目標、①開発途上国ニーズへのきめ細かな対応、②わが国の幅広い経験の開発途上国への活用、③国際協力の担い手の拡充（育成、裾野拡大）の実現を通じ達成していく。

① 開発途上国ニーズへのきめ細かな対応

市民参加のアクターによる国際協力では、開発途上国の地域社会とネットワークや協働関係に基づく地域住民レベルとの対話が促進され、開発途上国の現地行政が拾いきれない住民の声なども含め、開発途上国住民から直接ニーズを吸い上げることができる。

市民の発意により事業を実施できることは市民参加の重要なポイントであり、国別援助方針やドナー間の援助協調にも左右されることなく、これらのニーズに対して市民の発意で事業を実施することが、政府間ベースの要請主義に基づく国際協力を補完している。

地域住民やコミュニティとの距離の近さは市民参加のアクターが持つ特長である。日本が先進国へと発展を遂げた開発経験には、公的セクターのみならず、地域おこしや生活改善運動など、市民が主導してきたものが多い。市民参加のアクターによる開発途上国における活動においては、地域に長年滞在しながら現場目線で物事を捉え、相手との信頼関係を基盤として、住民の意識を変え、コミュニティの中で物事を動かしていくファシリテーターの役割を担っていることが多い。

② わが国の幅広い経験の開発途上国への活用

現地行政には直接届きにくい地域住民のニーズなど、開発途上国の多様な課題解決に貢献するためには、日本側のリソース把握及び開拓が必要である。日本の地域において様々なアクターとネットワークを築き連携することで、国際協力に必要なリソースの把握と開拓を行うことができる。多様なアクターを巻き込むことで、従来は日本の協カリリソースがないとされていた分野も新たに支援の対象とすることも可能となる。

③ 国際協力の担い手の拡充（育成、裾野拡大）

現在も活躍している従来の協カリリソースに加え、これまでは連携していなかったアクターの参加を得ることにより、その知見を活かした市民参加を進めていくことが可能となる。

担い手の拡充とは開発途上国で活躍するアクターばかりを指しているものではない。例えば、日本国内においても、開発途上国からの人材を受け入れ、研修などを実施することができるアクターなど、開発現場への直接間接の貢献を問わず、国際協力に参加する層の幅や厚みを増していくことが求められている。

（２） 日本の地域社会への還元

戦略目標「日本の地域社会への還元」は、7つの中間目標のうち主に次の3つの中間目標、①開発経験の国内課題への活用、②教育・人材育成等への国際協力経験の活用、③国際的な視野の涵養、の達成を通じ実現していく。

① 開発経験の国内課題への活用

開発途上国の開発課題の解決に取り組んだ経験は、日本の地域社会における課題への対応にも役立つ可能性が大きく、実際に国内の課題解決に貢献している。

市民参加のアクターによる国際協力の基盤は、日本の地域社会での経験にあることが多い。そのため、国際協力活動で得た経験を、逆に日本の地域社会に

フィードバックすることも可能である。また実際に開発に携わった知見・経験は地域社会の財産となる。さらに、開発途上国及び日本国内双方の経済的、人的なつながりも日本の地域社会の活性化に活用し得るのである。

② 教育・人材育成等への国際協力経験の活用

JICA の国際協力の知見や、JICA ボランティア経験者等の開発途上国での経験は、日本社会で最近強く求められているグローバル人材の育成に貢献し得る。

JICA の開発途上国の課題や国際協力に関する様々な知見や情報は、小学生から大学生、一般の市民にとっても、グローバル化の現状を把握し、課題への対応を検討するために不可欠なリソースである。また開発途上国において現地の人々とともに生活し、相互理解を図りながら、現地の経済や社会の発展に向け活動した JICA ボランティア等の、開発途上国での開発経験を持つ人材は、日本の地域におけるグローバル人材として貢献できる存在である。（注：例えば、地域の「多文化共生」への知見の活用や、JICA ボランティア経験者の企業や地域おこしでの活躍が一例。）

③ 国際的な視野の涵養

市民参加のアクターが開発途上国で国際協力に取り組んだ知見・経験は、国際的な視野を涵養し、日本の地域社会を見つめ直すきっかけとなり得る。

開発途上国での活動を通して得た外からの視点を活用し、自らの地域社会を振り返ることができる。また JICA ボランティア経験者の体験談や、JICA 研修員との交流などを通じ、地域では当たり前のように感じていた物事への見方が変わることもある。こうした国際的な視野の涵養は、既存の視点では気づくことの難しかった事象に対する再認知につながる。例えば、地域社会が持つ資源（知識や技術）の再評価にもつながり得る。

（3）国際協力への理解・参加促進

戦略目標「国際協力への理解・参加促進」は、7つの中間目標のうち主に次の4つの中間目標、①国際的な視野の涵養、②教育・人材育成等への国際協力経験の活用、③国際協力に関与する機会の提供、④国際協力の担い手の拡充（主に裾野の拡大）、の実現を通じ達成していく。

① 国際的な視野の涵養

JICA ボランティア経験者等が、帰国後に国際協力の現場や開発途上国での経験を広く伝えることは、「内向き志向」と言われる若年層や地域の人々の視野を世界に向けるきっかけとなる。また、学校教育現場や、市民向けのイベント

等を通じて、開発途上国の課題や国際協力について伝えることで、国際的な視野をもつ市民が増えることが期待される。

② 教育・人材育成等への国際協力経験の活用

開発途上国の現状や課題、その解決に向けた国際協力の取り組みに関する情報やそれを体験した人材は、日本国内の教育現場において、グローバル人材の育成に資する有用なリソースである。

また開発課題の解決に取り組んだ経験を持つ JICA ボランティア経験者等は、日本国内の様々な地域の学校や企業、地方自治体等で、国際協力や開発途上国の課題を伝えるグローバル人材として活躍する可能性を有している。

③ 国際協力に関与する機会の提供

市民に開発途上国の課題や国際協力への関心が芽生えたら、国際協力活動への行動に結びつくよう支援していくことも重要である。直接的に JICA 事業への参画を促すだけでなく、様々な活動への募金や NGO/CSO の活動への参加なども国際協力への一歩であり、国際協力に関与する様々な機会や情報の提供が次の一歩につながる。

④ 国際協力の担い手の拡充（主に裾野の拡大）

国際協力に関わる知識・情報を得たり、参加機会の提供を受け、若い世代の人材や、これまで国際協力に関わっていない分野や業種の人材が関心を持ち、新たに参画することは、国際協力の担い手の裾野拡大につながることを期待される。

2-3-2 戦略目標達成のための地域連携の推進

市民参加は地域の人々や様々なアクター（地方自治体、教育機関、大学、NGO/CSO、民間企業など）の参加により初めて成り立つものであり、JICA 独自で推進できるものではない。地域との連携は市民参加を推進する土台となる部分であり、上記の戦略目標を達成するに、地域連携の視点は欠くことができないものである。

国際協力活動に地域のアクターが有する強みや持ち味を活用していくためには、JICA 国内拠点を中心となり、地域の様々なアクターとの対話を進め、ネットワークを構築しながら、地域で国際協力活動を推進していく枠組みを作っていかなければならない。

また、地域の人々やアクターによる国際協力への参画を促すために、国際協力に参加しやすい仕組みを検討する必要がある。地域における国際協力の担い

手が拡充されることにより、相互補完性や相乗効果が生じ、戦略目標の達成により近付くことができるのである。

2-4 JICAの市民参加の範囲、果たすべき役割、長期的展望

2-4-1 JICAの市民参加の範囲、果たすべき役割

(1) JICAの市民参加の範囲

JICAの市民参加は、対象者の理解度・関心度やそれぞれのアクターが持つ強みやリソースに応じて、様々なアプローチを取りつつ事業を展開している。

その中でJICAの市民参加協力事業の核となるのは、開発教育支援事業、ボランティア事業、草の根技術協力事業、NGO等活動支援事業の4つの事業である。その他にも、広報、日系研修や青年研修を含む研修員受入事業、民間連携、寄付金や基金事業などは市民参加の側面を有しており、実施の際に市民参加の観点に配慮したり、市民参加協力事業と連携することを通じて、市民参加を推進することが可能である。

これら事業だけでなく、地球ひろばや国内拠点を実施する市民の理解促進・参加支援のための事業や、大学や地方自治体との連携も含めた地域連携、地域でのネットワークづくりなどは、市民参加協力事業を支える土台となる、市民参加の推進に不可欠な取り組みである。

さらに、JICAの市民参加の理念である「国際協力を日本の文化に」を実現していくためには、あらゆる国際協力を市民参加の視点から捉えなおし、国際協力と市民とのつながりや市民の参画をさらに促進していく必要があるだろう。

(2) JICAの果たすべき役割

地方自治体、大学等を含めた教育機関、民間企業、NGO/CSOなど、様々なアクターや幅広い層の市民が国際協力に参画し、その活動を深めていくことこそ、国際協力を日本の文化に、という理念を実現するための第一歩となる。

こうした観点から、JICAでは日本の各地域に国内拠点を置き、開発途上国との「結節点」として、地域特有の経験やネットワークを活用した国際協力活動を進めており、その中で市民参加は大きな役割を果たしている。

具体的には、日本と開発途上国を結ぶ結節点として、市民参加や広報をはじめとする様々な取り組みを通じ、開発途上国の現状や国際協力の意義について広く国内で伝え、国際協力に対する市民の関心を高める役割を果たしている。また日本国内の様々なアクターを結ぶ結節点として、市民が国際協力活動に参加するきっかけを増やし、市民による国際協力活動を促進・支援することや、国内の多様なアクターをパートナーとしてお互いの強みや特長を生かした連携

を推進することが役割として期待されている。このように、市民の国際協力への関心や理解を高め、共感や支持を得るとともに、参加を促進することが各国国内拠点の組織ミッションとなっている。

さらに、地域住民に一番近い「JICAの窓口」として、地方自治体が実施する国際協力の活動拠点（国際交流協会など）に国際協力推進員（JICAデスク）を配置している。国際協力推進員は、市民からの国際協力に対する相談の窓口として、市民の国際協力の理解促進、国際協力への関心向上や、市民による国際協力の支援にあたっており、各都道府県における国内の最前線の窓口として非常に重要な役割を担っている。

今後、地域のアクターが有する強みを国際協力に活用していくためには、JICAの国内拠点が中心となり地域のアクターとの対話を進め、ネットワークを構築しながら、他方で本部を中心として国際協力への参画を促すために参加しやすい仕組みや、地域で国際協力を推進する枠組みを検討していく必要がある。

※JICA国内拠点について

日本国内には本部以外に15の国内拠点がある。（センター：9、青年海外協力隊訓練所：2、支部：3、但し、JICA北海道は札幌と帯広の1センター2拠点）

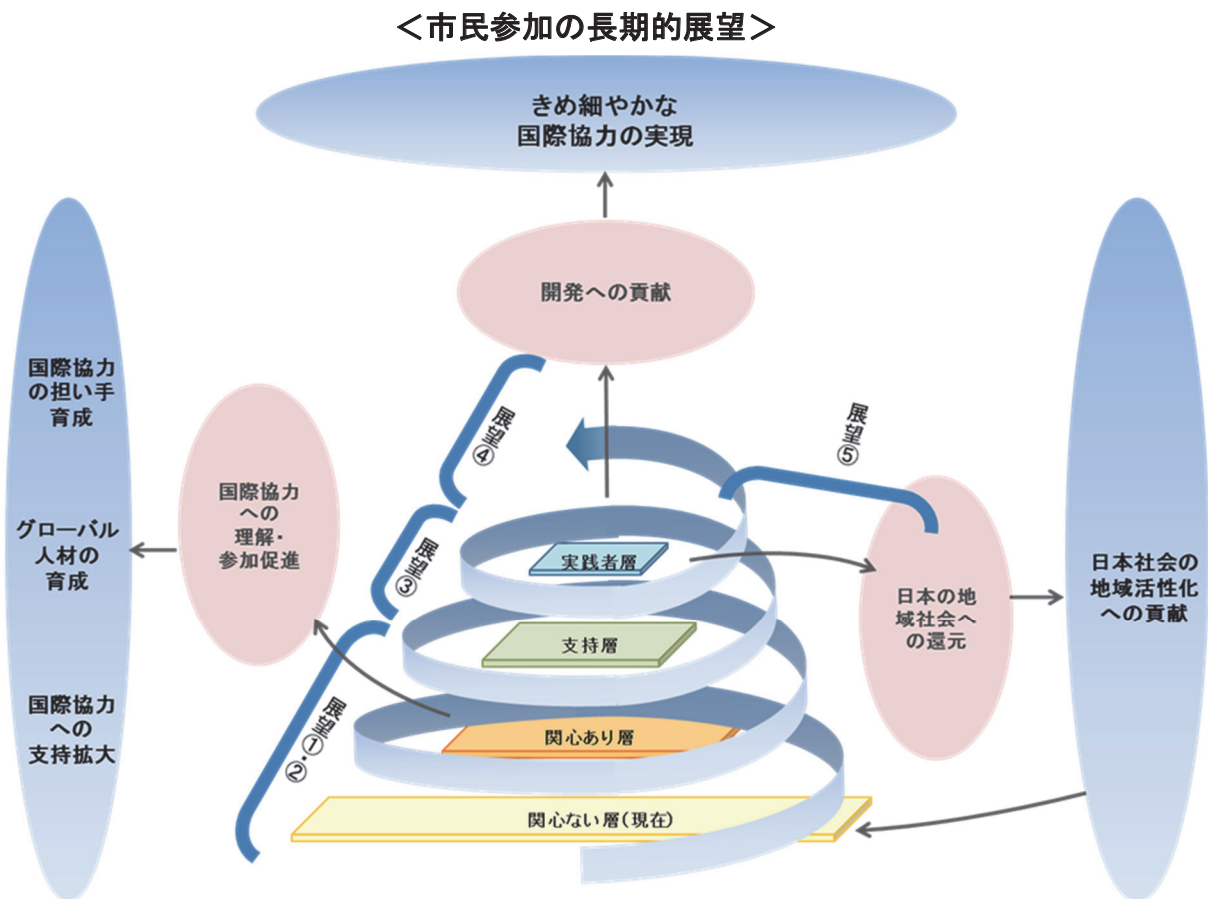
※JICA国際協力推進員（JICAデスク）について

各都道府県や政令指定都市の国際交流協会など地域の国際交流・国際協力の拠点に国際協力推進員を配置している。

2-4-2 長期的展望

国際協力において市民参加を進めていくことにより、長期的に次の点が期待される。

- 展望① 地球的規模の課題に対する市民の理解や共感が深まり、国際協力に関心をもつ市民が増加する。
- 展望② 日本国内において国際協力活動を支援する土壌が醸成される。
- 展望③ 市民による国際協力活動が活発化し、日本の協カリソースが多様化し、拡大する。
- 展望④ 様々なアクターとの連携を通じ、幅広いニーズに応える多様なアプローチが実現する。
- 展望⑤ 開発途上国での国際協力活動の知見が、日本の地域社会に還元される。



2-5 アクター別アプローチ

2-5-1 アクター分析と連携の方向性

市民参加の戦略目標及び中間目標を達成するためには、市民参加の様々な関係者・アクターとの連携強化が重要であり、またアクター別に戦略的なアプローチをとることが効果的である。

市民参加の主なアクターとしては、地方自治体、教育機関、大学、NGO/CSO、民間企業、一般市民が挙げられる。次頁以後の一覧表では、これらアクター各々の強みを整理し、JICAとして目指す連携の方向性を示した。さらに、各アクターを対象にJICAが現在実施している事業など、JICAの市民参加協力事業における連携の課題と、今後の検討事項・留意事項を説明する。

＜主なアクター別アプローチの概要／強み・目指すべき方向性・課題・検討・留意事項＞

アクターの強み	JICA として目指す連携の方向性	これまで JICA が実施している事業等	JICA の市民参加における連携の課題	JICA の市民参加における今後の検討事項・留意事項
<p>地方自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政実施主体としてのノウハウの多様さ 長年の行政実施や公共事業で培った経験・技術 地域の特色、独自のノウハウ 地域内アクターとのつながり 	<p>① 地方自治体の有する行政ノウハウ、技術、リソースを開発に活かす</p> <p>② 地方自治体の国際協力活動と、海外展開の促進を支援し、ひいては地域の課題解決に貢献する</p>	<p>a. 草の根技術協力事業、研修員受入、技術協力・有償資金協力（円借款）・無償資金協力への参画</p> <p>a. 地方自治体向け研修やセミナーの実施</p> <p>b. ボランティア事業における現職参加促進、協力隊採用の促進、派遣条例の制定促進</p>	<p>a. 地方自治体の強みを開発途上国開発に活かし、国際協力に参画しやすい仕組みの構築、新たなリソースの開拓</p> <p>a. 国際協力の経験と地方自治体の現状の課題解決（地域経済、過疎、高齢化、多文化共生等）の結び付け</p>	<p>a. 地方自治体向けの草の根技術協力事業のスキームの改善、草の根技術協力事業以外の地方自治体の国際協力実施支援策の検討</p> <p>a. 地方創生戦略の推進における、地域経済活性化・国際化・多文化共生等の課題への国際協力経験の貢献策の検討</p> <p>b. JICA ボランティア経験者や草の根技術協力事業の経験を活かした地域での貢献の促進</p>
	<p>③ 地方自治体との国際協力に関する関係強化</p>	<p>a. 国際協力推進員の配置、地方自治体間及び他アクターとのネットワーク強化</p>	<p>a. 地方自治体を通じた国際協力経験の他の地方自治体への共有、地方自治体間ネットワーク、他アクターを含めた連携強化</p>	<p>a. 地方自治体及び他アクターとのネットワーク強化策の検討・実施</p>

<p>教育機関（大学を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政を通じた教員への一貫した指揮命令系統 ・ 包括的・継続的な教育現場 ・ 教員による自発的な取り組み ・ 若年層に対する効率的なアプロ一チが可能 ・ 将来的な担い手の育成 	<p>① 教育行政を通じた教員へのアプロ一チ、学校現場における開発教育の位置づけを明確にする</p> <p>② 教員の開発教育／国際理解教育に対する理解促進、および教育現場への支援を行う</p> <p>③ 児童・生徒への直接的な働きかけを効果的に実施する</p>	<p>a. 教育委員会との連携</p> <p>b. 教育行政との連携事業の実施（教員研修センターでの研修への講師派遣、教師海外研修行政担当者コース等）</p> <p>a. 児童・生徒向けの開発教育支援事業の実施（国際協力出前講座、施設訪問、高校生実体験プログラム</p>	<p>a. 文科省、教育委員会への連携の働きかけ強化</p> <p>b. ユネスコスクール、SGH、グローバル人材育成、多文化共生等の教育施策の動きや教育現場の課題への対応</p> <p>a. 教育現場における開発教育／国際理解教育の優先順位の低さ、理解の不足</p> <p>b. 教員の実践層、関心層の裾野拡大</p> <p>a. 児童・生徒向けの開発教育支援事業の実施（国際協力出前講座、施設訪問、高校生実体験プログラム</p>	<p>a. 教育行政や現場に携わるJICA ボランティア経験者や教師海外研修参加者等を通じた働きかけ、JICA プログラムの周知と活用促進</p> <p>b. 教育施策との関連性や、文科省（国立教育政策研究所含む）・教育委員会との連携項目の再検討</p> <p>a. 教育現場で活用しやすい形式での教材や素材、情報の提供（学習指導要領や学習活動等教育現場の文脈を意識）</p> <p>b. NGO／CSO・民間企業など他アクターとの連携による事業の実施</p> <p>c. 教育現場で多数を占める無関心・低関心層の学校・教員に対する理解促進</p> <p>a. 委託による事業実施等の効率化の検討</p> <p>b. NGO／CSO・民間企業など他アクターとの連携による実</p>
---	---	---	--	--

大学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術的な研究成果や専門的知見 ・ 大学独自の人脈 ・ 学生等への教育機能 ・ 社会への発信機能 	<p>① 大学の有する専門的知見、人脈、教育機能、社会への発信機能を開発に活かす</p>	ラム等)	<p>a. 科学技術協力 (SATREPS、研究員派遣)</p> <p>b. 草の根技術協力事業</p> <p>c. 技術協力プロジェクト、研修員受入</p>	<p>a. 科学技術協力和草の根技術協力により、開発途上国のニーズと大学の専門的知見をより合致する工夫</p> <p>b. より効果的な発信を行うため、日本の援助哲学や理論を整理し、大学の国際協力研究の強化が必要</p>	<p>施</p> <p>c. 児童・生徒への働きかけは効果的であり、継続的に実施</p>
		<p>② 大学の国際協力活動を推進する</p>	<p>a. 留学生受入(有償資金協力(円借款)、無償資金協力、長期研修員)</p> <p>b. 協力隊派遣特別プログラム</p>	<p>a. 大学側ニーズと開発途上国ニーズのマッチングの難しさ</p> <p>b. 大学における国際協力に知見を持つ人材の不足</p>	<p>a. 大学内のグローバル人材育成の支援</p> <p>b. 国際協力経験者の大学での活用促進</p>	
	<p>③ 大学との国際協力に関する関係強化</p>	<p>a. 連携協定・連携講座</p>		<p>a. 地方大学・中小規模大学において国際化や国際協力に取り組むハードルが高い</p>	<p>a. 連携協定の強化</p> <p>b. 国内拠点が実施する連携講座や国際協力出前講座などを通じた、地方や中小規模大学との連携強化</p>	
	<p>④ 大学を通じた地域の</p>	<p>a. 連携講座、インターン受</p>		<p>a. JICA 対応可能な件数</p>	<p>a. 優良なパートナー大学の発</p>	

		国際化や地域活性化の推進	入、スタディツアー、草の根技術協力事業	に対してそれを大きく上回る要望が寄せられている	掘、優良事例の発掘、集約、発信・共有
NGO / CSO	<ul style="list-style-type: none"> 団体の多様性 開発途上国における現場対応力の高さ、開発ニーズの発掘力、裨益者のエンパワメント力 草の根レベルで有するネットワーク 公平・公正な開発実現のための政策提言 	<p>① NGO / CSO の有する独自性、自発性、現地での強み、アプローチの多様性を開発に活かした事業を実施する（連携）</p> <p>② NGO / CSO の現状と課題に即した組織マネジメントや事業実施能力向上等に係る支援を行う（支援）</p>	<p>a. 草の根技術協力事業、世界の人のための JICA 基金</p> <p>a. NGO 等活用支援事業、NGO-JICA ジャパンデスクを通じた支援</p> <p>b. 地球ひろば等国内拠点による支援（施設貸出、発信支援）</p>	<p>a. JICA・NGO / CSO 双方で連携の在り方に係る相互理解がまだまだ不十分である</p> <p>b. 新規 NGO / CSO（特に中小規模団体）の参加が少ない</p> <p>c. 先方政府の要請により実施する事業（通称 1 号業務）への NGO / CSO の参加が進んでいない</p> <p>a. NGO 等活動支援事業に係る認知度が充分ではない</p> <p>b. 地域 NGO / CSO や中小規模 NGO / CSO が抱えている課題に対応するための支援が不足している</p>	<p>a. JICA・NGO / CSO 双方で連携意義について理解促進を図る、より多くの NGO / CSO が参加できる制度への見直し（草の根技術協力事業）</p> <p>b. JICA・NGO / CSO が共同で実施する寄附市場拡大に向けた具体的な取組方策の検討（JICA 基金）</p> <p>c. NGO / CSO の 1 号業務（技術協力事業）参画に向けた具体的な取組の方策検討</p> <p>a. 地域の NGO / CSO や中小規模 NGO / CSO の組織強化や、草の根技術協力事業実施のためのマネジメントに関する研修の強化</p> <p>b. ネットワーク型 NGO 等と JICA の役割の整理</p>

民間企業	<ul style="list-style-type: none"> 日本の企業が有する優れた技術、ノウハウ、資金、製品、人材 	<p>③ NGO/CSO との対話・協議を通じた制度改善等を行う（対話）</p> <p>① 企業の技術、ノウハウ、資金、リソースを開発に活かす</p> <p>② 企業と他のアクターとの連携推進による開発途上国での協力を促進する</p> <p>③ 企業の社会貢献活動（CSR等）を支援する</p>	<p>a. NGO-JICA 協議会</p> <p>a. 民間連携事業（中小企業海外展開支援、BOP ビジネス支援、PPP 事業推進、海外投融资等）</p> <p>a. 民間連携ポランティア b. 研修員受入、市民参加協力事業 c. 技術協力、有償資金協力（円借款）、無償資金協力</p> <p>a. 企業の提案に基づく個別企業の活動との連携</p>	<p>c. 草の根技術協力事業等連携事業との相互補完が進んでいない</p> <p>a. 対話の場への地域の NGO/CSO の参加が少ない b. NGO-JICA 協議会などにおけるより多くの NGO/CSO との対話促進</p> <p>a. 企業と他のアクターのマッチング機会が少ない</p> <p>a. 民間企業が国際協力により参画しやすい枠組みづくり</p>	<p>a. 地域のネットワーク型 NGO 等とのさらなる連携強化</p> <p>a. 企業と他のアクターが連携するための出合いの場の提供、対話の機会の充実</p> <p>a. 民間企業に対する JICA スキームの広報、セミナーの充実、制度の更なる統一化</p> <p>a. 企業の CSR 担当者向けの情報提供の強化 b. 連携の実績作り</p>
------	--	---	---	--	--

市民全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の国際協力人材としての可能性 ・ 一般市民による世論形成能力 	<p>① 市民の国際協力活動への理解を促進する</p> <p>② 市民に国際協力活動への参加機会を提供し、参加を促進する</p>	<p>a. 国内の窓口（国内拠点・JICA デスク・地球ひろばなど）を通じた地域への情報発信</p> <p>b. 関係各部署と連携したJICA 全体での情報発信</p> <p>a. 対象に合わせた国際協力への入り口を紹介、提供（ボランティア事業、草の根技術協力事業、民間連携、世界の人びとのための JICA 基金）</p>	<p>a. JICA 全体のリソースを活用した、市民のニーズを踏まえての情報発信の強化</p> <p>a. 他アクターとの連携、役割分担</p> <p>b. ニーズへの対応や効果測定の難しさ</p>	<p>a. 広報や関係各部署と一体となった効率的な情報発信、及びイベント・セミナーの実施</p> <p>a. 参加機会、内容、参加しやすさ、ニーズなどの参加スキームの再検討</p> <p>b. 効果分析の方法の検討と実施</p>
------	---	--	---	---	--

2-5-2 地域での国際協力の担い手との連携

地域での国際協力の担い手との連携を効果的に進めるために、地方自治体、大学・研究機関、NGO／CSO、企業の CSR 活動など数多くのパートナーから戦略的に連携相手や窓口部署を開拓・選択し、人的ネットワークを強化することが重要である。国内拠点ごとに、国際協力推進員等と情報共有しつつ、主管する地域の現状分析を行い、量と質の双方の観点から、市民参加協力事業にかかる方針を策定し、組織として一貫性のある取り組みを行うことが望ましい。主な連携の方法としては、情報交換や意見聴取、事業の委託やイベントの共催、インターンシップ制度や大学に対する連携講座、大学や地方自治体との包括的連携協力協定／覚書の締結などがある。

地方自治体には、上下水道、廃棄物処理、保健衛生・母子保健、社会福祉、農業普及、初等・中等教育、職業訓練、環境保全、公共交通といった地域住民向けのサービス分野で、これまで蓄積してきたノウハウと人材が豊富に存在している。また開発途上国の地方分権化に伴い、日本の地方自治の手法そのものの経験が開発途上国にとって役立つ場合がある。開発途上国の多様なニーズに応え、市民の理解、支持、そして参加することで自ら国際協力を行い、地域の国際化・活性化も視野に入れた国際協力を進めていくために、地方自治体と連携し、地場産業のもつ技術や地域の経験・知見を活かした事業の拡充を図ることが重要である。

大学は「知の結節点」および「地域の国際化の拠点」として国際協力に大きなポテンシャルを有しており、国際化／グローバル化に向けたさまざまな試みを行うことで、教育の質の向上と、優秀な学生獲得に努めている。また、地方自治体と連携し、高齢化と過疎の問題を抱える地域の再生に協力するなど地域に対する知的貢献も強化しつつある。大学の資源（リソース）を活用し、地域の課題と開発途上国の課題双方に資する事業の拡充を図ることが重要である。

教育機関においては、グローバル人材育成との関係もあり、開発途上国を含む海外の課題を取り上げたり社会に参画する機会へのニーズが高まっている。この機運を活用しつつ、教育現場での国際協力への理解や参加促進を働きかけるため、教育機関との連携を推進する。

NGO／CSO との連携については、これまで年 4 回開催する NGO-JICA 協議会の協議と対話を充実させてきているが、これに加え、地域のネットワーク型 NGO や地域を代表する NGO／CSO との対話・連携強化も一層充実させることが重要である。わが国の国際協力の総合力の底上げを図るためには NGO／CSO の運営能力・基盤強化支援が不可欠であるが、地域のネットワーク型 NGO はまさにこの役割を担っている。これまで整備してきた NGO／CSO を対象とした研修等の支援メニューについて、ネットワーク型 NGO とも連携しつつ効果的に実施していく必要がある。この点に関して、2015年度の NGO-JICA 協議会では、重点課題として NGO 等の支援及び協働の在り方が議論され、今後の方向性につ

いて NGO-JICA の双方で合意に至った。

JICA の国内拠点、国際協力の担い手の「結節点」として、こうした国際協力への理解や参加に関わるアクターが相互に関わる場も提供できる。国際協力に関わる NGO/CSO 間の交流にとどまらず、地域における NGO/CSO、地方自治体、企業の取り組みを教員に知らせて教育現場で取り上げてもらう、国内拠点を会場として市民向けのセミナーを開催するなどにより、国際協力に関わる関係者が相互につながり、連携していける場を提供することが可能である。「地球ひろば」はこのような場の提供を目的として活動してきたが、こうした機能は各国内拠点も既に果たしており、より効果的に展開していくことにより、国際協力への理解や参加拡大につなげていくことが出来る。

第3章 JICAの市民参加協力の各事業の実施方針と今後の方向性

第3章では、JICAの市民参加における主な協力プログラムの実施方針につき、説明する。加えて、事業を実施する上での留意点、今後の課題について述べる。

3-1 主な協力プログラムと実施方針

3-1-1 開発教育支援事業

(1) 基本方針

2015年2月に閣議決定された「開発協力大綱」において、イ) 開発教育の推進として、「学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うため、開発教育を推進する。」ことが、謳われている。

JICAでは「21世紀に向けてのODA改革懇談会」報告書の開発教育の定義⁶¹に準じ、市民が国際社会の現状を知り、理解を深め、問題解決に向け何らかの形で参加する態度や能力を養うことを目的とし、戦略目標である「国際協力への理解・参加促進」の達成にも貢献すべく開発教育支援事業を実施している。また、国際協力の知見を活用し、学校教育や日本社会におけるグローバル人材の育成にも寄与しており、戦略目標「日本の地域社会への還元」にも資するものである。

なお、開発教育の担い手は、直接的には教育現場の教員や、開発教育を活動目的とするNGO/CSO等である。これらの「開発教育」の担い手に対して、学校等の継続的な教育活動の場を持たないJICAという組織としては、開発教育を支援する立場にあることに留意しつつ事業を実施する。また本事業の対象は、教員や教育委員会、学校等を重点対象しつつ、市民・市民団体、地方自治体なども含めることとする。

(2) 重点事項

① 日本社会に知見・経験・人材を活かす＝「知見の還元」

JICAは、半世紀以上に及ぶ開発途上国における技術協力やボランティア事業の国際協力実施で培われた知見・経験と人材を有しており、これらを、教育・

⁶¹ 「21世紀に向けてのODA改革懇談会」報告書(1998年)の定義。「貧困・飢餓、環境破壊など国際社会・地域社会の現状を知り、開発・環境・人権・平和をはじめ様々な問題についての理解を深め、国際協力・開発援助の重要性についての認識を深めるための教育、また、開発途上国と先進国との関係を含め国際社会の問題の解決に向け、なんらかの形で参加する態度や能力を養うことを目的とした教育」

人材育成などに活用することで、日本社会へ還元⁶²する。具体的には、開発教育支援事業の各プログラムを通じ、開発途上国や国際協力の現場から得た世界の現状を知るための「素材の提供」を行い、持続可能な社会の実現に向け、地球的規模の課題解決を行う国際協力への理解を促し、ひいては日本の地域社会におけるグローバル人材育成にも寄与する。

② 国際協力への理解を深める＝「機会の提供」

開発教育の担い手である教員等に対しては、教師海外研修、開発教育指導者研修などを通じ、NGO／CSOとも連携して、開発途上国の課題解決に取り組む国際協力の活動、開発途上国と日本との相互依存に関する理解を深め、その成果を教育現場で活用すべく機会を提供する。児童・生徒に対しては、中学・高校生向けのエッセイコンテストや、国際協力出前講座、国内センター施設（地球ひろばを含む）訪問、高校生実体験プログラムなどを通じ、開発途上国の現状や課題を知り、世界に目を向け多様性や相互理解、様々な価値観を受入れ、国際社会の一員として、自分にできる国際協力の取り組みを主体的に考える機会を提供する。

③ 開発教育推進のための仕掛けづくり＝「地域のネットワークづくり」

開発教育の推進を図るため、また、長期的に開発教育の担い手たちが自ら地域で開発教育を実践するために、地方自治体、教育委員会、大学、NGO／CSO、企業等の多様な関係者をつなぎ、人的ネットワークを構築していくことが重要かつ効果的である。JICAは、地域の結節点として、開発教育に関わる関係者が相互につながり、連携していく場を提供していくことで、開発教育の担い手の拡充（育成・裾野拡大）を図る。

（3）今後の取り組み

開発教育支援事業を実施する際は、学校のニーズや状況に配慮しつつも、将来的に、学校現場で国際理解教育／開発教育の持続的かつ効果的な学習活動の一環として取り組まれるよう働きかける。

① グローバル人材育成等への貢献

近年、若い世代の「内向き志向」を克服し、グローバルな舞台で活躍できる人材の育成が求められている。JICA地球ひろばと文部科学省国立教育政策研究

⁶² 開発協力大綱でも「JICA ボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進すること」が謳われている。

所との共同調査では⁶³、グローバル人材に必要とされる資質・能力の獲得には国際理解教育／開発教育や参加・体験型学習プログラムが有効であること、異なる価値観・環境に対する適応力・対応力を持ったグローバル人材の育成は、初中等教育からの継続的な取り組みが重要であることが指摘されている。

また従来、文科省のグローバル人材育成の施策は大学を対象とするものが中心であったが、SGHのように高校を対象とする取り組みが始まっている。教育方針を検討する中央教育審議会でも、グローバル化に対応した学習指導要領の見直しが重要な論点となり、2020年以降の学習指導要領改訂に反映された。加えて持続可能な開発のための教育（ESD）で、包括する分野の一つに国際理解教育が含まれている。これらの施策や国内外の動きも踏まえ、開発教育の推進に取り組むことが重要である。

JICAは開発教育支援事業を通じ、開発教育の担い手である教員等へのアプローチを中心に、受け手である児童・生徒も加え、グローバル人材育成に貢献していく。

② 事業の質の確保

学校現場における開発教育支援事業は一定の規模を維持しているが、質の確保も重要である。そのためプログラムの受け手の評価を確認し、事業へのフィードバックを行っているが、この取り組みは今後も継続して実施する。また、本部、国内拠点担当者、各県の国際協力推進員の適切な情報交換や研修の実施により、質の確保に努める。

加えて、個々の事業においても質向上のための取組を行い、例えば出前講座ではボランティア経験者等、講師となるJICA関係者に対する支援（セミナーの実施、参考資料の提供、プレゼンテーション資料の標準化、優良事例の共有）及び担い手が実践するための支援（学校現場で活用できる教材の紹介、HP上のコンテンツの充実化・データ整備、国際理解教育・開発教育に関する有用な素材の提供など）を行う。

③ 教育行政との連携及び実践者のネットワーク化

学校現場における開発教育支援事業を効果的に推進するために、文部科学省や教育委員会などとの連携を強化し、学習指導要領や教育行政の方針に沿った形で学校現場での開発教育の推進・普及につなげていく。また教師海外研修の過年度参加者を含め、学校現場で開発教育の実践者が活動を継続するインセン

⁶³ JICA 地球ひろばと文部科学省国立教育政策研究所との共同調査「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」（2011年12月～2014年3月）では国立教育政策研究所が提案する「21世紀型能力（基礎力、思考力、実践力）」のうち思考力、実践力の育成に国際教育（国際理解教育／開発教育）が貢献することが可能であると報告された。

タイプが持てるよう、教育行政における開発教育への理解促進や実践者同士のネットワークづくりの支援を行う。

なお、地域のネットワークづくりについては、JICA が運営・管理していくのではなく、中長期的には、開発教育に取り組む担い手（教員等）を中心に、開発教育の推進や後進の育成などに取り組み、継続的な運営が出来る体制づくりを目指し、支援を行っていく。

④ 多文化共生への対応

在住外国人の増加とそれに伴う課題の顕在化により、地方自治体や、国内問題を扱う NGO/CSO などにより「多文化共生」と呼ばれる取り組みがなされている。これらの在住外国人の出身国には JICA が事業対象とする開発途上国が多く含まれている。

国際協力出前講座の講師の多くは JICA ボランティア経験者であるが、彼らは、開発途上国での生活や現地の人々との協働体験を有しており、また、異文化理解力、コミュニケーション能力、問題解決力にも長けている。国際協力の体験談に加え、派遣された国の文化、人種・民族、歴史、言語、生活や、外国人として海外で生活していたマイノリティ経験の紹介は、学校での外国人児童・生徒への理解を深め、多文化共生に向けた意識の涵養を図るとともに、日本の教員及び生徒の多様性の享受にもつながる。このため JICA は、日本社会の課題である「多文化共生」についても、開発教育支援事業を通じ側面的支援を行うことで寄与する。

⑤ 地域に応じた開発教育支援事業の展開

各都道府県及び地域によって、国際協力や開発教育への認知度や関心度、参加の度合い、開発教育関連 NGO/CSO の存在の有無など、大きな相違がある。開発教育支援事業ではさまざまな取り組みがあるため、各国内拠点が各都道府県・地域の状況、アクターの活動状況などに応じて、戦略的かつ効果的に開発教育支援事業を展開していく必要がある。

3-1-2 ボランティア事業

(1) 基本方針

JICA のボランティア事業は、貧困、保健・衛生、教育問題など、その国が抱える問題に取り組み、経済や社会の発展に貢献することを目指した草の根レベルの国際協力である。JICA ボランティアは、現地の人々と共に生活し、働き、彼らと同じ言葉で話し、相互理解を図りながら、彼らの自助努力を促進するように活動している。青年海外協力隊については 1965 年に、シニア海外ボランテ

ィアについては 1990 年に制度が発足し、これまでに 80 カ国を超える国に 50,000 名以上が派遣されている（2017 年 1 月現在）。

JICA ボランティア事業の目的は、①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②異文化社会における相互理解の深化と共生、③ボランティア経験の社会還元、であり、戦略目標「国際協力への理解・参加促進」「開発への貢献」に直結するとともに、帰国後ボランティアの日本での地域活性化に関わる活動は「日本の地域社会への還元」の代表例である。

（2）重点事項

① 開発途上国ニーズへのきめ細かな対応

開発途上国の開発課題を踏まえ、国別ボランティア派遣計画を策定するとともに、グループ型派遣を含むボランティア活動状況のモニタリングに取り組み、結果を事業にフィードバックする。シニア海外ボランティアを中心に、開発課題に沿った新規案件形成に取り組むとともに、JICA ボランティアと他の国際協カスキームおよび国際協力実施機関との連携ならびに国際ボランティア機関とのパートナーシップを深めていく。

② 国際協力に参加する機会の提供

若年層人口の減少とシニア層人口の拡大という国内の人口動態の変化および産官学界におけるグローバル人材のニーズの高まりに対応するため、募集・広報の強化、短期派遣による参加機会の拡大、および地方自治体、大学、企業、NGO/CSO と連携したボランティア事業の参加を促進していく。

地方自治体連携においては、地方自治体および職員、教員が有する技術や経験を活かし、一定期間継続してボランティアを派遣することで、開発効果の増大を図るとともに、地方自治体のグローバル人材育成ニーズに対応する。また、地方自治体に対し、派遣条例制定、現職参加促進および帰国ボランティアの採用について働きかけていく。

大学連携においては、大学が有する専門性を活用したプロジェクト型の案件形成を促すことで、開発への貢献とあわせてグローバル人材育成ニーズに対応する。

民間企業に対しては現職参加および帰国ボランティアの採用の働きかけとともに、民間連携ボランティア制度の周知と参加促進を図り、企業および社員が有する技術や経験を活かしたボランティア活動への参加促進とともに、企業の海外への事業展開を見据えた人材育成ニーズに応える。

NGO/CSO との連携においては、ボランティア派遣前の訓練に団体スタッフが参加する機会を提供し、NGO/CSO の人材育成に協力することや草の根技術協力事業終了後の成果の定着、普及に関連したボランティア派遣に配慮する。

③ ボランティア経験の国内・地域への課題への活用

ボランティア経験者は帰国後、様々なかたちでその経験を日本の社会に還元していくことが求められている。グローバルな資質を身に着けた人材は、「日本も元気にする JICA ボランティア」として、日本の地域社会でも活躍するよう期待されている。

東日本大震災後の復興支援、地域おこし協力隊や地域活性化、地域の国際化に貢献するローカル人材としてのニーズが高まっていることから、ボランティア経験を活用した帰国後の進路開拓を支援していく。また、ボランティア経験者により組織される OB 会の活動、社会起業、NGO/CSO での社会貢献、女性の活躍する社会など、多様化する社会への参画を側面的に支援していく。

④ 教育・人材育成等での海外経験の活用

開発教育支援事業との連携も図り、ボランティア経験者による国際協力出前講座等を通じて、学校教育現場や地域コミュニティにおける国際協力や多文化共生への理解促進に貢献していく。

(3) 今後の取り組み

スポーツ・フォー・トゥモロー (Sport for Tomorrow。以下「SFT」という。) ⁶⁴にも貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣およびスポーツを通じた開発への取り組みを強化する。

また、青年海外協力隊事業発足 50 周年 (2015 年) を契機とした本邦や海外拠点での各種記念事業において、協力相手国、事業参加者、本邦支援者などの各層からの高い評価が改めて確認されたことから、本事業の理念の継承・発展を基本としつつも、有識者による「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の提言「これからの JICA ボランティア」⁶⁵を受け、今後の国際社会および日本の社会において JICA ボランティア事業が果たすべき役割および具体的な行動の方向性について、機構の中期計画や事業計画に記載し、改善に取り組んでいく。

加えて、日本国内の地域活性化にも資するべく、ボランティアが開発途上国で活動する前に日本国内で地域おこしの実習経験を積む、あるいは開発途上国での活動経験をもとに日本国内で活躍機会を提供することで、海外 (グローバル) と国内 (ローカル) の経験を併せ持つ「グローバル協力隊」にも取り組む。

3-1-3 草の根技術協力事業

(1) 基本方針

草の根技術協力事業は、「開発福祉支援事業」、「開発パートナー事業」及び「小

⁶⁴ SFT : 2014 年から 2020 年までの 7 年間で開発途上国をはじめとする 100 カ国以上・1000 万人以上を対象に、日本政府が推進するスポーツを通じた国際貢献事業。JICA ボランティアは、学校体育の普及、スポーツを通じた社会的弱者 (障害者や女性、難民など) 支援、選手の育成・強化と競技の普及に取り組む。(SFT のホームページより引用)

⁶⁵ (<http://www.jica.go.jp/volunteer/outline/publication/report/index.html>)

規模開発パートナー事業」の NGO/CSO との連携事業、「国民参加型専門家」及び「地域提案型研修」の地方自治体との連携事業の見直しと整理統合により 2002 年度に創設された⁶⁶。草の根技術協力事業は、NGO/CSO 地方自治体、大学、民間企業等が培ってきた経験や技術を活かして、JICA と共同で開発途上国への協力活動を実施する事業であり、地域住民の生活に直接役立つ、きめ細やかな協力が特徴である。

創設後 10 年の節目を迎え、NGO-JICA 協議会のもとに設置した「草の根技術協力事業 10 年の振り返り分科会」における検討内容、並びに 2014 年度行政事業レビューにおける指摘及び本レビューを踏まえて実施された外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価」⁶⁷（以下、第三者評価）、NGO/CSO や関係機関との協議を踏まえ、草の根パートナー型及び草の根協力支援型について、制度の抜本的な見直しを行ない、事業の柱を 1.「市民の力による開発への貢献が質・量ともに拡大する」、2.「途上国や日本の地域の課題解決への理解・参加が促進される」と再整理し、2015 年度から適用している。

JICA は、草の根技術協力事業実施を通じ、戦略目標である①開発への貢献、②国際協力に対する市民の理解・参加促進、③日本の地域社会への還元の三つの事業目的にバランスよく貢献していく。

（2）重点事項

① 国際協力の担い手の拡充

日本の NGO/CSO は組織の規模を問わず、開発途上国の様々な地域で活動し、当該地域において深い知見を有する。地方自治体や大学は、様々な分野で高いレベルの知識や技術を有し、日本の地域社会や開発途上国が抱える課題解決に貢献している。このような NGO/CSO、地方自治体、大学等を国際協力の重要なパートナーとし、各々の知見・ノウハウ・経験をわが国の重要なリソースとして捉え、国際協力の担い手として拡充していくことが重要である。

しかしながら、第三者評価において、「国際協力活動に新たに参加する人々が増える」という観点では、草の根技術協力事業を通じた国際協力 NGO/CSO 大学、地方自治体における国際協力の担い手の育成に係る達成度は限定的であったと指摘された。開発協力大綱において、「担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する」と示されていることも踏まえ、草の根技術協力事業の実施を通じた国際協力の担い手の裾野を拡大すべく、「日本の地域社会が抱える課題解決にも貢献する活動や開発途上国における経験を日本国内に還元する活動」を事業内容に盛り込むことを奨励し、これまで開発途上国での活動実績が比較的少ない NGO/CSO 等が草の根技術協力事業に参画しやすい制度とすることとした。

⁶⁶ 草の根パートナー型・草の根協力支援型・地域提案型の 3 型として創設された。草の根パートナー型は主に国際協力の経験が豊富な団体、草の根協力支援型は主に国際協力経験が少ない団体、また、地域提案型は地方自治体（事業実施は提案自治体が指定する団体でも可）を対象としている。

⁶⁷ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000076537.pdf>)

② きめ細やかな支援による開発への貢献

開発途上国には、政府間協力だけでは対応が難しい様々な課題が存在する。NGO/CSOは、草の根レベルのニーズに対応するきめ細やかな働きかけや、地域住民へ直接手が届く支援を強みとしている。地方自治体や大学には、日本での開発経験や、地域社会での課題解決のノウハウを開発途上国の開発に役立てることが期待されている。このような多様な技術や経験を持つ国際協力の担い手と協力することを通して、開発途上国の人々の生活改善や生計向上により効果的・効率的に貢献していくことが求められる。また、草の根レベルの視点を、国レベルで普及・導入する取り組みが促進されるよう、例えば、相手国政府の要請にもとづく事業への国際協力 NGO への参加促進など、他の国際協力スキームへの参加を支援していくことも重要である。

(3) 今後の取り組み

(1) 基本方針に記載の抜本的な制度見直しは、主に以下の視点に基づいて行なった。今後は、この見直した制度が定着するよう努める。

① 参加しやすい仕組みづくり

国際協力への参加の裾野拡大のため、国際協力活動の経験が豊富でない団体が参加しやすい仕組みとして、小規模金額メニューの新・草の根協力支援型を設置した。今後は、新・草の根協力支援型はもちろんのこと、新・草の根パートナー型においても、より多くの団体の参加を促進するため、全国のネットワーク型 NGO や NGO 相談員⁶⁸との連携をより強化し、団体間の情報交換・情報共有を支援するなど、案件発掘・形成につながる協力を行なっていく。

② 日本の地域活性化への貢献

これまで、草の根技術協力事業を実施した団体はイベント、セミナー、および事業報告会などを通して、市民の国際協力への理解や参加を促し、地域社会への還元に取り組んできた。東日本大震災の被災地においては、国際協力活動に取り組む団体やボランティア経験者が、開発途上国でのコミュニティ開発などの経験を活かして、被災地の復興に貢献している事例も多い⁶⁹。これらを踏まえ、上述のとおり、「日本の地域社会が抱える課題解決にも貢献する活動や開発途上国における経験を日本国内に還元する活動」についても、草の根技術協力事業の対象事業に含めることとした。

今後、市民による開発途上国での開発経験を、日本国内の地域社会における、町おこしや地場産業振興、災害時に取り残されがちな住民を巻き込んだ防災活動、在住外国人への支援などに活かしたグッドプラクティスをとりとまとめ、情

⁶⁸ 外務省が国際協力分野で経験と実績を持つ日本の NGO 団体に委嘱する制度 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/soudanin.html)。

⁶⁹ (特活)国際協力 NGO センター (JANIC)、『東日本大震災と国際協力 NGO—国内での新たな可能性と課題、そして提言』(2012)、『東日本大震災 市民社会による支援活動 合同レビュー事業検証結果報告書～国際協力 NGO の視点から』(2014)

報発信していくことで、地域活性化への貢献をさらに愆憑していく。

3-1-4 NGO等活動支援事業

(1) 基本方針

市民による国際協力への取り組みを推進していく上で、新しく国際協力に携わる NGO/CSO を支援し、国際協力の実践者の裾野を拡大していくことが重要である。

NGO等向けの研修等は、2006年「外務省国際協力局 NGOとの戦略的連携に向けた5ヵ年計画」や、長年にわたる NGO-JICA 協議会での協議を踏まえ、整備を図ってきた。前述の草の根技術協力事業（新・草の根協力支援型）が2015年に設置されたことを契機として、国際協力に携わる NGO/CSO がより効果的・発展的な事業を実施・推進するため、JICAが人材育成、事業実施や組織基盤強化の側面支援を強化する必要性がより高まった。これを踏まえ、2015年度の NGO-JICA 協議会において、重点課題として NGO等に対する支援及び協働の在り方を議論し、「NGO等活動支援事業」として、以下の支援プログラムに再編・実施することとなった。

- ア) 事業マネジメント強化に資する研修プログラム：草の根技術協力事業等の実施に際して必要となる、事業サイクル・マネジメント等の理論に基づき、開発途上国の活動現場における事業実施に係る計画・運営・監理・評価が可能になることを目指すもの（国際協力担当者のための PCM（Project Cycle Management）を活用したプロジェクト運営基礎セミナーとして実施してきたものを再編）
- イ) NGO等提案型プログラム：各地域や分野の NGO等が抱える特有の課題などに細やかに対応するため、NGO等向けの研修やネットワークの構築に関して実績のある NGO等からアイデアと運営協力を得ながら実施するもの（2015年度に「組織力アップ！NGO人材育成研修」と「地域 NGO提案型研修」を発展的に相互拡充した「地域提案型 NGO組織力アップ研修」を再編したもの）

本プログラムの実施に加え、各国内・在外拠点においても、必要に応じた研修等の実施に積極的に取り組んでいく。

なお、NGO等活動支援事業は、対象となる団体の運営基盤強化に取り組むことから、戦略目標「国際協力への理解・参加促進」に貢献しており、ひいては「多様なアプローチによる開発への貢献」にもつながっていると位置づけられる。

(2) 重点事項

① 国際協力の担い手の拡充（育成・裾野拡大）

国際協力の実践者の裾野を拡大していくためには、国際協力活動を開始して日が浅く、活動を効果的に行うためのノウハウを十分に有していない団体に対

し、必要な知識・技術・情報を補う機会を提供していくことは、引き続き重要である。特に、草の根技術協力事業（新・草の根協力支援型）の設置を踏まえ、NGO 等活動支援事業の役割は増大している。

NGO/CSO 向けの研修は、全国各地の地域のネットワーク型 NGO をはじめ、その他の NGO/CSO を支援する団体により、様々なプログラムが既に行われている。そのため、支援プログラムを検討する際には、NGO/CSO を含む民間が提供可能な研修等を考慮し、「敢えて JICA が実施する意義が大きいもの」に注力して実施することとする。

また、支援実施にあたっては、対象団体の組織の規模や段階に応じた支援プログラムの整備や、地域の市民団体にとっての参加しやすさに配慮する。国際協力を携わる市民団体向けの支援プログラムは、東京を始めとする大都市圏では多数行われているが、それ以外の地域では数が限られている。JICA は全国に拠点がある利点をいかし、各地域の団体も参加しやすい仕組みづくりに取り組む。こうした観点から、地域のネットワーク型 NGO 等と協働で実施する「NGO 等提案型プログラム」は有用であり、これを拡充していくニーズは高い。

なお、NGO 等活動支援事業の目的や対象者として、草の根技術協力事業をはじめとする JICA の各種事業への参加の促進を想定しつつも、市民による国際協力活動の活発化全般にも役立つ内容となるよう留意する。

（3）今後の取り組み

① 選択と集中

JICA の組織としての比較優位性（開発協力等のリソース・経験・ノウハウ）を踏まえた、選択と集中を前提として、より効果・効率的な市民団体の支援に取り組んでいく。

② 地域主導

地域によって異なる市民団体の特性を踏まえた支援を行うためには、地域のネットワーク型 NGO 等と JICA 国内拠点とが連携して、中心的な役割を果たすことが重要である。

③ 支援から協働に至る取り組み

市民団体の組織強化（裾野の拡大）に加え、開発途上国及び国内の活動現場において必要とされる能力強化を図るためには、支援から協働に至る継ぎ目のない取り組みが必要とされている。市民団体と JICA の双方が各々の比較優位性を活かし、相互補完して事業を実施すること（協働）により、事業の相乗効果を目指す。

3-1-5 市民の理解促進・参加支援事業

3-1-5-1 拠点型の地球ひろば機能

(1) 基本方針

1) 設立目的等

「JICA 地球ひろば」は「市民参加による国際協力の拠点」として、多くの市民が開発途上国や国際協力の現状・課題などを知り、開発途上国の人々への共感や連帯感を育む場、国際協力に関わる市民団体の情報発信、交流、研修の拠点として利用される場となることを目指し、2006年4月に広尾センター(当時)に設立された(2012年10月にJICA市ヶ谷ビル内に移転)。

また2009年には、JICA中部内にも「なごや地球ひろば」が開設された。

2) 基本方針

「地球ひろば」(以下 JICA 地球ひろばとなごや地球ひろばを総称して「地球ひろば」とする)は、来館者が開発途上国や国際協力について体感できる展示施設、セミナーや報告会などを開催できるセミナールーム、食を通じて異文化に触れるカフェなどを有し、物理的に市民が集まる「場」となり、国際協力に関する情報や参画の機会を提供する。

地球ひろばは、以下(2)に示す機能を果たすことにより、主として戦略目標「国際協力への理解・参加促進」に貢献する。また、海外での国際協力経験を国内でも広く発信する機能を有しており、戦略目標「日本の地域社会への還元」にも資する。

(2) 重点事項

1) 主な機能

地球ひろばは物理的な「場」としての施設・設備と人員を活用し、国際協力への理解・参加促進に向けた次の機能⁷⁰を有する。

① 国際協力の理解促進

市民参加への入口となる、開発途上国・課題を知るきっかけ作りや考える機会の提供のため、体験型展示、訪問プログラム、地球ひろば主催によるイベント・セミナー、カフェでの開発途上国メニューの提供(食を通じた異文化体験)を行う。

② 国際協力の参加(活動)支援

国際協力の理解の段階を経て、実際に活動を始めようとする段階の人々を主な対象として、市民による国際協力活動の「初めの一步」を支援する。具体的には、市民団体の登録に基づく活動支援(後援名義付与など)、セミナールーム貸し出しによる活動の場の提供、外部向けの発信支援等の機能がある。

⁷⁰ 機能の詳細は付属資料3参照。

2) 重点事項

「拠点型」の地球ひろばは、様々な市民が交流し、また国際協力を理解するための物理的・具体的な「場」があることで複合的に目的の達成に貢献することが特徴である。

例えば世界に関心のない児童・生徒やセミナー参加者が「場」に来ることで、開発途上国の現状を疑似体験できる展示に触れるとともに、地球案内人と呼ばれる国際協力や開発途上国の経験を持つスタッフなどから直接話を聞いて知り、自らの行動や将来の取り組みについても考えることができる（中間目標：国際的な視野の涵養／国際協力に関与する機会の提供）。また、市民による国際協力活動を支援する（国際協力の担い手の拡充／裾野拡大）だけでなく、登録団体以外の様々なアクターが情報発信、対話、交流したり、さらには、市民とつながるためのプラットフォームの役割も果たし得る（国際協力に関与する機会の提供／ネットワークづくり）。これらの強みを活かした機能の強化に取り組んでいく。

併せて、これら取り組みを他の国内拠点に共有し、展開していくことにより、国際協力への理解や参加の更なる拡大につなげていく。

(3) 今後の取り組み

① JICA 地球ひろば（市ヶ谷）・なごや地球ひろば

地域特性や施設・設備条件などに応じて、引き続き上記（2）に示した機能を維持していく。また JICA 地球ひろばは、これまでに蓄積した運営上の知見や展示品などのコンテンツが、地球ひろばの外においても有効活用されるよう、各国内拠点や外部の機関との連携を進め、次の事項に取り組む。

- ▶ 展示品の貸出しを通じて、他の JICA 国内拠点の展示機能強化や外部イベント出展等での発信力強化に貢献
- ▶ 科学館連携協議会加盟の科学館・児童館・資料館等での展示による発信
- ▶ 地方自治体の教員研修センターへのサテライト展示（展示貸出）を通じた開発教育支援

② 他の国内拠点

地球ひろば機能の一部（訪問プログラムやイベント・セミナーなど）を既に実施している国内拠点は多く、国際協力の理解・参加促進に有効であることから、国内拠点においても同機能を強化していく。その際、すべての拠点が地球ひろばの全機能を備えるのではなく、各拠点において、施設・人員面の条件、立地条件、地域内の他施設との比較優位、地域の市民等のアクターの関心事項を考慮し、上記の機能の中から選択的に強化をはかる。個々の活動（セミナーなど）は国内拠点が関係を持つ他のアクター（研修員、地域関連団体など）とも連携し、地域の特性やニーズに合わせて実施していく。

3-1-5-2 拠点外で実施する理解促進・参加支援

(1) イベント・セミナー

国際協力の理解や参加促進を目的としたセミナー・イベントは、JICA 施設（国内拠点など）以外でも実施している。グローバルフェスタ JAPAN（東京）、ワールド・コラボ・フェスタ（名古屋）、ワン・ワールドフェスティバル（大阪）などの比較的規模の大きな国際協力関連イベントへの出展だけでなく、地域の国際交流協会や関連団体、市民団体等と連携したイベント・セミナーを県や市のレベルでも行っており、市民が開発途上国について知る、あるいは国際協力に参加するきっかけを得る機会となっている。

(2) 海外派遣

大学生が開発途上国の国際協力の現場でフィールド調査演習を行うことを通じて、グローバルな視点と問題発見・解決能力を身につけることを目的に大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラムを行っている。また、開発途上国に事業現場を持つ機関として、海外の事業現場への市民の訪問を受け入れ、開発途上国や国際協力について理解する機会を提供している。

3-1-6 その他

第2章で述べられているように、JICA の市民参加は、対象者の理解度・関心度やそれぞれのアクターが持つ強みやリソースに応じて、様々なアプローチを取りつつ事業を展開している。上述した主な協力プログラム以外にも、機構業務の中には市民参加の要素のあるものがあり、その他として以下紹介する。

3-1-6-1 研修事業

(1) 基本方針

研修員受入事業は、JICA の実施する主要な技術協力事業の一つであり、様々な分野で人材育成や課題解決に向けた開発途上国の自助努力を支援することを目的として、開発途上国から国造りの担い手となる研修員（行政官や技術者等）を日本または日本以外の国に受け入れる事業である。1954 年の日本のコロンボ・プランへの加盟を契機として、アジア諸国から 16 名の研修員を本邦に受入れることにより開始された研修員受入事業は、今日では様々な形態において実施されている。過去 60 年に受け入れてきた研修員は世界 194 か国約 30 万人に上る。全国 15 か所の国内拠点を中心に年間 1 万人規模の研修員を受け入れており、研修員の大半は開発途上国政府の関係者であるが、開発途上国におけるニーズの多様化や日本の協力内容の広がりも反映し、近年 NGO 関係者などの参加も増えている。研修の実施にあたっては、国や地方自治体のほか、大学、民間企業、公益法人や NGO/CSO とも連携し、国内各方面からの協力を得て、開発途上国の課題解決に対応する幅広い分野で研修を実施している。

研修員受入事業は「課題別研修」や「国別研修」、「有償勘定研修」と受け入れ形態別で種類を分けているが、市民参加事業と目的などで親和性が高い事業が、「青年研修」及び「日系研修」となっている。「青年研修」は1983年に日本がASEAN諸国と共に提唱した「21世紀のための友情計画」に基づき、1984年度から開始された「青年招聘」事業が、2007年度から、各国の開発課題により関連付けた「青年研修」として改編され、各分野において日本の有する技術・知識を学ぶための研修事業として実施されている。教育・教員、経済、行政等の分野で、100カ国以上の国から35歳以下の青年を受け入れている。

「日系研修」は、1996年度に、移住事業再編の一環として、それまでの移住子弟研修制度が「開発途上地域における日系人を通じた技術協力に関する業務」に改編されたのに伴い発足した事業である。日系研修員受入事業は、国際協力機構法上「国民等の協力活動業務」として位置付けられ、草の根技術協力事業と同じく、本邦の団体（個人）からの提案に基づき実施されている。

また、研修事業で来日した研修員に対する「福利厚生事業」として、一般市民と文化・スポーツなどの交流も行われている。

（2）今後の取り組み

研修事業の方向性について2015年5月、研修事業戦略を策定した。研修事業が目指す三本柱として①効果的な協力プログラムの基幹的役割、②開発途上国の未来を担う人材に対する日本理解を促進する機会の提供、③日本の地域の国際化への貢献を掲げている。日本各地で実施される研修事業は、国内で行われる技術協力の現場を通してODAの意義を市民に周知するという役割に加え、近年は開発途上国の発展に伴い、開発途上国を対等なパートナーとして捉え、双方向の学びにより、新たな価値を創造する「共創」の考え方で進めていく。

また、本邦において本事業を実施する「研修委託先」として、政府・地方自治体関係者に限らず、NGO／CSO、大学等も、開発途上国側の課題解決に寄与している。また、研修員と地域住民・関係団体等との交流を通じ、課題先進国側である日本側も気づきを得、共に学ぶ意識をより強化し、地域活性化の課題に対応し地域の活性化・国際化に貢献できるという、開発途上国・日本国双方に貢献する事業を目指している。

3-1-6-2 民間連携

（1）基本方針

昨今の深刻化した世界的な金融危機や資源価格の乱高下が、民間企業の事業展開や投資に深刻な影を落としている。ODAには、開発途上国の政府・行政の能力強化を行う役割に加えて、民間企業のビジネス・投資環境を整備し、また民間企業による開発事業のリスクをシェアしつつ、民間資金を呼び込む触媒機能がますます求められてきている。

JICAは、国内15か所、海外約100か所の拠点を有し、現在150以上の国・

地域で ODA 事業を展開しており、ODA 事業を通じて蓄積した海外の現地情報や豊富なネットワークを生かし、開発途上国への海外展開を検討する企業を支援している。

（２）今後の取り組み

① 民間連携を通じた市民参加の推進

開発途上国の課題解決において、企業の有するリソースを有効に活用するため、民間企業との連携は引き続き重要である。連携に際しては民間企業、開発途上国、JICA の 3 者が Win-Win-Win となる関係づくりに留意する。

一方、民間企業のみでのリソースでは活動が限られていることから、民間企業が NGO/CSO、大学、地方自治体等と連携することで、効果的な開発協力が実施されるとともに市民参加が推進されることが期待される。

② 民間企業と本邦 NGO/CSO、地方自治体、大学との連携強化

民間企業の効果的な事業実施（開発途上国への海外展開支援、CSR 等）及び開発課題への貢献のため、民間企業と本邦 NGO/CSO、地方自治体、大学との連携を強化する。JICA は日本国内外の拠点及びこれまでの協力を通じ、国内外で多様な関係機関とのネットワークを有していることから、現在実施中の民間連携事業において、民間企業に対して他市民団体とのマッチング支援を行い、効果的な開発協力の実施及び市民参加の推進を進める。加えて、民間企業による開発途上国での CSR 活動が活発化していることから、これら CSR 活動と ODA 事業との連携を強化するとともに、CSR 活動の推進のための他市民団体とのマッチングも支援する。

3-1-6-3 世界の人びとのための JICA 基金（以下、JICA 基金）

（１）基本方針

JICA は、政府開発援助（ODA）に加えて、市民の方々に、寄附を通じて国際協力に参加頂き、その寄附金を財源に、NGO/CSO などが行っている国際協力活動の支援を行っている。

JICA の行う寄附金の受入れ及び活用事業は、①市民の国際協力への参画の機会提供、②市民の JICA 事業と国際協力への支持及び理解の増進、③ JICA の国際協力事業の多様化、の 3 点を目的とし、以て④寄附文化の醸成に寄与することを期待するものである。

寄せられた寄附は、開発への貢献に向けた NGO/CSO の活動に活用される。活動提案は 100 万円を上限としており、中小規模の NGO/CSO を想定している。

2007 年に寄附金事業が本格的に開始した当初は、NGO/CSO から一部懸念が寄せられたが、2014 年の国際協力 60 周年をきっかけに、JICA 基金の基本方針についての NGO/CSO の理解促進に努め、日本国内の寄附文化の醸成に寄

与することを旨し、「NGO&JICA 共同寄附キャンペーン」を実施した。

(2) 今後の取り組み

JICA 基金は、これまで積極的に広報活動に取り組んでこなかったことがその一因であるが、2014 年度に積極的に広報をするという方向性を打出した。今後は、NGO/CSO とともに日本の寄附文化醸成をともに実施していくことを目指し、更なる広報拡充が必要である。

どのような NGO/CSO を JICA 基金の活用事業の対象とするかを検討するにあたり、寄附者の意向と NGO/CSO 側の希望のマッチングが重要であり、寄附者の意向を十分に反映するという点に留意が必要である。

【コラム】日本は欧米に比べて寄附文化が浸透していないといわれるが、必ずしもそうではなく、赤い羽根募金やテレビのチャリティ番組では毎回多額の寄附金が集まっている。つまり、寄附する機会を効果的に提供すれば、日本の NGO/CSO にも多くの寄附金が集まる可能性は大きい。小規模な NGO/CSO 単体では効果的な寄附キャンペーンや広報を大々的に実施するのは困難であるが、各地のネットワーク型 NGO 等が一つにまとめれば可能となり得る。加えて、国内外で新たな地震・津波災害が発生し、NGO/CSO が救援活動をする際にも、ネットワークを活用することで迅速かつ効果的な動きにつながることも期待できる。

3-1-6-4 専門家養成確保事業

(1) 基本方針

JICA 事業に従事する人材を確保するために、特別嘱託や国際協力専門員といった既に国際協力業務従事経験を有する人材を対象とする事業に加え、インターンシップ、ジュニア専門員、能力強化研修などの国際協力に参加する人材の裾野を広げる研修を実施している。

また、2002 年の第 2 次 ODA 懇談会の提言を踏まえて 2004 年から JICA が実施する国際協力人材センター事業（PARTNER）では、「国際協力人材キャリア総合サイト」として、市民団体、開発コンサルティング企業、政府・政府機関、国際機関など国際協力に関連する幅広い組織の人材募集やセミナー、活動報告といったイベントへの参加募集などが掲載されている。PARTNER 開始以来 10 年以上が経過し、国際協力分野の人材募集や市民団体のイベント参加者募集では、重要な役割を果たしている。

なお、「地域創生」の機運が高まっているが、青年海外協力隊経験者が地域おこし協力隊に多数参加したり、地域おこしを行う市民団体での活動経験者が JICA 事業の専門家として開発途上国に派遣されたりする事例などから、JICA が

実施する地域振興分野の事業は、国内での地域おこし活動との親和性が高いことが指摘されている。このため、専門家養成確保事業（特に、能力強化研修、PARTNER）を実施する際には、国内の市民団体による活動と海外での国際協力活動の共通点を意識し、活動内容を拡充していく必要がある。

（２）今後の取り組み

PARTNER 事業においては、国際協力の参加経験を有さない裾野層に対するコンテンツの拡充を図るとともに、PARTNER 登録団体からの研修情報などの情報提供を促進する。また、JICA の研修事業を受け入れている市民団体を対象に、PARTNER 団体登録の働きかけを強化する。

能力強化研修としては、2015 年度から開始した「災害対応人材登録・活用制度」登録者向けの研修や、国際協力基礎コースの受講枠の拡大を行う。また、国際協力事業への参加に必要な幅広い知識を PARTNER サイトで提供する仕組み（Web Based Training : WBT、ビデオ講習など）の検討を進める。

3-1-6-5 広報

日本国内に住むすべての人々（市民）が、開発途上国への意識を持ち共感すること、行動を起こすこと、実際に具体的な国際協力活動に参加すること、そして国際協力を日本の文化にするためには、多くの市民に開発途上国や国際協力について「まずは知ってもらう」ことが大切である。

マスメディアを使った広報は最大の広報効果をもたらすことに違いはなく、今後も発信の中心となるが、特に 20 代を中心とした若い人々の情報摂取ルートは多岐に渡っており、そういった市民に対して情報を発信するためには、バラエティに富んだ「情報発信口」を設ける必要がある。については、以下の「情報発信口」をこれまで以上に積極的に活用していく。高校までの児童・生徒に対しては、これらの情報発信に併せ開発教育支援事業を通じた国際協力の理解促進にも努める。

- (1) マスメディア（新聞、雑誌、テレビ等）
- (2) ソーシャルメディア（Facebook、Twitter、Youtube 等）
- (3) 企業活動（研修員受け入れも含め）
- (4) 学生（大学生以上）を対象としたイベント等
- (5) 著名人の活動を通じたもの（歌、ファンクラブイベント、SNS 等）
- (6) スポーツ（スポーツチームとの連携によるもの等）

国内拠点を中心とした事業を実施する際には、その事業内容や発信内容を鑑み、上記のルートを有効に組み合わせ、より多くの市民にとって分かりやすく親しみやすく、興味・関心を喚起する発信を行っていく。併せて、地方マスメディアとの関係をより緊密にし、市民参加にかかる各種事業実施の際には、これらメディア取材を喚起するプレスリリースや情報提供に努める。

3-2 実施上の留意事項

(1) 連携にあたっての基盤

市民参加協力事業は、様々なアクターとの連携により、より大きな開発効果を発揮させることが重要であるが、1-3(2)「国際協力の主な担い手とその動向」や2-5「アクター別アプローチ」でも既述の通り、他のアクターとJICAとは組織の成り立ちや理念、予算規模、人員配置などが異なっている。異なる組織間で連携を始めるためには、まず相互理解や関係構築に取り組むステップを踏むことが必要であり、実際に事業を行うにあたっては単独での実施よりも合意形成に時間と手間がかかることもある。多様なアクターと連携するにあたっては、その労力に見合う相乗効果や相互補完性が見込まれることを確認し、それぞれのアクターの強みが発揮される、双方向の関係を構築することが望まれる。

(2) 連携事業のアプローチ

市民参加協力事業では、連携を重視するあまり、ややもすると「連携のための連携」といった連携自体が目的化してしまうケースがあるため、他のJICA事業と同じく国際協力の促進並びにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資することを基本目的とすることを今一度心に留めておく必要がある。そのためには、まず事業を始めるにあたって同じ課題を共有することができるのか、対象とする課題に対して連携が有効に機能するのか、双方の認識を十分にすり合わせる必要がある。

連携事業を推進するにあたっては、ジェンダー、社会的弱者、環境、防災といった総合的な観点からも引き続き配慮が必要である。また、近年、NGO/CSOの中で「人権に基づくアプローチによる開発(Rights based Approach。以下「RBA」という。)」に対する関心が高まっている。RBAは、JICAが使命として掲げる「人間の安全保障の実現」とも親和性が高く、草の根技術協力事業などの案件形成・実施にあたっては、従来の課題やニーズに基づくアプローチに加えて、人権に基づくアプローチにも配慮すべきである。

(3) 相互対話の姿勢と柔軟な思考

連携を進めるにあたっては、相手を知り、相手を尊重し、相手に対して真摯に向き合うことが第一に必要となる。お互いに率直かつ丁寧なコミュニケーションを心がけ、組織の相違を認識し、対等なパートナーとして信頼関係を築くことが連携の基盤となる。特に、顔の見える関係を築くことが必要であり、直接会って話すことによる関係づくりが信頼関係を生み、情報交換が進む。関係構築の過程では、既存の枠にとらわれない発想の仕方や、制度にとらわれない柔軟な姿勢をとることも重要である。その過程で、新たな発想や付加価値の高い事業、複数の問題を同時に解決するアイデアなどが生み出されることが望まれる。

なお、JICAは数多くのプログラムを有する日本政府のODA実施機関であり、国際協力アクターの中でも特異な立場にある。そのため、連携相手の立場や状況に配慮し、場合によっては聞き役に徹して、他組織についての理解を深める姿勢が求められる。

(4) 公金事業への理解

JICA事業は、一部の寄附金事業等を除き国家予算（運営費交付金）を財源としており、市民参加協力事業を実施するにあたっては、他の事業と同じく、法令や規程等の遵守や説明責任が求められる。連携する相手方にも、公金事業であること、適切な経理処理や公正な調達方法の必要性について理解を得られるよう促していく。

(5) 自立発展性

市民参加の戦略目標の一つは開発への貢献である。草の根技術協力事業やボランティア事業では、開発途上国の現場で開発成果を生み出していくこととともに、事業終了後に現地の人々の手により持続性・自立発展性を担保できるように計画段階から十分考慮することが求められる。

もう一つの戦略目標である国際協力への理解・参加促進に関して、例えば国際理解セミナーといった講習や国際協力・国際交流イベントの開催は、地域ベースの活動として根付いていくことが望ましい。最初のきっかけ・機運づくりとしてまず始めることも必要であるが、一方で、将来的には地域の組織によって運営されていくことを目指し、長期的視点で個々の事業のつながりや今後の広がりを考え、布石を打っていく。市民による国際協力活動が地域に根づくには、国際協力が開発途上国だけでなく日本社会の活性化や個人の人々の成長にも資することがモチベーションとなることから、国際協力に参画する意義を地域や自身の中に発見できるように促していく。

3-3 今後の検討課題

(1) 市民参加協力事業と他事業（技術協力プロジェクト、研修など）との補完

市民参加協力事業と他事業とが双方に補完することで、より効果的な事業実施が可能となる。

開発途上国の様々なニーズにきめ細やかに対応するためには、市民参加協力事業をより拡充し、多様なアプローチを提供することが期待される。具体的には、ある国で実施されている協力プログラムにおいて、地域住民への裨益を拡大するため、日本国内の知見を活用した草の根技術協力事業を補完的に実施することなどが挙げられる。

（２）新たな国際協力への参加者・団体等の開拓

国際協力への参加の裾野拡大に向けた仕組み作りを行い、特に地域の NGO／CSO 及び基礎地方自治体の参画を促進する必要がある。草の根技術協力事業においては、国際協力経験の少ない、特に地域の NGO／CSO が参加しやすいより小規模な制度を 2015 年度より新たに創設したが、NGO 等活動支援事業も併せて拡充し、新規リソースの開拓に努めることが重要である。また、基礎地方自治体、特に小規模基礎地方自治体に関しては、連携により草の根技術協力事業（地域提案型）案件を積極的に形成・実施することによって、国際協力活動実施による日本社会への地域活性化へのインパクトを生み出していく。

地域のアクター間に新たな繋がりを創出することにより、産学官連携などの成果が生まれることも期待される。

（３）地域との連携強化

日本の持つ強みを活かした国際協力を展開するため、地域との結節点である国内拠点が中心となって、開発途上国への開発支援に貢献可能な知見・経験・技術を有する地域の地方自治体、教育機関、大学、NGO／CSO、企業等と JICA との連携強化をこれまで以上に推進する必要がある。地域のネットワーク型 NGO との連携強化、地域の地方自治体や教育機関との関係構築に努め、JICA 事業の理解促進及び具体的な連携案件の提案を行っていくことが求められる。

（４）戦略的アプローチ

今後は、各拠点が地域の課題や状況に応じ、地域別戦略方針を策定すると共に、業務の「選択と集中」を図りながら、事業を効率的かつ効果的に実施することで、市民参加協力事業を充実させていくために戦略性を高める必要がある。各事業においては、「評価の視点」も取り入れ、事業実施の意義、成果、効果を JICA 内外で発信していくと共に、事業運営の企画・実施にも生かしていくことも有益である。

（５）SDGs 達成に向けての NGO／CSO との協働

SDGs の達成に向けて、MDGs 以上に NGO／CSO の果たす役割は大きく重要である。2030 年アジェンダの根底に流れる「誰一人取り残さない」との基本的理念に基づき、またイノベーティブな取り組みをしている団体もあり、それら先駆的な事業のノウハウを活かし、連携、役割分担していくことも有用である。

また、NGO-JICA 協議会等を通じ、NGO、JICA 双方より SDGs 達成に向けた具体的かつ建設的な提案を引出し、その実現化に向けた取り組みや情報発信も必要である。加えて、国内には多くの NGO／CSO が存在し、SDGs 達成に貢献するポテンシャルを有する団体の新規発掘や、ゴール 12（持続可能な生産と消費）やゴール 8（経済成長・雇用）に向けて SDGs の議論に参加している新たなステークホルダーとの連携も検討する可能性はある。

別添 課題別指針作成メンバー（2014年5月～2016年3月）

ナレッジマネジメントネットワーク（KMN）事務局			
氏名	所属	役職	備考
小林 雪治	国内事業部	次長 （国内連携担当） KMN マネージャー	2014.5-2016.3
田和 美代子	国内事業部市民参加推進課	課長	2014.5-2016.1
諸永 浩之	国内事業部市民参加推進課	課長	2016.2-2016.3
石沢 祐子	広報室地球ひろば推進課	課長	2014.5-2016.3
日浅 美和	国内事業部計画課	主任調査役	2014.5-2015.3
手崎 雅代	国内事業部計画課	主事	2015.4-2016.3
藤田 美和	広報室地球ひろば推進課	主任調査役	2014.5-2016.3
中山 佳奈子	国内事業部市民参加推進課	副調査役	2014.5-2015.6
大塚 未希	国内事業部市民参加推進課	職員	2014.5-2015.4
大井 明子	国内事業部市民参加推進課	市民参加課題支援 ユニット	2014.5-2015.3
		専門囑託	2015.4-2016.3
松尾 泰輔	広報室地球ひろば推進課	市民参加課題支援 ユニット	2014.5-2015.3
		専門囑託	2015.4-2016.3

ナレッジマネジメントネットワーク (KMN) メンバー			
氏名	所属	役職	備考
宮原 千絵	広報室広報課	参事役／ 課長	2014.5-2015.3
小泉 高子	広報室広報課	課長	2015.4-2016.3
衣斐 友美	広報室地球ひろば推進課	主任調査役	2014.5-2015.4
小林 英里子	広報室地球ひろば推進課	主任調査役	2015.5-2016.3
清水 愛美	広報室地球ひろば推進課	調査役	2014.5-2015.11
小林 秀弥	企画部	参事役	2014.5-2016.3
磯貝 白日	企画部総合企画課	主任調査役	2014.5-2015.6
		企画役	2015.7-2016.3
奥村 真紀子	中東・欧州部中東第二課	主任調査役	2014.5-2016.1
	ナイジェリア事務所	主任調査役	2016.2-2016.3
森 悠介	国内事業部中小企業支援調査課	主任調査役	2014.10-2016.3
澤田 純子	国内事業部市民参加推進課	主任調査役	2014.5-2015.11
川角 みのり	国内事業部市民参加推進課	主任調査役	2014.9-2016.3
櫻井 如子	国内事業部市民参加推進課	副調査役	2014.5-2015.11
高野 由季	国内事業部市民参加推進課	職員	2014.5-2016.3
榊 美菜	国内事業部市民参加推進課	職員	2015.4-2016.3
山田 健	青年海外協力隊事務局	次長	2014.5-2016.3
菊地 智徳	青年海外協力隊事務局	課長	2014.5-2014.10
	参加促進・進路支援課		
矢部 優慈郎	青年海外協力隊事務局	課長	2014.10-2016.3
	参加促進・進路支援課		
向井 一郎	桜美林大学	出向	2014.5-2015.3
	国際協力人材部専門員支援・調整課	課長	2015.4-2016.3
吉川 正宏	東京国際センターNGO連携課	課長	2014.5-2016.3
増井 恵	東京国際センター地域連携課	主任調査役	2014.5-2015.11
	財務部財務第二課	主任調査役	2015.12-2016.3
中野 幸昌	横浜国際センター市民参加協力課	主任調査役	2014.5-2016.3
有田 敏行	関西国際センター市民参加協力課	課長	2014.5-2016.3
内藤 徹	中国国際センター市民参加協力課	課長	2014.5-2016.3
田中 宏幸	九州国際センター市民参加協力課	課長	2014.5-2015.10
	エチオピア事務所	次長	2015.11-2016.3

附属資料

1. 市民参加協力事業の日本政府施策等における位置づけ
2. 市民参加に関連する国内外の動き
3. JICA 市民参加の取り組みとこれまでの変遷
4. 国際協力機構作成資料（市民参加）

付属資料 1. 市民参加協力事業の日本政府施策等における位置づけ

【開発協力大綱（2015年2月）¹⁾】 該当箇所抜粋

Ⅲ. 実施

(2) 実施体制

ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点として JICA の国内拠点果たす役割にも留意する。

イ 連携の強化

(ア) 官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODA を始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決に撮って重要な役割を果たすようになっている。以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取込むとともに、民間部門主導の成長を推進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、

¹⁾ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf>)

貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

(オ) 市民社会との連携

開発途上国の多様な考え方、ニーズをきめ細やかに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外の NGO／市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の校正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO／CSO との連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国の NGO／CSO の優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICA においては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICA ボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

ウ 実施基盤の強化

(ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協りに係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

(イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及びわが国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

(ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題

である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等に寄る協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO／CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

【2016 年度開発協力重点方針（2016 年 4 月）²】 該当箇所抜粋

重点① 国際社会の平和と安定のための環境整備と普遍的価値の共有

重点② グローバルな課題への対処と人間の安全保障の推進

～「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を踏まえて～

重点③ 途上国とともに「質の高い成長」を目指す経済外交・地方創生への貢献

上述重点①～③に取り組むに当たり、様々な主体との連携の強化を図る。

- 「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月閣議決定）を踏まえ、我が国開発協力の戦略的展開に必要な実施態勢の整備を図るとともに、民間企業、地方自治体、大学・研究機関、NGO・CSO、国際機関・地域機関等との連携を一層強化していく。

「連携の強化 具体的内容」

■ 国民参加機会の拡大

開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働をさらに促進する。政府と NGO の既存の対話枠組を引き続き積極的に活用し、情報共有に努めるとともに、NGO のこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。また、NGO の活動に対する資金的支援、NGO の組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行う。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進するとともに、企業・自治体・大学等の国際化を後押しするとの観点からグローバル人材育成支援を行う。

■ 国際機関・地域機関との連携

我が国が、グローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関等を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、2025 年までに 1,000 人とする目標の達成を目指す国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、我が国の「顔の見える援助」となるように努める。

² (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000071276.pdf>)

【国際協力機構法（2002年12月）³ ※】 該当箇所抜粋

＜第13条第1項第4号＞

国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第42条第2項第3号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務省大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

- （1） 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
- （2） 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- （3） 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

※ 附帯決議（2002年11月28日）⁴

七、独立行政法人国際協力機構法に定める国民等の協力活動のうち、草の根技術協力（第十三条第一項第三号ハ）の助長・促進については、国民の主体的な発意が最大限尊重されること及び迅速かつ円滑に事業が行われることが重要である。本法の運用に当たり、政府は次の点について適切な措置を講ずるべきである。

1 政府は「中期目標」において、当該事業についての国の基本的な方針を可能な限り具体的に示し、同機構を通じて提案を行おうとする国民にあらかじめ分かりやすく提示すること。

2 第十三条第一項第三号ハ及び第十八条第三項に基づく外務大臣及び関係行政機関の長の関与については、可能な限り手続を簡素なものとし、迅速な対応

³ (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0136.html>)

⁴ 独立行政法人国際協力機構法は、参議院外交・防衛委員会での審議の際、七項目から成る附帯決議が行なわれた。草の根技術協力事業については、そのうちの「七」項にあたる。なお、附帯決議とは、政府が法律を執行するにあたっての留意事項を示したものである。

に努めること。

【国民参加協力事業実施要綱（2012年2月22日改正）⁵】

第1章 総則

（趣旨）

第1条 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「法」という。）第13条第1項第4号の規定に基づく独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）による国民等の協力活動の促進及び助長のための事業（以下「国民参加協力事業」という。）については、独立行政法人国際協力機構業務方法書（平成15年規程（企）第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

[独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「法」という。）第13条第1項第4号] [独立行政法人国際協力機構業務方法書（平成15年規程（企）第10号）]

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）ボランティア法第13条第1項第4号ロの規定に基づき、開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動に参加を希望する個人のうち、機構が条約その他の国際約束に基づき派遣する者であって、以下に掲げる者をいう。

[法第13条第1項第4号]

ア 青年海外協力隊員 20歳以上40歳未満の者

イ シニア海外ボランティア 40歳以上70歳未満の者

（2）日系社会ボランティア 法第13条第1項第4号ハ(2)の規定に基づき、中南米の開発途上地域の住民と一体となって、当該地域の日系社会を通じて、当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動を希望する個人のうち、機構が派遣する者であって、以下に掲げる者をいう。

[法第13条第1項第4号]

ア 日系社会青年ボランティア 20歳以上40歳未満の者

イ 日系社会シニア・ボランティア 40歳以上70歳未満の者

（3）草の根技術協力事業 法第13条第1項第4号ハの規定に基づき、国民等の協力活動を志望するものが、開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に

⁵ (<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000097.htm>)

資することを目的として、自らが有する技術、経験、知見等を活かして提案し、外務大臣が適当と認める技術協力活動で、機構が当該国民等の協力活動を志望するもの（以下「実施団体」という。）に委託し、機構と実施団体との協力関係のもとに実施する事業をいう。

[法第 13 条第 1 項第 4 号]

(4) 開発教育支援 法第 13 条第 1 項第 4 号ニの規定に基づき、国民参加協力事業に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進するための活動のうち、主として学校等の教育機関との連携及び学校等の教育機関への支援により実施するものをいう。

[法第 13 条第 1 項第 4 号]

第 2 章 国民参加協力事業の実施方法

第 1 節 ボランティア派遣事業及び日系社会ボランティア派遣事業の実施方法 (募集)

第 3 条 機構は、ボランティアの派遣のための事業（以下「ボランティア派遣事業」という。）及び日系社会ボランティアの派遣のための事業（以下「日系社会ボランティア派遣事業」という。）への国民の参加を促進するため、広報媒体を十分に活用して広く志望者を募る。

(選考)

第 4 条 機構は、ボランティア派遣事業および日系社会ボランティア派遣事業への応募者の中から、奉仕の精神を有し、日本とは異なる文化や環境の中での生活に耐えうる体力及び精神力並びに活動を行うに十分な技術力を持つと認められる個人を選考する。

(訓練)

第 5 条 機構は、選考された者に対し、現地において必要な語学力及び異文化適応力を身につけるための訓練を実施する。

(派遣)

第 6 条 機構は、訓練を修了した者をボランティア又は日系社会ボランティアとして開発途上地域へ派遣する。

(現地活動の支援)

第 7 条 機構は、ボランティア及び日系社会ボランティアの主体性を尊重しつつ現地でを行う活動に必要な支援を行なう。

(帰国後の協力体験の社会還元)

第 8 条 機構は、ボランティア及び日系社会ボランティアの体験や異文化理解は日本社会のみならず国際社会の財産であるとの観点から、これらの者が帰国後に自己の経験を広く日本社会を含む国際社会に還元できるよう環境整備を図

る。

(評価)

第9条 機構は、開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興への寄与、及びこれらの地域との親善及び相互理解の深化、並びにボランティア及び日系社会ボランティアの経験の社会への還元の見点から定期的に事業評価を実施する。

(業務委託)

第10条 機構は、自らが業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる場合は、ボランティア派遣事業及び日系社会ボランティア派遣事業を実施するために必要な業務を、別に定めるところにより、委託することができる。

第2節 草の根技術協力事業の実施方法

(募集及び相談)

第11条 機構は、草の根技術協力事業を促進及び助長するため、広く国民等からの提案を募る。

2 機構は、前項の提案を募る際、国民等の発意が可能な限り尊重され、かつ開発途上地域の実情に合致した事業となるよう提案者からの相談に応じる。

(審査)

第12条 機構は、提案された事業が適切か否か審査する。

(委託)

第13条 機構は、前条に基づく審査の結果、適切と判断する国民等（以下「実施団体」という。）と、別に定めるところにより、業務委託契約を締結し、草の根技術協力事業を実施する。

(進捗監理)

第14条 機構は、草の根技術協力事業の進捗確認及び実施過程で生じた問題点の抽出、並びにこれらの問題点に対する迅速な対応を行うため、定期的に実施団体と情報を共有する。

(評価)

第15条 機構は、開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興への寄与、及び実施団体の経験の日本社会への還元等の見点から評価を行う。

第3節 開発教育支援等

(開発教育支援事業の内容)

第16条 機構は、開発途上地域に関する知見を日本社会に還元するとともに、開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興のために、国民等が主体的に考える機会を提供するため、以下の開発教育支援事業を行う。

(1) 機構の保有する知見の整理及び提供

- (2) 前号を効率的、効果的に実施するための教材の作成及び講師の養成
 - (3) 国内及び海外における各種コンテストその他のイベント等の開催
 - (4) 開発途上地域への視察旅行等の企画及び他の機関が実施する開発途上地域への視察旅行等に対する便宜供与
- (その他)

第17条 前条に定めるものの他、機構は、国民等による国際協力への理解の増進や参加の促進、国民等の発意による国際協力活動を支援するため、国内外における情報提供等を行う。

第3章 経費の支給基準

(経費の支給基準)

第18条 ボランティア派遣事業及び日系社会ボランティア派遣事業の実施に要する経費の支給については、別に定める。

2 草の根技術協力事業及び開発教育支援等の実施に要する経費の支給については、国内事業部長が、別に定める。

第4章 雑則

(準内部規程への授権)

第19条 前条までに定めるもののほか、この要綱を実施するための事務手続きについては、第2章第1節に規定する事項については青年海外協力隊事務局長が、その他の国民参加協力事業については国内事業部長が、別に定めるものとする。

【独立行政法人国際協力機構中期計画（2012年4月～2017年3月）（2015年3月変更）⁶】 該当箇所抜粋

（序文）

特に、東日本大震災で甚大な被害を受けた際、世界各国から多大な支援と連帯の表明を受けたこと、東日本大震災からの復興に向けて国を挙げて取り組まなくてはならないことを職員一人一人が胸に刻み、海外からの期待に応える協力を進めるとともに、開発途上地域に広く事業展開し、国内にも各地に拠点を有する数少ない公的機関である組織の特性を最大限に活かし、国内の課題や経験と海外の課題や経験をつなぎ、双方の課題解決に資する取組を行う。

機構は、平成20年10月の統合により、我が国政府開発援助の主要な手法である技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に担う援助機関となり、開発途上地域等が抱える開発課題に対し、各援助手法の特性を踏まえ有機的に組み合わせた最適な協力を実施することが可能となった。これまで尽力してきた統合のシナジー効果発現を今後は一層深化させ、政府方針を踏まえたプログラム・アプローチを推進することにより、国際競争力が高くより戦略的な事業を実施する。事業の実施に当たっては、民間からの提案も活かした取組を強化し、NGO、中小企業を含めた本邦企業、大学等教育機関、地方自治体等の多様な関係者と幅広いネットワークを構築し、オール・ジャパンの英知と経験を結集して課題の解決に取り組む。

また、現場においてこれまで培った知見の蓄積に加え、開発援助に関する国際的な潮流を取り込むことにより、事業の実施に必要な分析や課題解決の能力といった面で組織の専門性をより一層高めていく。加えて、対外的な発信を強化し、国際社会のパートナーと連携を深めることにより、開発援助の世界において日本がリーダーシップを発揮する上で必要な知的貢献を行う。これらの取組を通じ、国際社会からの期待に応えるとともに、事業及び組織の透明性を高め、国内における市民をはじめとするさまざまな層の国際協力への理解、支持、共感及び参加を得る。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（2）事業構想力・情報発信力の強化

（イ）事業構想力の強化

（iii）ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業

⁶(http://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku03_04_01.pdf)

や NGO との対話を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。

(3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化

(ロ) NGO、企業等の多様な関係者との連携

官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。

具体的には、

●NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その人材、知見、資金、技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また、これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。

(4) 国民の理解と参加の促進

開発協力の実施には国民の理解と支持が不可欠であり、その意義と実態を国民へ伝えるため、機構は、効果的・効率的な情報の発信と国民参加の推進に取り組む。

(イ) ボランティア

ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボランティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し(「草の根外交官:共生と絆のために我が国の海外ボランティア事業」)の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。

具体的には、

●開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。

●ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。

- 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。
- 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。
- 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。
- 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。

(ロ) 市民参加協力

NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。

国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。

具体的には、

- 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。
- 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。
- 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の機動性向上

国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する。

具体的には、

●国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

付属資料 2. 市民参加に関連する国内外の動き
(1970年代～2000年代)

年	国際社会		日本国内		外務省	JICA
	社会全般	援助・国際協力分野	社会全般	国際協力・交流分野		
70年代				70年代末 カンボジア難民支援をきっかけにNGOの設立増加		74 国際協力事業団(JICA)設立
80年代	為替暴落、東欧諸国の民主化、「市民社会」の再発見	住民参加のふこり(R.チャグ・ス)ドナーのNGOへの関心高まる		海外NGOの日本支部設立 87 地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針 88 財団法人自治体国際化協会(CLAIR)設立 89 「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」		86 地方自治体国際協力事業研修開始(80年より年々回実施に)
90年代	NPM (New Public Management)の考え方の導入・普及(3特長) ①結果主義、②市場メカニズム活用、③顧客中心主義 92 国連開発委員会(地球サミット) (於：リオデジャネイロ) →NGO、個人の国際的問題への関心高まる	90年代を通じて住民参加、PRMへの関心が高まる 93 TICAD開催 「東京宣言」採択		91 国際ボランティア貯金開始		94 プロジェクト運営管理手法としてPCM手法の導入が決定
				95 「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」		95 「国際協力におけるJICAとNGOの連携に関する基礎研究」
		96 OECD・DAC新開発戦略採択 →ハートナレーション、オーナーシップ、政策一貫性)を踏まえ、市民社会、NGOとの協力が一般化される傾向強まる				96 国民参加型協力推進基礎調査「障害者の国際協力事業への参加(フェーズ1)」 96 「国際協力推進員」の創設
		97 ナホトカ号重油汚染除去支援→ボランティアへの注目：市民の力への関心高まる 97 気候変動枠組条約第3回締結国会議(於：京箱) →ボランティア盛んに				97 「障害者の国際協力事業への参加(フェーズ2)」報告書 97 「開発福祉支援事業」の創設 97 ボランティア休暇制度導入

	98 TICAD II 開催 「東京行動計画」採択	98 特定非営利活動促進法 (NPO法) 成立 (2012年改正)		98 「21世紀に向けてのODA改革 懇談会」最終報告」発表(1月) 一国民参加(NGOを通じる援助を抜本 的に拡充、NGOとの協力・連携重 視、等) 98 「対外経済協力関係関係会議事 会報告」(11月) 一国民参加型援助の推進(地方自治 体・NGO・大学等との連携の強化)	98 「地方自治体の国際協力事業への参 加(フェーズ1)」 98 「国民参加型専門家」・「地域提案 型研修」の創設 98 「NGO-JICA協議会」の開始 (年4回) 98 「NGO-JICA相互研修」開始
99 第3回関係会議 (シアトル/WT0サミット)	99 世銀によるODF、PRSP導入開始 一開発途上国の国家計画作り(市 民社会の参加が求められる)	99 介護保険の導入。NPMの一例 (公共サービスへの代行者としての NPO活用)の本格化	99 国際協力銀行(JBIC)設立	99 「ODA中期政策」発表(8月) 一大学、シンクタンク、地方自治 体、NGO等による国民参加型の協力の推進 99 ODA民間モニター派遣開始 99 「NGO活動実践整備支援事業」 一NGO相談員、分野別NGO研究会等の 導入	99 「開発教育支援のあり方」調査研 究報告書 99 「開発パートナー事業」の創設
2000年 ～	00 ミレニアムサミットにて MDGs 含意 一8番目の目標に開発のためのガ ローバル・パートナーシップが明 記される 00 クローバルコンバクトの提唱 民間企業を国際協力のパートナー として捉える動きが広がる	00 国民生活白書 一ポランティヤが深める好縁	01 「NGO-JBIC協議会」の開始	00 「NGO緊急活動支援無償資金 協力」開始 一02年4月に日本NGO支援無償に 統合 00 ジャパン・プラットフォーム の設立(8月)	00 JOCV現職参加進む(公務員、教員) 00 「地方自治体の国際協力事業への参 加(フェーズ2)」 00 「小規模開発パートナー事業」の創 設

付属資料 2. 市民参加に関連する国内外の動き
(2000年代～2015年)

年	国際社会		日本国内		外務省		JICA	
	社会全般	援助・国際協力分野	社会全般	国際協力・交流分野	方針・事業等	方針・事業等	方針・事業等	方針・事業等
00年代								
	01 9.11同時多発テロ		01 第1回 外国人滞在都市会議開催 →外国人が多数居住する都市の行政や国際交流協会の形成	01 「NGO-JBIC協議会」の開始 01 第1回ネットワークNGO全国会議			01 特定テーマ評価「NGO連携」報告書 01 調査研究「多文化共生の事例分析 →調査報告書」	
	02 持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) (採:ヨハネスブルグ)		02 総合学習の時間の導入 (小・中 学校) 02 国連総会にて2005年から2014年 までを「国連持続可能な発展の ための教育 (ESD) の10年」 とする決議	02 アフガニスタン支援国会合 02 第1回ネットワークNGO全国会議	02 「第二次ODA改革懇談会」最終報告 発表 (3月) → 中心概念はODAへの国民参加、NGO/CSO との連携強化 02 「日本NGO支援無償資金協力」を 創設 → 草の根無償資金協力のうち日本 のNGO/CSOを対象とする部分と、日本 のNGO/CSOが行う緊急人道支援活動を 支援するNGO緊急活動支援無償資金 協力を創設 02 NGO・外務省定期協議会 「連携推進委員会」開始	02 「国民参加協力推進」の目的達成 業務としての認可 (7月) (9月) 「JICA事業の一層の改革のために →技術協力事業への国民参加の拡 大、国際協力ボランティア活動の 促進、国民参加推進事業の促進」 02 「草の根技術協力事業」の創設 →開発パートナー事業及び小規模 開発パートナー事業を発展的に整 理・統合 02 NGO-JICAジャバランティエ事業の 創設 02 「21世紀のJICAボランティア事業の あり方」報告書		
		03 TICAD III 「TICAD10周年宣言」採択 03 ローマ「調和化のための ハイレベルフォーラム (HLF)」 (援助効果の向上にかかる政策助言 とドナー間コミュニケーションの対話)	03 総合学習の時間の導入 (高等学 校) 03 経済同友会が企業白書にて企業の 社会的責任について取り上げる →企業CSRへの関心が高まる	03 第1回国際交流・協会実務者全国 会議 03 第2回ネットワークNGO全国会議	03 「政府開発援助大綱」 (新ODA大綱)閣議決定(8月)	03 独立行政法人化 03 「新生JICAの事業実施ガイドライン (10月)」 →国民参加型事業を技術協力事業 と位置づけ 03 調査研究「地域おこしの経験を世界 へ発信し、地域に活用可能なNGOとの 連携のための草の根NGOとJICAとの パートナーシップ構築」		
				04 第3回ネットワークNGO全国 会議 04 第2回国際交流・協会実務者 全国会議	04 NGO・外務省定期協議会 「全体会議」開始			
	05 国連ESDの10年開始	05 ミレニアム開発目標中間評価会 議 (国連にて) 05 Global Call for Against Poverty (GAP) キャンペーンが英 国中心に世界中で実施される 05 第2回ハリハリレベル フォーラム	05 総務省「多文化共生の推進に 関する調査報告書」	05 第3回国際交流・協会実務者全国 会議 05 ひとつけないキャンペーン (GAP)の日本版 05 総務省「多文化共生の推進に関す る調査報告書」	05 地方連携推進の促進 第2回連携推 進委員会「NGO能力強化、連携ビジシ ～NGOとの戦略的連携、活用に向けた 5カ年計画」	05 調査研究「NGO-JICA草の根展開型事 業の展開分析→双方の事業特性と相互 補完性を活かした今後の連携に向け て」		
			06 地域における多文化共生 推進プランの策定 (総務省)	06 第4回ネットワークNGO全国会議		06 JICA地球ひろば開設 06 報告書「市民参加協力事業のインパ クトについて」		
			07 文部省が総合的な学習の時間の 見直しを決定	07 「アフリカ・アジアNGOネットワ ーク」東京ワークショップ 07 国際ボランティア附会廃止		07 「NGO人材育成研修」開始 07 「NGOアドバイザー派遣」開始 07 「世界の人々のためのJICA基金」開始		

08 第34回主要国首脳会議 (洞爺湖サミット)	08 TICAD IV開催 「横浜宣言」採択 08 第5回ハイレベルフォーラム 市民社会が援助の質向上の議論に 主体的に参画すべきであるとの動き が活発化	08 TICAD IV NGOネットワークがア フリカの市民社会が共同でTICADに 向けた提言を発表 08 200868サミットNGOフォーラムが サミットに向けた提言を発表 08 第5回ネットワークNGO全国会議	08 官民連携促進策「成長加速化のため の官民パートナーシップ」発表	08 「課題別指針（市民参加）」策定 08 JBICとの統合により新JICA発足
	09 Open Forum for CSO Development Effectiveness (オープンフォーラム) 第1回世界大委では6つの指針から なる「イスタンブール原則」を 取りまとめた	09 グローバル人材育成委員会設置 (経産省) 09 グローバル30 (国際化拠点整備事業) 開始	09 なごや地球ひろば開設 09 草の根技術協力事業補正予算 策定(経済危機対応 包括型・フォローアップの募 集、実地)	
10年代	10 オープンフォーラム第2回 世界大委にて「シームリアップ 合意」を取りまとめ (イスタンブール原則をより詳細に CSOの活動に反映させるための ガイドライン・ペーパー)	10 新成長戦略 地域活性化、グローバル人材の 育成に関する戦略が盛り込まれる	10 NGO-JICA開発教育分科会開催	10 なんとかしなまや！プロジェクト発足
12 国連持続可能な開発会議 (リオ+20)	11 第4回釜山ハイレベルフォーラム 「効果的な開発協力のための 釜山パートナーシップ」を発表	11 東日本大震災 11 新学習指導要領が小学校から 段階的に施行 小学校において「外国語活動」 が必修化	11 文科省国立教育政策研究所との 国際教育比較の共同調査を開始 (～2014.3)	11 文科省国立教育政策研究所との 国際教育比較の共同調査を開始 (～2014.3)
	13 TICAD V 横浜で開催	12 NPO法改正 12 NPO法人の認証制度の開始 12 中小企業海外展開支援大綱改定	12 中小企業海外展開支援事業の開始	12 JICA地球ひろばが広尾から市ヶ谷に 移転
14 国連ESDの10年最終年 ESD世界大委開催(彦知・岡山)	13 インフラシステム輸出戦略 (経産省) 中堅・中小企業及び地方自治体の インフラ海外展開の促進、グロ ーバル人材の育成(2014年改訂) 13 日本再興戦略 経済協力の戦略的な活用、中堅・ 中小企業の支援	13 草の根技術協力事業補正予算 地域経済活性化特別枠の募集、実施 のための、産人材育成イニシア ティブ)の取組みとして、「修士課程およ びインターンシップ」プログラムを開始 13 「大学生国際協カフィードラスタ プログラム」開始 13 地球ひろば来訪者100万人突破 13 開募人材養成及び開発教育支援の 第三者評価	13 草の根技術協力事業10年の振り返り 分科会シンポジウム開催 14 外務省による草の根技術協力事業の 第三者評価	13 草の根技術協力事業補正予算 地域経済活性化特別枠の募集、実施 のための、産人材育成イニシア ティブ)の取組みとして、「修士課程およ びインターンシップ」プログラムを開始 13 「大学生国際協カフィードラスタ プログラム」開始 13 地球ひろば来訪者100万人突破 13 開募人材養成及び開発教育支援の 第三者評価
15 国連サミットにて「持続可能な開発のた めの2030アジェンダ」が採択。SDGs合意	14 SGH(スーパージョーナル)制度開始 14 まち・ひと・しごと創生総合戦略	15 草の根技術協力事業「新・パートナ ー型」、 「新・支援型」への制度改善 青年海外協力隊50周年	15 「開発協力大綱」閣議決定	15 草の根技術協力事業「新・パートナ ー型」、 「新・支援型」への制度改善 青年海外協力隊50周年

付属資料3 JICA 市民参加の取り組みとこれまでの変遷

1. JICA 市民参加における主な取り組み

(1) 開発教育支援事業 (<http://www.jica.go.jp/hiroba/menu/index.html>)

世界の現状や開発途上国が抱える課題への理解を深めてもらうため、小学校、中学校、高等学校等を対象として開発教育支援事業を実施している。教育行政との連携を図りながら開発教育の指導者向け研修や教師海外研修等の教員への支援や、エッセイコンテストや出前講座など子供たちに世界について考える機会を提供している。

1) 教師海外研修

小学校・中学校・高校の教員に開発途上国の現状や国際協力の現場を訪問する機会を提供し、帰国後は国際理解を深める授業づくりに役立ててもらうことを目的として実施。

2) 開発教育指導者研修

地域における開発教育の担い手の育成を目的としている。教育センターなどが実施している公的な教員研修との連携や、教師海外研修の事前事後研修等と組み合わせで実施されることもある。

3) JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト

次代を担う中学生・高校生を対象に国際協力についての考えを深めてもらうために、考える機会の提供。

4) JICA国際協力出前講座

JICAボランティア経験者等を学校教育の現場に派遣し、開発途上国の現状や国際協力の現場での体験談を紹介。

5) グローバル教育コンクール

グローバル教育の教育現場等における実践の促進を目的に、これに資する教材となるもの(写真)、または、グローバル教育の実践事例、学生・生徒による活動事例を募集し、表彰している。優秀作品は学校での実践に活用してもらえるよう公開。

6) 国際協力実体験プログラム

国際協力に関心のある高校生等を対象に、講義・ワークショップや研修員との交流などを通して世界への理解を深め、発展途上国の現状や国際協力について考えていく体験型のプログラム。

7) JICA 施設訪問プログラム

修学旅行、校外学習、市民団体の勉強会などの機会を利用して JICA の国内拠点や地球ひろばを訪問してもらい、JICA 事業内容等の紹介を通じて、日本と世界のつながりや、開発途上国に対する理解を深めてもらうプログラムを提供している。

(2) JICA ボランティア事業 (<http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>)

JICA ボランティア事業は、「開発途上国の人々のために、自らの技術・知識・経験を活かして貢献したい」と望む市民のために、開発途上国または日系人社会からボランティア要請を調査し、募集、選考、訓練を経て派遣する事業。ボランティアは次の

4 種類。

20～39 歳の方対象：「青年海外協力隊」「日系社会青年ボランティア」

40～69 歳の方対象：「シニア海外ボランティア」

「日系社会シニア・ボランティア」

1) 現職教員特別参加制度

公立学校、国立大学付属学校及び私立学校の教員が身分を保持したまま、派遣前訓練と海外派遣を合わせて2年間に亘って参加する制度。

2) 民間連携ボランティア

各企業のニーズに合わせ、受入れ国や要請内容、職種、派遣期間等をカスタマイズできる制度であり、企業と連携してグローバル人材の育成に貢献するプログラム。

(3) 草の根技術協力事業 (<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>)

国際協力の意志を有する日本の NGO/CSO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を、JICA が政府開発援助 (ODA) の一環として、促進し助長するため、以下2点を柱に実施する事業。

- 市民の力による開発への貢献が質・量ともに拡大する
- 途上国や日本の地域の課題解決への理解・参加が促進される

具体的には、JICA が NGO/CSO 等の団体による主体的な活動の提案を審査し、ODA による実施が妥当であると認める提案について、承認した活動計画に基づき、その事業を支援、共同で実施するもの。草の根技術協力事業は団体の規模や種類に応じ、次の事業形態がある (2015 年度募集から草の根協力支援型及び草の根パートナー型については、抜本的に制度を見直したため、便宜上「新・草の根協力支援型」「新・草の根パートナー型」と記載)。

1) 新・草の根協力支援型

国内での活動実績 (2年以上) はあるものの、開発途上国での事業実績が比較的に少ない NGO/CSO 等の団体を対象に、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいた事業提案を募集するもの (1案件あたり、3年以内で1,000万円以下)。

2) 新・草の根パートナー型

開発途上国・地域への支援活動経験について一定の実績を有している (2年以上) NGO/CSO 等の団体を対象に、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいた事業提案を募集するもの (1案件あたり、5年以内で1億円以下)。

3) 地域提案型

地方自治体の提案による地域が有する知見・経験、技術等を活かした開発途上国の人々や地域の発展に役立つような協力活動を JICA が共同で実施するもの (1案件あたり3年以内で3,000万円以下)。2013年度、2014年度、2015年度及び2016年度については、これに代えて補正予算に伴う地域活性化特別枠 (2013年度は地域経済活性化特別枠) として実施し、特に地方自治体の発意による国際協力を通じた地域の活性化を図ることを目指している (1案件あたり6,000万円以下)。

(4) NGO等支活動援事業 (http://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/index.html)

国際協力活動を実施しているNGO/CSOのより効果的・発展的な事業展開に寄与するため、組織運営や事業実施にかかる能力強化の支援を行っている。具体的には、開発途上国における事業マネジメントの強化に資する研修等のプログラム、NGO/CSO等からの提案に基づいた各地域・分野における共通課題の解決や活動の促進に資する研修等のプログラムを行っており、NGO/CSO等を取り巻く状況を踏まえて、それぞれのプログラム内容や事業全体の見直しにも柔軟に対応している。

(5) JICA地球ひろば/なごや地球ひろば

JICA地球ひろばは、市民参加の拠点として、また世界の国々や開発途上国との繋がりを知ってもらうための施設。2006年4月に東京都渋谷区広尾に開設され、2012年10月に東京都新宿区市ヶ谷に移転。なごや地球ひろばは2009年に愛知県名古屋市中村区に開設された。

主な機能は以下の2つ。

① 関心向上、理解促進

市民参加への入口となる、開発途上国・課題を知るきっかけ作り、考える機会・気付きの場の提供を行うもの。

(ア) 体験型展示

開発途上国の現状や国際協力の実際を疑似体験できるようなハンズオンの立体展示物を多用。

(イ) 施設訪問プログラム(修学旅行生含む学生、各種団体、個人対象)

展示見学と国際協力の体験談を組み合わせたプログラム。主な対象の学生に考える機会・気付きの場を提供しており、開発教育支援事業としての性格も有する。

(ウ) イベント・セミナー(異文化・開発途上国の現状・国際協力事業等の紹介)

(エ) カフェ(食を通じた異文化、開発途上国理解)

② 参加支援・促進

国際協力への理解の段階を経て、実際に活動を始めようとする段階を主な対象として、市民による国際協力活動の「初めの一歩」を支援するもの。

(ア) 活動支援全般(団体登録制度⁴¹、後援名義付与、ビジョンBOX)

(イ) 活動の場の提供(会議室、セミナールーム、打合せスペース)

(ウ) 情報発信・交流の場の提供、発信支援

(貸出施設でのイベント・セミナー・研修、特別展示・写真展示スペース、地球ひろばHP・SNSでの発信、情報コーナーへのパンフ・チラシ配架、掲示板、フェアトレード商品販売)

対象別に利用される主な機能を分類すると、以下のとおりである。

⁴¹ 団体をあらかじめ登録することにより、地球ひろばの施設等を利用できるようにするもの。登録制度を設けず、施設貸出等を行う国内拠点もある。

- (ア) 小中高大学生：①関心向上・理解促進（体験型展示、施設訪問 プログラム、イベント・セミナー、カフェ）
- (イ) 市民：①関心向上・理解促進（主に体験型展示、イベント・セミナー、カフェ）
- (ウ) NGO／CSO：②参加支援・促進

(6) 研修員受入事業

研修員受入事業には「課題別研修」や「国別研修」、「有償勘定研修」等受入形態別で種類を分けているが、市民参加協力事業と目的等において親和性が高い事業は、以下のとおり。

1) 日系研修事業

中南米地域への日本人移住者子弟である日系人への技術協力を通じ、移住先国の国造りに貢献することを目的に、地方自治体、大学、公益法人、NGO／CSO、企業等の団体による日系研修員の受入にかかる提案をうけ、JICAが、これらの団体に日系研修員受入の実施を委託して行う国民参加型事業。

2) 青年研修事業

途上国の将来を担う青年たちを日本に招き、各国の開発課題に関連付けた専門分野において日本の有する技術・知識を学ぶための研修事業。

(9) 世界の人びとのための J I C A 基金

市民が国際協力に参画する場の提供と、JICA が国際協力活動における理念の浸透を図り、国民の国際協力及び機構事業に対する支持と理解醸成を目的に、市民の方々からの寄附金の受付を行っている。また、寄附活動を通じてわが国の寄附文化の醸成促進への寄与も期待される。預かった寄附金は、開発途上国で活動する NGO／CSO や個人などが行う活動支援に充てる。

(10) グローバルフェスタ J A P A N

10月6日の「国際協力の日」にちなみ、毎年10月に東京で開催されるイベント。国際協力に関わる団体やNGO／CSOなどが多数出展するが、JICAブースでは、来場者の方の各種相談に応じたり、様々なワークショップを実施。

2. JICA 市民参加のこれまでの経緯

JICA では、従来より市民を対象として様々な形で事業を実施してきた。(ただし、市民参加という概念の下に整理されたのは 2002 年度以降)

(1) 開発教育支援事業

1) 教師海外研修

1967年に高校教員向けに開始され、1996年に中学校教員、2002年に小学校教員に拡大。文科省や教育委員会を対象とした教育行政コースは2014年より開始。

2) 開発教育指導者研修

2001年より開始。

3) JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト

高校生を対象とした「海外移住懸賞作文」として1962年度にスタート。中学生の部は1995年度より開始。1990年度より「エッセイコンテスト」として再編され、2006年度より地球ひろば所管。

4) 大学生エッセイコンテスト

当初は大学生論文コンテストとして1997年度に開始、2004年度廃止。

5) JICA国際協力出前講座

始まりは1997年に始まった職員が講師となって母校で講演を行うサーモンキャンペーン。2004年度に国際協力出前講座に名称を変更。

(2) JICA ボランティア事業

1) 青年海外協力隊

1965年に「日本青年海外協力隊」として発足。1974年に「青年海外協力隊」に改称。これまでに88カ国41,445人を派遣(2016年3月現在)

2) 日系社会青年ボランティア

1985年に「海外開発青年」として事業開始。1996年に「日系社会青年ボランティア」に改称。これまでに9カ国1,266人を派遣(2016年3月現在)

3) シニア海外ボランティア

1990年に「シニア協力専門家」として事業開始。1996年に「シニア海外ボランティア」に改称。これまでに73カ国5,933人を派遣(2016年3月現在)

4) 日系社会シニアボランティア

1990年に「移住シニア専門家」として事業開始。1996年に「日系社会シニアボランティア」に改称。これまでに10カ国470人を派遣(2016年3月現在)

5) 短期派遣制度

2005年に創設された派遣期間が1年未満の短期派遣制度。

(3) 草の根技術協力事業

日本のNGO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体との連携を一層推進するために、「開発福祉支援事業」、「開発パートナー事業」及び「小規模開発パートナー事業」

のNGOとの連携事業、「国民参加型専門家」及び「地域提案型研修」の地方自治体との連携事業を整理・再編して2002年度に設置された。「国民の主体的な発意が最大限に尊重されること及び迅速かつ円滑に事業が行われることが重要」とする参議院外交防衛委員会における附帯決議（2002年）を受け、要請書に基づかなくとも良いことを明示的に法律上も認められた提案型事業である。

1) 開発福祉支援事業（1997年度～2001年度）

1996年にリヨン・サミットで日本が提唱した「世界福祉イニシアティブ」に基づき設立された事業。母子保健、高齢者・障害者・児童の福祉、貧困対策などについて、開発途上国で活動しているNGOに委任して実施する。NGOの発意に基づく提案をJICA事業として実施するという観点で、JICAで最初の取り組み。2002年度からはCommunity Empowerment Programと名称変更し、JICAの技術協力事業の一部として位置づけて実施。

2) 開発パートナー事業（1999年度～2001年度）

開発途上地域の政府機関または民間団体などによる持続的な開発に対する自助努力支援を目的として、日本のNGO、大学、民間会社または公益団体などに事業の実施を包括的に委託して実施するもの。事業規模1億円（事業期間は1年以内）。2001年までに計27件実施。

3) 小規模開発パートナー事業（2000年度～2001年度）

草の根レベルの案件実施をより促進し、開発パートナー事業より小規模で地域に根ざした活動を行う日本のNGO、大学、民間会社または公益団体などの参加機会を提供する観点から創設。事業規模1,000万円未満（事業期間は1年以内）。2001年までに計21件実施。

4) 国民参加型専門家（1998年度～2001年度）

主として地方自治体や地方で有する技術や経験を、開発途上国の地域の開発に役立てるために派遣される専門家。

5) 地域提案型研修（1998年度～2001年度）

地域で培われた技術や経験を開発途上国の開発に役立ててもらうため、地方自治体などの研修員受け入れの提案に基づいてJICAが受け入れる研修員。

(3) NGO 支援事業

地方自治体、NGOなど、各分野で国際協力に携わる人材の育成の観点から以下の研修機会を提供してきた。特にNGO向け研修については1998年にNGOとJICAの相互理解を目的として「NGO-JICA相互研修」が開始され、その後プロジェクトマネジメント手法や組織強化を支援する内容に変遷を遂げてきた。

1) NGO-JICA相互研修 1998年度～2007年度

国際協力事業の実務経験が2年以上あり、国際協力NGOに所属の者を対象に、NGOとJICA双方の気付きや学び、そして連携促進につながることを目的とした相互研修。

2) NGOスタッフのための人材育成研修 2001年度～2006年度

3) NGO技術者派遣 2002年度～2006年度

4) NGOスタッフのためのPCM1日研修 2003年度～2006年度(2007年度から「国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェクト運営基礎セミナー」に移行)

5) 組織力アップ! NGO人材育成研修 2007年度～2013年度(2015年度から「地域提案型NGO組織力アップ!研修」に統合)

国際協力事業実務経験3年以上の者を対象に、国内外で今後活躍する若手NGOスタッフの人材育成を通じ、団体の組織強化を目的にした参加型の研修。

(5) 提案型技術協力 (PROTECO)

JICAが開発途上国で実施している技術協力プロジェクトについて、NGO、地方自治体、大学、企業などの民間団体が有する技術や知見、経験を活かすために、プロジェクト形成、事業計画、実施を一括して委託するもの。開発途上国の要請書を踏まえてプロジェクトを公示する要請対応タイプと、JICAが開発課題を公示してプロジェクトの提案を募り、JICAとともにプロジェクトを形成する課題開発タイプの2種類がある。

(6) 青年研修事業

1984年に「青年招へい事業」として開始。地域の国際交流団体の協力のもとに実施されている。2007年度に研修の側面をより重視した事業として改編され、名称も「青年研修事業」に変更された。

3. 各アクターとの対話・連携の変遷

①開発途上国におけるニーズの多様化・複雑化により、開発援助も政府ベースのODAのみでは対応困難なケースが生じていること、②日本経済の好景気とあわせて右肩上がりであった日本のODA予算が初めて減少傾向に転じたことなどを背景に、1990年代から国際協力に携わるNGO、地方自治体等の関係者とODA実施機関との対話が推進された。特にJICAにおいてはNGOとの「対話」のための仕組みが整備された。

(1) 地方自治体

1) 地方自治体との連携協定

2011年の横浜市との連携協定を皮切りに、2015年4月現在、横浜市、埼玉県、兵庫県、神戸市、北九州市、沖縄県と包括連携協定を締結済。

2) 地域（経済）活性化特別枠の実施

地域の活性化を目的として、2012年度～2016年度補正予算が5年連続で措置され、2013年度（2012年度補正）に60件、2014年度（2013年度補正）に25件、2015年度（2014年度補正）に31件、2016年度（2015年度補正）に49件の地方自治体からの提案事業（上限金額6千万円）が採択されている。

3) 自治体間連携セミナーの実施

2014年度は「日本再興戦略」の流れを受け、ODAを活用した地方創生の動きが高まっている。2014年11月には、「地方自治体による海外展開推進のための自治体連携強化セミナー」をJICA主催で全国から43自治体から100名を超える参加者があった。

4) 地方自治体向け研修

地方自治体における国際協力人材育成支援の観点から人材養成確保事業として、1990年度より実施。

(2) 教育機関

1) 教育委員会との連携協定等

2005年に沖縄県教育委員会、2006年に東京都荒川区教育委員会と覚書を締結。2007年に神戸市教育委員会と連携協定を締結。2014年に埼玉県教育委員会と連携覚書を締結（埼玉県立総合教育センターと2011年に覚書締結）

また、JICA ボランティア事業に関しては、2013年静岡県教育委員会（カンボジア）、2014年沖縄県教育委員会（ラオス・ポリビア）、2015年長野県及び長野県教育委員会（ブラジル）、2016年埼玉県教育委員会（南アフリカ）と教員派遣の合意書を締結。

2) JICA ボランティアへの現職教員の参加

2000年度の「国際教育協力懇談会」（文部大臣（当時）の私的懇談会）を受け、2001年に文部科学省と外務省、JICA 及び都道府県教育委員会等の協力により「現職教員特別参加制度」が発足。

3) 国際教育比較調査

地球ひろばが文部科学省 国立教育政策研究所と合同で『グローバル化時代の国

際教育の在り方国際比較調査』を2011年12月から2014年3月に実施。オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、ドイツ、アメリカ、カナダの6か国を調査。

(3) NGO/CSO

1) 変遷

1998年度 NGOとの定期会合開始（旧JICA）

1999年度 「NGO-JICA連携事業検討会（1999年開発パートナー事業検討会として発足）」開始

1999年度 「開発教育小委員会」開始

2001年度 「評価小委員会」開始

2001年度 NGOとの定期会合開始（旧JBIC）

2008年度 「NGO-JICA協議会」設置

1) NGO-JICA連携事業検討会

よりよいパートナーシップを模索することを目的として設置され、発足以降ほぼ毎月開催。その過程では草の根技術協力事業の制度面に関して「草の根技術協力事業『77の論点』（77提言）」⁴²などの具体的な提言が生み出された。

2) NGO-JICA協議会

JICAは、NGO/CSOとの対話と連携を促進するため、NGO-JICA協議会を設置している。対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促進するため、意見交換を行っています。協議会は年4回開催され（うち1回は地域開催）、専門的・集中的な議論が必要な場合は分科会を設置している。

(4) 大学

1) 大学との連携

2015年4月現在、包括連携協定を17大学と締結しており、連携覚書を13大学と締結している。

2) 大学・JICA 連携会議：

2015年4月現在、大学-JICA 連携会議を過去3回開催し、包括連携協定及び連携覚書締結校及び外務省、文部科学省他オブザーバー参加を得て、機構の大学連携の各種事業（草の根、ボランティア、インターン）の情報提供を行い大学の要望を聴取するなどしている。

3) 草の根技術協力

パートナー型、支援型、地域提案型全てで大学と共同実施している。

4) 大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム：2013年度から大学学部生のグローバルな視点と問題発見・解決能力の習得のため、「大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム」を実施している。

⁴² 検討会の様々な検討項目の中で議論の中心となってきた連携事業の実務的な改善を求めて、NGO側検討会タスクが小規模開発パートナー事業、開発パートナー事業にかかわった経験を持つNGOに対して行ったアンケート調査結果とそれに加えた提案事項を基にJICAに対して、77項目にわたる「草の根技術協力事業に関する提言」として提出したものの。

4. 市民のサポート体制の拡充

市民との連携を通じて実施する事業の増加に従い、これらの活動をサポートすることを目的として、国内や海外での体制が整備されている。

(1) 国際協力推進員

国際協力推進員は、1996年のその制度が開始され、国際交流協会などの地方自治体が発行する国際協力の活動拠点に配置されている。その多くは青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアの経験者であり、海外での活動経験を活かし、地域の国際協力のコーディネーターとして、国際協力に対する理解や関心の向上や市民による国際協力の支援を行っている。

(2) NGO-JICAジャパンデスク

日本の NGO/CSO が開発途上国の現場で国際協力活動を行う際の支援や、NGO/CSO と JICA の連携促進を目的として 2002 年度から開催され、2015 年 4 月時点で 20 カ国に設置されている。主な支援内容としては現地での活動支援（現地情報の収集と提供、各種相談への対応）や草の根技術協力事業など日本の NGO/CSO と JICA の連携事業の円滑な実施に必要な業務を行っている。

付属資料 4. 国際協力機構作成資料（市民参加）

【市民参加協力（全般）関連報告書】

- 企画・調整部（2003）『プロジェクト研究 日本型国際協力の有効性と課題』
広尾センター（2005）『マルチアクター参加による市民間協力推進プロジェクト報告書』
国内事業部（2006）『市民参加協力事業のインパクトについて』
国際協力総合研修所（2007）『多文化共生に関する現状およびJICAでの取り組み状況にかかる基礎分析』客員研究員報告書
国際協力総合研修所（2013）『JICA国際協力人材ハンドブック』
広尾センター（2009）特定テーマ評価『市民の国際協力への取り組みとJICAの役割』

【開発教育支援関連報告書】

- 国際協力総合研修所（1999）『国民参加型協力推進基礎調査「開発教育支援のあり方」調査報告書』
中部国際センター（2004）『ここからつながる国際理解教育・開発教育の可能性 愛知県における国際理解教育・開発教育ニーズ調査報告書』
広尾センター、開発教育協会、関西NGO協議会、国際協力NGOセンター、名古屋NGOセンター（2009）『NGO-JICA協議会：開発教育小委員会総括報告書』
JICA地球ひろば（2014年）『文部科学省国立教育政策研究所・JICA地球ひろば共同プロジェクト グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査』最終報告書

【草の根技術協力・NGO連携関連報告書】

- 国際協力総合研修所（1995）『国際協力におけるJICAとNGOの連携に関する基礎研究報告書』
国際協力総合研修所（2003）『地域に根ざしたNGOの連携のために—草の根NGOとJICAとのパートナーシップ構築—』
企画・調整部（2004）『特定テーマ評価「NGO連携事業」—NGO・JICA評価小委員会による草の根型案件の評価手法のあり方について—（NGO連携事業を事例として）』
企画・調整部（2006）『特定テーマ評価「住民参加」報告書-NGO-JICA評価小委員会-』
国際協力総合研修所（2005）『NGO—JICA草の根展開型事業の経験分析—双方の事業特性と相互補完性を生かした今後の連携に向けて』
評価室準備室（2008）『特定テーマ評価「住民参加フェーズ2」報告書—NGO-JICA評価小委員会—』

国内事業部（2012年）『草の根技術協力事業 事後調査 報告書』
草の根技術協力事業10年の振り返りのための分科会委員一同（2016年）
『NGO-JICA協議会 草の根技術協力事業 10年の振り返り
のための分科会』

【ボランティア事業関連報告書】

企画・評価部（2001）『特定テーマ評価「中所得国における協力隊事業（マレーシア）」』

青年海外協力隊事務局（2002）『21世紀のJICAボランティア事業のあり方』
企画・調整部（2005）『特定テーマ評価「ボランティア事業（青年海外協力隊事業）」－マラウイ、バヌアツ、ホンジュラスの事例より－
報告書（本編）』

青年海外協力隊事務局（2006）『平成17年度ボランティア事業評価報告書』

青年海外協力隊事務局（2007）『現職教員特別参加・評価報告書』

沖縄国際センター（2013）『沖縄発JICAボランティア：ハローアゲイン／JICA沖縄編』

中国国際センター（2014）『日本国内の地域活性化につながるJICAボランティアの事例調査ファイナルレポート』

【地方自治体・地域の経験関連報告書】

国際協力総合研修所（1998）『地方自治体の国際協力事業への参加』（フェーズ1）

国際協力総合研修所（2000）『地方自治体の国際協力事業への参加』（フェーズ2）

国際協力総合研修所（2002）『国際協力とわが国の地域開発の連携』

国際協力総合研修所（2003）『地域おこしの経験を世界へ－途上国に手機能可能な地域活動－』

企画・調整部（2006）『特定テーマ評価「住民参加」－NGO・JICA評価小委員会－』

中部国際センター（2008）『新JICA中部における青年海外協力隊OV社会還元活動のあり方』

国内事業部（2009）『国内機関による地域国際化への貢献度調査』

